令和6年3月25日

1

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

号 外(2)

目

次

監査委員公告

○包括外部監査の結果に関する報告の公表

1

日

公

告

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の37第5項の規定に基づき包括外部 監査人柴義公から監査の結果に関する報告があったので、同法第 252条の38第3項 の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月25日

富山県監査委員 Щ 崎 宗良 富山県監査委員 彰 鲁. Ш 富山県監査委員 中 人 \mathbf{H} 篤 樹 富山県監査委員 髙 TF. 橋

(通知文)

令和6年3月8日

富山県監査委員 山 崎 宗 良 殿

富山県監査委員 亀 山 彰 殿

富山県監査委員 田 中 篤 人 殿

富山県監査委員 髙 橋 正 樹 殿

富山県包括外部監査人 柴 義 公

令和5年度包括外部監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 252条の37第5項及び包括外部監査契約書第7条に基づき、令和5年度包括外部監査の結果に関する報告書を提出します。

(報告書)

包括外部監査結果報告書

第1部 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定による包括外部監査

- 2. 選定した特定の事件及び選定理由
- (1)選定した特定の事件

公共施設等(土地及び建物)の管理状況について

(2)選定理由

多くの地方公共団体は厳しい財政状況の中、今後見込まれる人口減少・少子高齢化に伴い、 住民から求められる公共施設等のあり方が質・量の両面において大きく変化していく状況に直面している。

「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(平成26年4月22日策定 令和5年10月10日最終改訂(総務省)、以下「総務省指針」という。)」では、「早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」と記されている。

富山県では、この「総務省指針」に基づき「富山県公共施設等総合管理方針(平成28年2月策定 令和4年3月最終改訂、以下「県管理方針」という。)」をとりまとめ、富山県が保有する公共施設等の現状と課題及び管理に関する基本的な考え方を示しており、「令和5年度県庁活性化の取組み」においても「公共施設マネジメントの推進」を掲げている。

また、総務省は「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成 27 年 1 月 23 日付け総務大臣通知総財務第 14 号)の中で、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を参考とした固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成を要請しているが、総務省指針においてもこの地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報の活用が望ましいとされている。

さらに、本県における過去の包括外部監査においても公有財産の管理に関して指摘や意見がなされてきた。

こうした状況を踏まえ、本県における公共施設等(土地及び建物)の管理状況について監査テーマとすることが有意義であると判断した。

3. 監査の実施期間

令和5年7月1日から令和6年3月22日まで

なお、令和5年4月から6月までは特定の事件の選定、監査補助者の選任及び予備調査等を 実施した。

4. 監査の対象期間

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日) ただし、必要に応じて令和5年度及び過年度についても対象とした。

5. 監査の方法

(1)着眼点

- ①富山県公共施設等総合管理方針について
- ・総務省指針に従って適正に作成されているか
- ・富山県の実情を反映したものであるか
- ・個別施設計画との整合性が図られているか
- ・適宜見直しがなされ、また、適切に実行されているか

②各施設及び土地について

- ・公有財産台帳及び固定資産台帳は適切に整備されているか
- ・現状(利用状況、類似施設の存在、収支、老朽化の程度など)が的確に把握されているか
- ・今後の見通しについて方針や計画が作成され、実行されているか
- ・取得、処分、貸付、管理に係る事務手続は適切に実施されているか

③過去の包括外部監査における指摘及び意見について

・事後的にどのような措置等がなされているか

(2)手続

関連する資料の閲覧、担当部署への質問、数値分析、現場への視察を中心として実施した。

6. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	柴 義 公	公認会計士•税理士
補 助 者	蒲田和史	公認会計士•税理士
補 助 者	山口哲也	公認会計士•税理士
補 助 者	梶 谷 昭	公認会計士·税理士
補 助 者	谷 口 明	公認会計士•税理士
補 助 者	橋 本 理 華	公認会計士•税理士

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定による記載すべき利害関係はない。

8. 表示数値について

報告書の表の合計(または差額)は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計(または差額)とが一致しない場合がある。

9. 語句の説明

当報告書において記載する「指摘」及び「意見」の定義は、以下のとおりである。

「指摘」

一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合(形式的な誤りを含む。)、 あるいは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」

一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

10. 監査結果(主な指摘及び意見)

- (1)公共施設等全体について
- ①公共施設等の再編の議論を推進すべき【指摘0-1】

人口減少・少子高齢化が進むなか、高度経済成長期以降に建設してきた公共施設等が更新時期を迎えている。経常収支比率などの指標を当時と比べると現在の財政状況は厳しく、すべての公共施設等を更新していくことには限界があり、公共施設等の再編を本格的に議論する時期にきている。

総務省指針に基づき、富山県は県管理方針を作成しているものの、個別具体的な再編の議論が進んでおらず、総務省指針において記載すべき、あるいは記載が望ましいとされている行政サービス水準の検討、数値目標、広域連携、PDCA サイクルの推進、議会や住民との情報共有などについて、記載がないか、もしくは不十分となっている。

②長寿命化の対象施設の絞り込み【意見0-1】

県管理方針や個別施設計画において「長寿命化を図る」といった方針が示されているが、現有 の施設の再編について議論したうえで、長寿命化を行う対象施設を絞り込むべきである。

③公共施設等に充当可能な財源の見込みを示すべき【指摘0-2】

公共施設等再編の議論において、今後、どれくらいの財源を確保できるのかといった情報は不可欠である。総務省指針においても、公共施設等に要する経費に充当可能な財源の見込みについて明らかにするよう求めているが、県管理方針には数値の記載がなされていない。

④公共施設マネジメント(再編の議論等)に必要な情報を整理すべき【指摘0-3】

県管理方針に「公共施設等のマネジメントに資する固定資産台帳を整備した」と記載がなされているが、固定資産台帳の記載項目だけでは、公共施設マネジメントに必要な情報が網羅されているとはいえず、施設ごとの収支情報、利用状況、近隣施設の状況などの情報を整理すべきである。

⑤多様な財源の確保【意見0-2】

公共施設等の整備財源を多様な方法で確保していく必要がある。たとえば、基金の造成、施設利用料の見直し、資産の有効活用、維持管理業務の見直し、PPP/PFIの活用、クラウドファンディングなどが考えられる。県としてすでに取り組んでいるものはさらに取組みを進め、そうでないものについては導入を検討いただきたい。

⑥全庁的な取組体制の構築【意見0-3】

県全体の公共施設等について、再編の議論や情報の収集、財源の確保といったことに取り組むためには、全庁的な取組体制の構築が必要となる。富山県では副知事を委員長とし各部局長を委員とする「富山県県有施設整備等推進委員会」を設置しているものの、保有総量や適正配置についての具体的な検討や計画策定には至っていない。

(2)個別施設について

①庁舎等

・県庁舎本館の文化財としての有効利用について【意見1-6】

県庁舎本館は国の登録有形文化財であり文化財としての有効利用の可能性について議論が必要である。

②文化施設

・修繕計画のモニタリングの実施について【意見3-2】

文化施設について長寿命化を前提とした修繕計画を策定しているが、計画に基づく修繕の実施状況や費用について事後的なモニタリングがなされていない。

計画を適時適切に見直すためにもモニタリングによって差異を分析し、その結果を今後の計画に織り込むことが必要である。

③スポーツ施設

・県営高岡武道館の利用について【意見4-2】

新武道館設置後、現在の県営高岡武道館は県営施設としては廃止することとされている。廃止後においても現状の利用者の意向に配慮して今後の施設の活用方法について検討すべきであり、県としても対応を図る必要がある。

・公有財産台帳への記載漏れについて【指摘4-1】

富山県財産管理規則第6条5号により、公有財産に関する台帳を整備することが義務付けられているが、下記の価格改定の内容が公有財産台帳に登録されていなかった。

施設名	内容	時期	金額
県営富山武道館	耐震工事	平成 13 年 3 月	91,590,450 円

④県営住宅

・県実施の修繕工事の予算執行額について【意見5-3】

県実施の修繕等工事について、予算の執行率が5割を下回る年度・事業がある。これは入居者 との各種調整の手間がかかることから、入札が不調に終わっているケースが多いことが要因となっ ている。このような場合、必要な修繕がタイムリーに実施できないことから、事後コストの増大や、建 物の老朽化による事故の発生等の弊害が生じる可能性が懸念される。

入居者との調整を設計金額に反映させるか、金額以外の観点で入札にインセンティブが働くような代替案を県として考案することが望まれる。

・修繕費の費用負担区分の判断根拠【意見5-5】

修繕費用の負担者の判断基準は、「富山県営住宅指定管理者業務仕様書」により定められている。基本的には入居者の原因によるものは入居者負担とされ、案件ごとに判断がなされているところ、「工事完了調書」にはそうした検討過程が文書化されていない事例が散見された。費用負担の適切性について事後的に検証できるよう、帳票の作成などのルールを設けることが考えられる。

⑤ 県立中央病院

・職員の就労環境について【意見7-1】

医師や看護師のハード・ソフト面の就労環境は大切であるが、普段利用する厚生棟について、 現在策定されている大規模修繕計画には、その整備について触れられていない。厚生棟は昭和 50年前後に建設され、手狭といった声も聞かれることから、必要な整備を早く進めるべきである。

(3)未利用地について

①未利用地についての対応状況

未利用地への対応は様々な経過を経て、現在は「富山県県有施設整備等推進委員会の設置及び運営に関する要綱」を制定し(令和4年4月)、未利用地等活用検討部会が設置されている。また、平成11年度から令和3年度の期間に県有未利用地の売却が実施されている。

区分	件数	面積(m²)	売却金額(円)
公共随契等	39	161,974.65	3,948,494,132
一般競争入札	64	424,857.93	5,402,652,139
計	103	586,832.58	9,351,146,271

②未利用地の活用方法について【意見8-2、8-5、8-6、8-8、8-9】

富山県では未利用地の活用方法の検討及び土地の分類の見直しが実施されているが、長期間保有し、かつ現状においても活用方法等が見いだせない未利用地がいくつか存在している状況にある。

視察の対象とした、JET 駐車場跡地、旧 TIC 日本語学校校舎跡地、近代美術館本館敷地、蓮町職員住宅跡地についても同様の状況にあり、早急に売却等を検討することが必要と考える。

対策として、例えば市町村に対する定期的な情報提供や利活用の意向確認の実施、県のホームページに未利用地の情報を掲載するなど、広く県民に情報提供を行い、ニーズの把握に努めることも考えられる。

<参考> 指摘・意見の一覧(指摘6件、意見31件)

指摘	監査対象	内容	第4部記載箇所
0-1	公共施設等全体	公共施設等の再編の議論を推進すべき	第1章第3節
0-2	公共施設等全体	公共施設等に充当可能な財源の見込みを示すべき	第1章第3節
0-3	公共施設等全体	公共施設マネジメント(再編の議論等)に必要な情報	第1章第3節
		を整理すべき	
4-1	スポーツ施設	公有財産台帳への記載漏れについて	第2章第4節
8-1	未利用地	民間車両による不法占有(JET 駐車場跡地)	第2章第8節
8-2	未利用地	老朽化した電灯の撤去(蓮町職員住宅跡地)	第2章第8節

意見	監査対象	内容	第4部記載箇所
0-1	公共施設等全体	長寿命化の対象施設の絞り込み	第1章第3節
0-2	公共施設等全体	多様な財源の確保	第1章第3節
0-3	公共施設等全体	全庁的な取組体制の構築	第1章第3節
1-1	庁舎等	保有総量について	第2章第1節
1-2	庁舎等	個別施設の評価・計画について	第2章第1節
1-3	庁舎等	施設の現況把握について	第2章第1節
1-4	庁舎等	ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の具体的な	第2章第1節
		方針	
1-5	庁舎等	計画の状況・現況把握について	第2章第1節
1-6	庁舎等	県庁舎本館の文化財としての有効利用について	第2章第1節
2-1	学校施設	富山県学校施設長寿命化計画のフォローアップ	第2章第2節
3-1	文化施設	文化施設の適正な供給水準の設定について	第2章第3節
3-2	文化施設	修繕計画のモニタリングの実施について	第2章第3節
4-1	スポーツ施設	スポーツ施設の適正な供給水準の設定について	第2章第4節
4-2	スポーツ施設	県営高岡武道館の利用について	第2章第4節
4-3	スポーツ施設	計画した修繕の未実施及び計画外の修繕の実施	第2章第4節
5-1	県営住宅	県営住宅必要量の見直し	第2章第5節
5-2	県営住宅	維持管理、建替え、用途廃止基準の明確化	第2章第5節
5-3	県営住宅	県実施の修繕工事の予算執行額について	第2章第5節
5-4	県営住宅	中長期的な県営住宅の維持にかかる収支管理	第2章第5節
5-5	県営住宅	修繕費の費用負担区分の判断根拠	第2章第5節
6-1	警察施設	長寿命化対策の検討	第2章第6節
7 - 1	県立中央病院等*1	職員の就労環境について	第2章第7節
8-1	未利用地	定期的な維持管理が必要(JET 駐車場跡地)	第2章第8節
8-2	未利用地	今後の活用方法(JET 駐車場跡地)	第2章第8節
8-3	未利用地	無断使用への対応(旧 TIC 日本語学校校舎跡地)	第2章第8節
8-4	未利用地	土地の境界(旧 TIC 日本語学校校舎跡地)	第2章第8節
8-5	未利用地	今後の活用方法(旧 TIC 日本語学校校舎跡地)	第2章第8節
8-6	未利用地	今後の活用方法(近代美術館本館敷地)	第2章第8節
8-7	未利用地	境界線が不明瞭(蓮町職員住宅跡地)	第2章第8節
8-8	未利用地	土地の活用方法(蓮町職員住宅跡地)	第2章第8節
8-9	未利用地	未利用地の情報開示の必要性	第2章第8節

^{*1:}富山県立中央病院及び富山県リハビリテーション病院・こども支援センター施設

第2部 監査対象の概要

第1章 公共施設等の概念

第1節 定義・分類

- 1. 公共施設等とは
- (1)地方財政白書

「令和4年版地方財政白書(総務省発行)」では「11公共施設の状況」において「地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。」と記載されている。

(2)地方自治法

地方自治法では第2編第9章「財務」の第9節「財産」及び第10章「公の施設」の中で公共施設等に関する規定を次のように設けている。

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 2~3 (略)

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産の うち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
- 二~八(略)
- 2 (略)
- 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供する ための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2~3(略)

(3)総務省指針

総務省指針において「公共施設等」を次のように定義している。

物品 債権 基金

公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念である。

(4)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律における定義 当法律では第2条において次のように定義している。

(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設(設備を含む。)をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設
- 二 庁舎、宿舎その他の公用施設
- 三 教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生 保護施設、駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅
- 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、 観光施設及び研究施設
- 五 船舶、航空機その他の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)
- 六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

以上を踏まえると、公共施設等とは、事務又は事業を執行するため直接使用する目的、又は住

民の生活を維持・向上させる目的で地方公共団体が供給する工作物や建物の総称ととらえることができる。地方自治法との関係では、公用財産及び公共用財産(いずれも第 238 条第 4 項)が公共施設等に該当するものと理解できる。

第2章 公共施設等の現状と課題

第1節 公共施設等の現状

1. 公共施設等の老朽化と更新費用

我々の身近には様々な公共施設等が存在している。庁舎等の行政機能の中枢となるものに限らず、文化施設、スポーツ施設、公営住宅、学校施設など、さまざまな公共施設等が整備されている。これらは戦後の人口増加や高度経済成長に伴う行政サービスへの需要増加などに対応するべく、昭和30年代以降、高度経済成長期に一斉に整備が進められ、バブル経済期、バブル崩壊後の景気対策期でも整備が続けられてきた。

公共施設等については、たとえば鉄骨鉄筋コンクリート造の建物であれば、用途にもよるものの、その耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)や統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年 8 月改訂 総務省)において、およそ 50 年とされており、戦後に整備された公共施設等は 2000 年代に入ってから順次、老朽化し、更新時期を迎えることになる。

老朽化が進んだ場合、公共施設等の利便性を一定水準以上に保つためのメンテナンスが必要となるほか、長寿命化による利用可能期間の延長といった対応が必要となる。さらに更新時期が到来すれば、建替更新しなければならなくなる。他方で建替更新にあたっては、仮に同程度の施設を建設するとしても、取得時に要した金額に物価変動分を考慮した資金が必要となるほか、昨今の資材価格などの高騰や人手不足による建築コストの増加、あるいは耐震基準や環境への対応などを踏まえると、さらに多くの資金を要することが見込まれる。

2. 人口減少

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口(令和5年推計)」によれば、我が国の人口は2011年に1億2,779万人となり、初めて総人口が減少に転じている。その後も減少傾向が続いており、2030年には1億2,011万人、2056年には9,965万人と1億人を割り込むと推計されている。

人口減少が進めば、公共施設等に対する需要が減少するため、現状の公共施設等が余剰となる、あるいは遊休となることが予想されることから、今後は人口規模に応じた公共施設等の再編や 統廃合等が必要になってくることが見込まれる。

3. 少子高齢化の進展による人口構成の変化

同じく、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」によれば、人口構成は2022年を起点に、10年前、10年後、20年後(推計)を比較すると次のようになっており、高齢者の割合が大きく増加するこ

とが予測されている。

	2012	年	2022 年		2032 年		2042年	
年齢区分	千人	構成	千人	構成	千人	構成	千人	構成
年少人口	16 547	1.20/	14 515	12%	19.096	10%	11 909	1.00/
(15 歳未満)	16,547	16,547 13%	3% 14,515	12%	12,026	10%	11,292	10%
生産年齢人口	00 175	620/	74 106	59%	60.705	59%	60 4F1	54%
(15 歳~64 歳)	80,175	80,175 63%	63% 74,196	59%	69,705	39%	60,451	54%
老年人口	20.702	0.40/	20, 200	200/	27.025	0.10/	20 500	2.00
(65 歳以上)	30,793	24%	36,266	29%	9% 37,035	31%	39,500	36%
総人口	127,515	100%	124,978	100%	118,766	100%	111,243	100%

人口構成の変化は、公共施設等に対する利用需要、すなわち、利用主体(誰が使うのか)、利用目的(何のために使うのか)、利用頻度・回数・時間(どれくらい使うのか)が変化するということである。たとえば少子化に伴い保育所等の児童福祉施設、幼稚園・学校等の教育施設の余剰が発生するとともに、急速な高齢化に伴い高齢者福祉施設、介護施設等の不足が生じることになる。また、高齢者の増加に伴い、公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化も求められる。今後の公共施設等整備においてはこうした利用需要の変化への対応が必要になってくることが見込まれる。

4. 財政状況

(1)直近5か年(平成29年度から令和3年度)の普通会計決算の状況

①歳入・歳出

地方公共団体の平成29年度から令和3年度までの5か年は以下のとおり推移している。

歳入(億円)	H29	H30 R1 R2		R3	
地方税	399,044	407,514	412,115	408,256	424,089
地方交付税	167,680	165,482	167,392	169,890	195,049
その他一般財源	25,380	28,053	30,821	24,579	29,015
小計(一般財源*)	592,104	601,049	610,328	602,725	648,153
国庫支出金	154,650	148,341	157,854	374,024	320,206
地方債	106,449	105,084	108,705	122,607	117,454
その他	160,030	158,978	155,571	201,116	197,098
計	1,013,233	1,013,452	1,032,458	1,300,472	1,282,911

*:一般財源

使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源をいう。具体的には地方税、 地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得 割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税 交付金、軽油引取税交付金などが該当する。これに対して使途が特定されている財源を特定財源 という。

歳出(億円)	H29	H30	R1	R2	R3
義務的経費	493,957	491,064	495,111	504,847	541,989
人件費	224,652	224,660	224,568	230,282	230,072
扶助費	142,814	142,997	149,409	154,222	185,554
公債費	126,491	123,406	121,133	120,341	126,360
投資的経費	151,654	158,037	164,239	168,709	160,091
普通建設事業費	143,205	147,644	154,164	158,663	153,028
うち補助事業等	80,227	77,436	84,080	91,589	88,536
うち単独事業	62,978	70,208	70,084	67,074	64,492
その他	8,448	10,392	10,075	10,045	7,062
その他の経費	334,373	331,105	337,672	581,033	531,598
計	979,984	980,206	997,022	1,254,589	1,233,678

また、歳出のうち、一般財源を充当した部分(一般財源充当額)は次のように推移している。

(単位:億円)	H29)	H30		R1		R2		R3	
一般財源	592,104	100%	601,049	100%	610,328	100%	602,725	100%	648,153	100%
①義務的経費	328,424	55%	330,412	55%	334,624	55%	318,823	53%	332,031	51%
人件費	170,846	29%	172,277	29%	174,050	29%	168,575	28%	171,311	26%
扶助費	54,461	9%	56,405	9%	59,516	10%	55,641	9%	58,905	9%
公債費	103,118	17%	101,730	17%	101,058	17%	94,607	16%	101,815	16%
②投資的経費	29,670	5%	33,010	5%	28,856	5%	24,244	4%	26,178	4%
普通建設事業費	28,546	5%	31,667	5%	27,605	5%	23,351	4%	25,693	4%
その他	1,124	0%	1,343	0%	1,251	0%	893	0%	485	0%
③その他の経費	208,587	35%	211,724	35%	219,123	36%	225,611	37%	251,892	39%
翌期繰越	25,423	4%	25,903	4%	27,725	5%	34,047	6%	38,052	6%

歳入のうち一般財源は年間 60 兆円前後で推移している。この一般財源が何に使われたのか (一般財源充当額)に着目すると、義務的経費に 55%程度(内訳として人件費へ 30%程度、扶助費へ10%程度、公債費へ15%程度)、投資的経費に5%程度、その他の経費に40%程度を充当していることが分かる。

一般財源のうち、公共施設等の整備に当たる投資的経費への充当率は 5%程度と低く、投資的 経費にはそのほとんどが地方債や国庫支出金を中心とした特定財源が充当されていることが分かる。

②地方債残高及び基金残高

地方公共団体の平成29年度から令和3年度までの5か年は以下のとおり推移している。

(単位:億円)	H29	H30	R1	R2	R3
地方債残高	1,442,889	1,436,549	1,434,429	1,446,061	1,445,809
一般財源	592,104	601,049	610,328	602,725	648,153
地方債残高÷一般財源	244%	239%	235%	240%	223%
基金残高	235,059	232,571	229,358	226,005	258,083
地方債と基金の差額	1,207,830	1,203,978	1,205,071	1,220,056	1,187,726

地方債残高は 144 兆円台で推移しているが、これは一般財源の 2.2~2.4 倍程度の水準に達していることが分かる。

③経常収支比率

経常収支比率は次の式で表される。

【算式】

D経常経費充当一般財源等

 $- \times 100$

A 経常一般財源等歳入合計+B 減収補てん債特例分+C 臨時財政対策債

- A:一般財源等(使途の特定の無い財源)のうち、毎年度経常的に収入される部分
- B:地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債
- C: 地方一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債
- D:一般財源等のうち、毎年度経常的に支出される経費(人件費、扶助費、公債費等)に充当された部分

この指標は、一般財源の中でも地方税、地方交付税を中心とする経常的な収入が、人件費、扶助費、公債費などのように毎年経常的に支出される経費(削減が困難な固定的経費)にどの程度 充当されているかを表している。数値が低いほど、財政に余裕があり(財政の弾力性が高い)、高いほど財政に余裕がない(財政が硬直化している)とされる。

地方公共団体の平成29年度から令和3年度までの5か年は以下のとおり推移している。

	H29	H30	R1	R2	R3	
経常収支比率	93.5%	93.0%	93.4%	93.8%	88.1% *1	

*1:令和3年度に措置された普通交付税における臨時財政対策債償還基金費は、令和4年度 以降の公債費負担対策に係るものであることを考慮し、当該措置額を経常一般財源から控除し た場合の経常収支比率は、90.2%となる。

経常収支比率は90%台前半で推移している。つまり、経常的な収入の90%以上は経常的な経

費に充当されており、経常的な収入を投資的経費などの非経常的な支出へ充当できる余力は、そ の10%弱程度という状況にある。

(2)昭和40年代後半の5か年(昭和45年度から昭和49年度)の普通会計決算の状況 公共施設等の現状を把握するうえで、公共施設等の整備が積極的になされた昭和40年代後半 の財政状況を確認しておく。

①歳入・歳出

地方公共団体の昭和45年度から昭和49年度までの5か年は以下のとおり推移している。

歳入(億円)	S45	S46	S47	S48	S49
地方税	37,507	42,357	50,045	64,913	82,375
地方交付税	17,982	21,014	25,530	31,318	41,987
その他一般財源	1,087	1,258	1,639	1,797	2,226
小計(一般財源)	56,576	64,629	77,214	98,028	126,587
国庫支出金	20,929	25,660	33,849	38,007	50,269
地方債	6,429	11,238	16,359	16,375	19,254
その他	17,106	20,267	23,485	29,761	38,757
計	101,040	121,794	150,907	182,171	234,867

歳出(億円)	S45	S46	S47	S48	S49
義務的経費	40,832	48,280	59,635	74,412	103,349
	-	-	-	-	-
人件費	32,055	37,992	45,460	56,822	80,093
扶助費	5,081	5,955	8,492	11,078	14,920
公債費	3,696	4,333	5,683	6,512	8,336
投資的経費	36,492	46,259	57,586	63,679	78,985
普通建設事業費	33,988	43,388	53,012	59,573	73,681
うち補助事業等	18,801	24,823	32,222	34,199	42,796
うち単独事業	15,187	18,565	20,790	25,374	30,885
その他	2,504	2,871	4,574	4,106	5,304
その他の経費	20,825	24,556	28,962	36,648	46,454
計	98,149	119,095	146,183	174,739	228,879

また、歳出のうち、一般財源を充当した部分(一般財源充当額)は次のように推移している。

(単位:億円)	S4	5	S4(6	S4	7	S48	8	S49)
一般財源	56,576	100%	64,629	100%	77,214	100%	98,028	100%	126,587	100%
①義務的経費	27,125	48%	32,268	50%	39,782	52%	49,430	51%	69,225	55%
人件費	23,168	41%	27,544	43%	33,213	43%	41,557	43%	58,777	46%
扶助費	1,096	2%	1,374	2%	2,226	3%	2,792	3%	3,871	3%
公債費	2,861	5%	3,350	5%	4,344	6%	5,080	5%	6,577	5%
②投資的経費	15,072	27%	16,460	26%	17,444	23%	21,710	22%	26,508	21%
普通建設事業費	14,465	26%	15,804	25%	16,766	22%	21,026	21%	25,588	20%
その他	607	1%	656	1%	677	1%	684	1%	920	1%
③その他の経費	11,905	21%	13,680	21%	16,035	20%	20,701	21%	25,827	20%
翌期繰越	2,473	4%	2,222	3%	3,953	5%	6,187	6%	5,028	4%

歳入のうち一般財源は年間 5.6 兆円から 12.6 兆円へと5 年で2 倍以上に増加している。この一 般財源が何に使われたのか(一般財源充当額)に着目すると、義務的経費に 50%前後(人件費へ 40%程度、扶助費へ2~3%程度、公債費へ5%程度)、投資的経費に25%程度、その他経費に は20%程度を充当していることが分かる。

つまり、公共施設等の整備に当たる投資的経費には一般財源の 4 分の 1 ほどを充当できてお り、平成29年度から令和3年度までの5か年が5%程度しか充当できていないことと比較すると、 その割合は高く、公共施設等の整備における特定財源(借金や国からの補助金等)への依存度は 現在よりも低かったといえる。

②地方債残高及び積立金残高

地方公共団体の昭和45年度から昭和49年度までの5か年は以下のとおり推移している。

(単位:億円)	S45	S46	S47	S48	S49
地方債残高	29,743	39,708	53,728	68,304	85,366
一般財源	56,582	64,673	77,264	98,028	126,587
地方債残高÷一般財源	53%	61%	70%	70%	67%
積立金現在高	2,730	3,063	4,336	5,985	7,352
地方債と積立金の差額	27,013	36,645	49,392	62,319	78,014

地方債残高は 2.9 兆円から 8.5 兆円へ増加しているものの、一般財源に対する割合は 70%以 下で推移していたことが分かる。他方、平成29年度から令和3年度は220%から240%程度で推 移しており、昭和40年代後半と比べると地方債の一般財源に対する割合が3倍以上になっている ことが分かる。

③経常収支比率

地方公共団体の昭和45年度から昭和49年度までの5か年は以下のとおり推移している。

	S45	S46	S47	S48	S49
経常収支比率	67.1%	70.4%	72.1%	71.4%	75.9%

昭和40年代後半の5年間の推移をみると、経常収支比率は60%台後半から70%台中盤へ上 昇しており、財政の硬直性が高まっている。しかし、平成 29 年度から令和 3 年度においては 90% 程度にまで上昇しており、財政の硬直性はより高くなっていることが分かる。

(3)昭和40年代後半(当時)と平成29年度から令和3年度(現状)の比較

①一般財源の状況

まず、経常収支比率が当時は60%台後半から75%程度で推移していたところ、現状は90%台 までに上昇し、財政の硬直性が大きく高まっている。

このことは一般財源の充当状況(使い道)においても、当時は一般財源の 25%程度を公共施設 等整備などの投資的経費に充当していた(できていた)ものが、現状では 5%程度に低下し、逆に 地方債の償還などの公債費には 5%程度の充当で済んでいたものが、現状では 15%程度にまで 上昇、また社会福祉・児童福祉などの扶助費には 2~3%程度の充当で済んでいたものが、現状 では10%程度までに上昇していることからも伺える。

地方債の残高は一般財源との比較で、当時と比べて 3 倍以上に増加しており、このことが一般 財源の公債費への充当額の増加につながっている。また、少子高齢化などの環境変化が社会福 祉などの扶助費の増加につながっている。

以上より、当時と比べて一般財源を公共施設等の整備に充当できる余力は大きく低下している といえる。

②地方債の水準

公共施設等の整備財源は当時より一般財源だけで行ってきたわけではなく、地方債の発行や 国からの補助金にも依存してきている。しかし、地方債は将来の負担増となるものである。当時は 地方債残高が一般財源の 70%程度であり、公債費への支出が一般財源の 5%程度であったが、 現状は地方債残高が一般財源の 220%程度まで、公債費への支出が一般財源の15%程度まで 増加しており、地方債の負担は重くなっているといえる。

③国の財政状態

公共施設等整備のもう 1 つの大きな財源として国からの補助金が考えられる。しかし、国の財政 状況をみると、いわゆる国の借金は令和 4 年度末で 1,270 兆円(GDP 比 2.6 倍)にまで膨れ上が っており、地方公共団体の公共施設等整備に十分な支援ができる状況にはないといえる。

④公共施設等の更新

現状の財政状況からすれば、公共施設等の整備が進められた当時と比べて財政余力は低下しており、公共施設等の更新に充当できる財源は限られているといえる。そうした中で、高度成長期以降に整備してきた多くの公共施設等が、今後更新時期を迎えることになるが、更新時期を迎える公共施設等のすべてをそのまま更新することは、財政の観点からは著しく困難な状況にあるといえる。

5. 公共施設等の現状についてのまとめ

公共施設等は、過去に整備した施設の老朽化が進み、また、順次更新時期を迎えるといった状況にあるが、人口の減少や人口構成の変化により、必要とされる公共施設等が、質的量的の両面で変化してきていること、また、財政状況により公共施設等のすべてをそのまま更新していくことが難しいという現実に直面している。

地方公共団体はこうした前提に立ち、施設の再編(残す施設、統廃合する施設)を進めながら、 また、財源を確保しながら、住民の公共施設等に対するニーズに応えていかなければならないといった大きな課題を抱えている。

第2節 総務省の見解

1. 総務大臣通知

平成26年4月22日付けの総務大臣通知として、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(以下、「総務大臣通知」という。)が公表されている。そこでは、公共施設等の現状について次のように記載されている。

「我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。」

こうした現状を踏まえて総務大臣通知では地方公共団体に対して「速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定に取り組まれるよう」との要請がなされており、策定にあたっての総務省指針も策定・公表されている。

なお、計画の策定に要する経費についての特別交付税措置、公共施設等の集約化・複合化、 転用事業、除却事業、長寿命化事業などについての地方債措置(公共施設等適正管理推進事業 債(令和8年度まで延長))の制度が整備されている。 2. 公共施設マネジメントの一層の推進について(平成28年11月7日付け 総務省自治財政局財 務調査課長通知)

公共施設等の老朽化という課題に対して、厳しい財政事情の下、効率的に公共施設マネジメントを実施することが必要であるとし、公共施設マネジメントの実施にあたっては、公共施設等総合管理計画の策定や地方公会計制度において作成される「固定資産台帳」を基として、一層推進されることが期待できるとしている。

3. 地方財政白書

令和4年版の地方財政白書(総務省)では、「第3部最近の地方財政をめぐる諸課題への対応4.公共施設等の適正管理の推進」において次のような認識が示されている。

「我が国においては、高度経済成長期に大量に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎える中、人口減少や少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化や地方財政の厳しい状況等を踏まえると、各地方公共団体においては、地域における公共施設等の適正管理に向けた取組を着実に推進する必要がある。」

総務省は公共施設等の老朽化問題、更新問題、あるいは厳しい地方財政といった現状を踏まえ、地方公共団体に対して、公共施設マネジメントに取り組み、公共施設等の適正管理、すなわち計画的な更新・統廃合・長寿命化の実施を通じて公共施設等の最適な配置と財政負担の軽減を図ることを求めているといえる。

第3節 公共施設等に対して取り組むべき課題

公共施設等の現状を踏まえて、今後、以下の点について課題として取り組んでいく必要があるといえる。

1. 再編

地方財政は、公共施設等の整備が盛んに行われた高度経済成長期に比べると、財政余力は低下していることは明らかであり、これまでに整備してきたすべての公共施設等を更新していくことは 財政の観点からみて非常に困難であるといえる。

また、人口は将来的に減少していくことが見込まれており、これに比例して公共施設等に対する 量的な需要も減少していくと見込まれることから、すべての公共施設等を更新する必要は無いとい える。

他方で、公共施設等の多くは住民生活に直接・密接に関係しており、安心・安全で快適な住民 生活を確保する観点から、住民の利便性やニーズに対応した公共施設等の整備が今後も求めら れる。

したがって、地方公共団体には既存の公共施設等ありきではなく、財政・人口・住民ニーズとい

った要素を踏まえ、どのような公共施設等をどれくらい整備していく必要があるのかという視点で検 討し、既存の公共施設等を再編(更新・統廃合・廃止の意思決定)していくことが求められる。

この点について、いくつかの地方公共団体では人口 1 人当たりの公共施設等の延べ床面積や 施設数を指標とし、削減目標を設定する動きがみられる。

また、検討にあたっては国や隣接する地方公共団体とも連携し、広い視野で余剰施設・重複施 設・類似施設を見極めること、住民の意見やニーズ等を十分に反映させることも求められる。

さらに、「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について(総務省、平成 26 年 8 月 29 日)」という総務省から地方公共団体への通知文書においても次のような認識が示さ れている。

「公的施設の老朽化対策や耐震化等は、国家的課題であり、厳しい財政事情の下、効率的に 実施することが必要です。そのためには、国と地方公共団体とが連携して、地域の国公有財産全 体の最適利用を進めることも重要であり、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月 24 日閣議決定)(別紙1)において、「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携 し国公有財産の最適利用を図る。」と明記されたところです。

各地方公共団体におかれては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進のため、公共 施設等総合管理計画の策定に取り組まれていることと存じますが、上記閣議決定等を踏まえ、同 計画の策定に当たり、国と連携した国公有財産の最適利用についてもご検討いただきますようお 願いします。」

2. 品質(長寿命化・住民ニーズ対応)

再編の検討を踏まえ、今後も必要であると判断された公共施設等については、住民(利用者)の ニーズに応えられるよう、一定の品質を維持・確保することが求められる。

(1)老朽化対策

施設設備の老朽化は利用者の利便性を損なうのみならず、事故や故障は安全性を脅かす要因 となるため、日常的な維持修繕、定期的な大規模修繕あるいは更新によりハード面での質の確保 が求められる。

最近では公共施設等の更新の議論において「長寿命化」という考え方が頻繁に取り上げられる ようになっている。長寿命化とは、たとえば通常であれば 50 年程度使用できる公共施設等につい て、「予防保全型」のメンテナンスを行うことで、80 年程度使用できるようにすることとされており、耐 用年数が到来した段階で更新する「事後保全型」での対応よりも維持管理費・更新費が抑制される といわれている。

こうした効果が実証されているのであれば、維持していくと判断された公共施設等について、長 寿命化を図ることが有効といえる。

(2)住民ニーズへの対応

公共施設等の多くが住民生活に直接・密接に関係しており、住民ニーズに応えるべく公共施設 の有する機能、サービス、人材といったソフト面での質の確保が求められる。

そのためには、地方公共団体における検討だけでなく、公共施設等の現状や課題を住民や地域社会に対して周知・理解してもらえる説明責任の遂行、住民アンケート、住民説明会、シンポジウム等を通じて公共施設等についての意見を収集したり、今後の公共施設等のあり方を検討する機会や場の整備などが必要となる。

この点、公共施設白書を作成して住民に公表する地方公共団体もあり、公共施設等の全体像 やコストなどを分かりやすく解説し、行政と住民が共通の認識をもって議論できる環境を整えようと する動きもある。

3. 財源確保

地方財政の現状から、これまでに建設してきた公共施設等のすべてを更新するだけの財政余力は無いといえる。従来より取り組んできた業務の効率化などによる財源ねん出や国の補助金の活用といった手法に引き続き取り組むとともに、次のような取組みを検討していくことが求められる。

- (1)施設使用料の見直し
- (2)資産の有効活用
- (3)維持管理業務の見直し
- (4) PPP/PFI の活用
- (5)基金の活用
- (6) クラウドファンディング
- 一部の地方公共団体では、こうした取組みにすでに着手し、一定の成果を上げている事例もある。

4. 全庁での推進体制の整備

現在、多くの地方公共団体では、公共施設等の整備や維持・管理は、施設を所管する行政各部局が担っているケースがほとんどである。たとえば、庁舎や福祉施設、公営住宅等は首長部局(知事部局、市町村長部局)が担当しているが、地方公共団体の公共施設等のなかで、最も大きなウェイトを占める学校や文化施設などは、教育委員会などが所管していることが多い。

こうした施設を所管する行政各部局が、一定の方針や相互の連携が不足したまま、公共施設等の整備や維持・管理を進めることは、業務面や財政面において非効率なだけでなく、住民ニーズへの対応や優先的に解決が求められる公共施設等が係る問題・課題に有効に対応することを困難にしている。

公共施設等に関する、再編、品質(長寿命化・ニーズ対応)、財源確保といった課題に取り組むにあたっては、公共施設情報の一元的管理や効率的な投資計画・予算配分等を実現する必要があり、全庁的に公共施設マネジメントを推進する組織体制の整備と運用が求められる。

この点、先進自治体等の取組みをみると、公共施設マネジメントを所管する部局を新たに設置する、あるいは庁内の連携を強化するためのプロジェクトチームを設置するなどの動きがみられる。

第3章 富山県の公共施設等及び土地の現状と課題

第1節 現状

- 1. 公共施設等の保有状況
- (1)普通会計における建物の所有状況

富山県が保有する公共施設等のうち建物の状況(延床面積)は下記のとおりとなっており、分類ごとに個別施設計画を作成し管理している。

(単位: m²)

		1					
×	<u> </u>	分	平成 30 年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
	本庁	舎	34, 140. 45	34, 140. 45	30, 830. 80	29, 862. 91	34, 497. 95
	その他の行政機関	警察 (消防) 施設	103, 099. 77	103, 370. 80	110, 298. 02	110, 041. 01	111, 798. 44
	政機関	その他の施設	171, 328. 44	173, 055. 68	172, 795. 72	171, 908. 07	172, 883. 90
行政		学校	691, 866. 16	693, 010. 57	691, 718. 70	695, 387. 00	657, 202. 60
行政財産	公共用財産	公営 住宅	176, 704. 18	175, 688. 65	175, 688. 65	175, 698. 60	175, 698. 60
	財産	公園	57, 896. 49	57, 896. 49	57, 896. 49	57, 896. 49	57, 896. 49
		その他の施設	310, 970. 27	305, 561. 66	304, 199. 02	304, 785. 63	315, 286. 21
	その作	也	324. 31	324. 31	324. 31	324. 31	324. 31
	計		1, 546, 330. 07	1, 543, 048. 61	1, 543, 751. 71	1, 545, 904. 02	1, 525, 588. 50
	山林		-	-	-	-	-
普通	公舎		75, 559. 20	74, 383. 18	73, 777. 16	67, 497. 34	59, 848. 12
普通財産	その作	也	65, 265. 58	93, 652. 08	91, 822. 59	94, 795. 74	126, 213. 96
	計		140, 824. 78	168, 035. 2	165, 599. 75	162, 293. 08	186, 062. 08
合計			1, 687, 154. 85	1, 711, 083. 87	1, 709, 351. 46	1, 708, 197. 10	1, 711, 650. 58
ППП			1,007,104.00	1, 711, 003. 07	1, 709, 551. 40	1, 700, 197. 10	1, 711, 000. 00

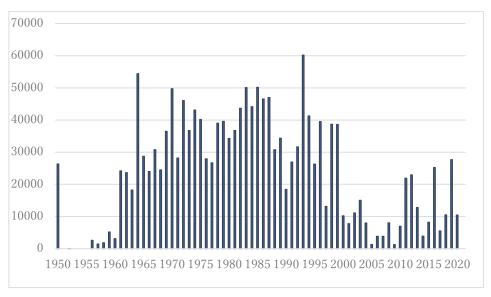
建物の延床面積は令和 4 年度末で 171 万㎡に達している。分野別にみると「学校」が 38%あまりと最も多くなっている。

(2)建物の老朽化の状況

富山県所有の建物は令和2年度末時点で、全体の67.3%が30年以上経過しており、このうち50年以上経過している建物は全体の21.4%となっている。鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の一般的な耐用年数が50年とされていることからすると、相当程度、老朽化が進んでいるといえる。

築年度別の延床面積は以下のグラフのとおりであり、1960年代から整備され始めた建物が、2000年代以降、順次、更新時期を迎えてきている。

【建物の老朽化状況(築年別延床面積 単位: ㎡)】



(3)普通会計における土地の保有状況

富山県が保有する土地は令和 4 年度末時点で 2,576 万㎡となっている。このうち、公共施設等 に関するものとしては、学校と庁舎がそれぞれ 8%となっている。

(単位: m²)

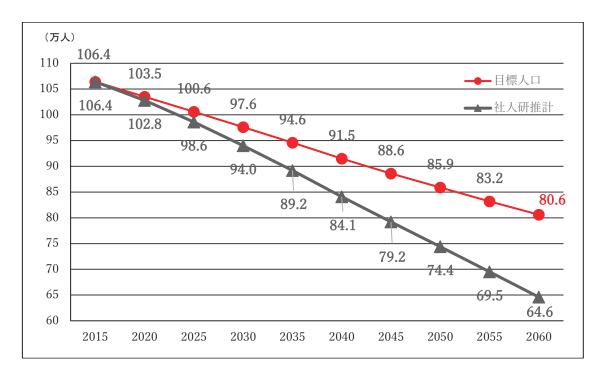
×	ζ	分	平成 30 年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
	本庁	舎	31, 605	31, 605	31, 605	31, 605	31, 605
	その他の行政機関	警察 (消防) 施設	298, 690	295, 925	296, 859	296, 872	296, 674
	政機関	その他の施設	1, 834, 096	1, 834, 096	1, 834, 096	1, 847, 187	1, 845, 035
		学校	2, 346, 748	2, 346, 806	2, 346, 806	2, 345, 236	2, 289, 541
行政財産	公共用財産	公営 住宅	271, 781	271, 781	271, 781	271, 781	271, 781
) <u>+</u>		公園	3, 536, 985	3, 536, 985	3, 536, 985	3, 528, 642	3, 528, 642
		その他の施設	1, 760, 403	1, 760, 403	1, 760, 403	1, 758, 359	1, 771, 832
	山林		10, 768, 891	10, 768, 891	10, 768, 891	10, 734, 081	10, 734, 081
	その作	也	54, 884	54, 884	54, 884	54, 884	54, 884
	計		20, 904, 083	20, 901, 376	20, 902, 309	20, 868, 647	20, 824, 075
	山林		2, 741, 318	2, 741, 318	2, 741, 318	2, 740, 213	2, 740, 213
普通	公舎		79, 576	78, 701	78, 701	78, 701	67, 623
普通財産	その作	也	2, 171, 654	2, 154, 617	2, 072, 755	2, 079, 953	2, 135, 831
	計		4, 992, 548	4, 974, 635	4, 892, 773	4, 898, 867	4, 943, 668
合計			25, 896, 631	25, 876, 011	25, 795, 083	25, 767, 514	25, 767, 743

この土地には未利用となっている土地 35 件(470,403 m²)が含まれている。

2. 人口の状況(増減及び構成の推移)

富山県人口ビジョンによれば、富山県の人口は次のように推移していくことが予想される。

	2015 年	Ē	2025 年		2035年		2045年	
年齢区分	人	構成	人	構成	人	構成	人	構成
年少人口	120 000	100/	110 977	77 199/	191 007	13%	128, 898	1 = 0/
(15 歳未満)	130, 809	12%	118, 377	12% 121, 987		15%	120, 090	15%
生産年齢人口	607, 488	5.70/	554, 213	55%	E01 967	53%	420 252	50%
(15 歳~64 歳)	007, 400	57%	% 554, 213	33%	501, 867	53%	439, 253	30%
老年人口	225 452	2.10/	222 010	33%	322, 088	34%	210 201	36%
(65 歳以上)	325, 452	31% 333, 010		33%	344, 088	34%	318, 284	30%
総人口	1, 063, 749	100%	1, 005, 600	100%	945, 942	100%	886, 435	100%



富山県の人口は減少傾向にあり、2020 年から 2025 年の間に 100 万人を割り込むと見込まれている。そうした人口減少のなかで老年人口の割合は増加が見込まれている。全国的な傾向と比較すると、若干、高齢化の進展が早いものの、ほぼ同じような傾向が予測されている。

3. 財政状況

(1)直近5か年(平成29年度から令和3年度)の普通会計決算の状況

①歳入・歳出

富山県の平成29年度から令和3年度までの5か年は以下のとおり推移している。

歳入(百万円)	H29	H30	R1	R2	R3
地方税	148,625	152,498	152,045	156,210	165,445
地方交付税	130,306	129,292	129,307	133,878	154,256
その他一般財源	18,644	20,786	21,136	17,979	19,664
小計(一般財源)	297,575	302,575	302,488	308,066	339,365
国庫支出金	59,643	59,630	62,429	114,055	111,771
地方債	66,551	69,141	78,006	82,412	72,971
その他	71,784	67,982	60,439	112,378	121,071
計	495,553	499,328	503,362	616,911	645,178
(別記) 一般財源等*	350,786	351,569	346,123	365,138	404,418

*一般財源等:一般財源等に一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使 用できる財源(目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収 入等及び臨時財政対策債等)を加えたものをいう。

歳出(百万円)	H29	H30	R1	R2	R3
義務的経費	228,344	228,021	223,889	223,894	222,146
人件費	130,596	130,377	129,600	129,609	125,594
扶助費	5,576	5,544	5,706	6,287	6,399
公債費	92,171	92,100	88,582	87,999	90,153
投資的経費	83,243	94,649	106,190	109,061	108,502
普通建設事業費	81,962	91,490	104,519	107,935	107,332
うち補助事業等	60,214	68,700	73,799	86,973	81,261
うち単独事業	21,748	22,790	30,720	20,963	26,071
その他	1,281	3,159	1,671	1,126	1,170
その他の経費	165,279	159,465	157,510	261,102	288,470
計	476,866	482,136	487,589	594,057	619,118

(単位:百万円) H29 H30 R1 R2 R3 一般財源等 350,786 100% 351,569 100% 346,123 | 100% 365,138 100% 404,418 100% 206,690 ①義務的経費 59% 204,947 58% 202,924 59% 202,956 56% 202,582 50% 人件費 113,618 112,353 111,691 32% 111,850 109,325 27% 32% 32% 31% 1% 扶助費 2,933 1% 2,910 1% 3,033 1% 3,382 1% 3,352 87,724 公債費 90,138 26% 89,684 26% 88,200 25% 24% 89,905 22% ②投資的経費 7,559 2% 5,609 2% 2% 6,249 2% 5,870 2% 9,826 普通建設事業費 5,568 2% 7,507 2% 2% 5,816 2% 9,780 2% 6,164 その他 0% 0% 0% 41 0% 85 53 0% ③その他の経費 120,106 34% 122,294 35% | 135,763 37% 167,302 35% 121,496 41% 18,380 16,769 15,454 20,549 24,708 翌期繰越 5% 5% 4% 6% 6%

また、歳出のうち、一般財源等を充当した部分(充当一般財源等)は次のように推移している。

歳入のうち一般財源等(使途の特定がなく自由に使える財源)は年間 3,500 億円から 4,000 億円程度で推移している。この一般財源等が何に使われたのか(充当一般財源等)に着目すると、義務的経費に 50%から 60%程度(人件費へ 30%程度、扶助費へ 1%程度、公債費へ 25%程度)、投資的経費に 2%程度、その他経費に 40%程度を充当していることが分かる。

一般財源等のうち、公共施設等の整備に当たる投資的経費への充当率は2%程度と低く、投資的経費にはそのほとんどが地方債や国庫支出金を中心とした特定財源が充当されていることが分かる。

②地方債残高

富山県の平成29年度から令和3年度までの5か年は以下のとおり推移している。

(単位:百万円)	H29	H30	R1	R2	R3
地方債残高	1,200,027	1,186,123	1,182,985	1,183,411	1,171,116
一般財源等	350,786	351,569	346,123	365,138	404,418
地方債:一般財源等	342%	337%	342%	324%	290%

地方債残高は 1.2 兆円弱程度で推移しているが、これは一般財源等の 3 倍程度の水準に達していることが分かる。

③経常収支比率

富山県の平成29年度から令和3年度までの5か年は以下のとおり推移している。

	H29	H30	R1	R2	R3
経常収支比率	96.2%	96.2%	96.9%	95.3%	*1 88.6%

*1:令和3年度に措置された普通交付税における臨時財政対策債償還基金費は、令和4年度以降の公債費負担対策に係るものであることを考慮し、当該措置額を経常一般財源から控除した場合の経常収支比率は、95.4%となる。

経常収支比率は95%程度で推移している。つまり、経常的な収入の95%程度は経常的な経費に充当されており、経常的な収入を投資的経費などの非経常的な支出へ充当できる余力は、その5%弱程度という状況にあるといえる。

(2)昭和40年代後半の財政(普通会計決算)状況(昭和45年度から昭和49年度)

①歳入・歳出

富山県の昭和45年度から昭和49年度までの5か年は以下のとおり推移している。

歳入(百万円)	S45	S46	S47	S48	S49
地方税	18,817	20,738	23,085	30,391	38,587
地方交付税	16,440	18,387	22,764	26,986	37,060
その他一般財源	1,498	1,596	1,684	2,038	2,225
小計(一般財源)	36,755	40,721	47,533	59,415	77,872
国庫支出金	24,636	30,293	34,103	36,234	44,154
地方債	4,749	6,723	11,108	10,165	9,837
その他	10,153	12,853	14,019	17,286	21,024
計	76,293	90,590	106,763	123,100	152,887
(別記)	41,421	45,863	51,737	66,387	84,542
一般財源等					

歳出(百万円)	S45	S46	S47	S48	S49
義務的経費	27,978	32,577	37,995	46,977	65,460
人件費	23,485	27,798	31,330	40,101	56,761
扶助費	1,738	1,810	2,373	2,757	3,542
公債費	2,754	2,969	4,291	4,118	5,157
投資的経費	35,527	43,757	51,943	52,689	58,837
普通建設事業費	29,546	38,580	48,340	50,013	55,339
うち補助事業等	23,910	32,936	41,873	41,602	45,374
うち単独事業	5,636	5,644	6,466	8,411	9,964
その他	5,981	5,177	3,604	2,675	3,498
その他の経費	11,375	13,038	14,353	19,270	25,048
計	74,880	89,372	104,291	118,935	149,345

(単位:百万円) S45 S46 S47 S48 S49 一般財源等 41,421 | 100% 45,863 100% 51,737 | 100% 66,387 100% 84,542 100% ①義務的経費 20,440 49% 23,665 52% 27,181 53% 34,608 52% 48,147 57% 人件費 17,457 20,587 23,468 45% 30,289 46% 42,917 51% 42% 45% 扶助費 443 1% 396 1% 528 1% 712 1% 759 1% 公債費 2,540 6% 2,681 6% 3,185 6% 3,607 4,471 5% 5% ②投資的経費 23% 12,541 30% 13,938 30% 14,112 27% 16,060 24% 19,609 普通建設事業費 12,255 30% 30% 27% 15,973 23% 13,682 13,929 24% 19,469 その他 256 0% 0% 285 1% 1% 183 87 140 0% ③その他の経費 16% 7,252 10,745 11,958 14% 6,437 6,462 14% 14% 16% 2,004 1,799 7% 翌期繰越 5% 4% 3,192 6% 4,974 4,828 6%

また、歳出のうち、一般財源等を充当した部分(充当一般財源等)は次のように推移している。

歳入のうち一般財源等は年間 414 億円から 845 億円へと 5 年で 2 倍以上に増加している。この一般財源等が何に使われたのか(充当一般財源等)に着目すると、義務的経費に 50%から 60% (人件費へ 40%から 50%程度、扶助費へ 1%程度、公債費へ 5%程度)、投資的経費に 25%から 30%程度、その他経費には 15%程度を充当していることが分かる。

つまり、公共施設等の整備に当たる投資的経費には一般財源等の3割弱ほどを充当できており、平成29年度から令和3年度までの5か年が2%程度しか充当できていないことと比較すると、その割合は高く、公共施設等の整備における特定財源(借金や国からの補助金)への依存度は現在よりも低かったといえる。

②地方債残高

富山県の昭和45年度から昭和49年度までの5か年は以下のとおり推移している。

(単位:百万円)	S45	S46	S47	S48	S49
地方債残高	21,344	26,581	35,097	43,204	50,667
一般財源等	41,421	45,863	51,737	66,387	84,542
地方債÷一般財源等	52%	58%	68%	65%	60%

地方債残高は213億円から506億円へ増加しているものの、一般財源等に対する割合は50%台から60%台で推移していたことが分かる。これは平成29年度から令和3年度が290%から340%程度しており、昭和40年代後半と比べると地方債の一般財源等に対する割合が5倍から6倍程度になっていることが分かる。

③経常収支比率

昭和45年度から昭和49年度までの5か年は以下のとおり推移している。

	S45	S46	S47	S48	S49
経常収支比率	60.3%	65.1%	65.4%	65.4%	67.3%

昭和40年代後半の5年間の推移をみると、経常収支比率は60%台前半から後半へと上昇しており、財政の硬直性が高まっている。しかし、平成29年度から令和3年度においては95%程度にまで上昇しており、財政の硬直性はより高くなっていることが分かる。

(3) 直近と昭和 40 年代後半との比較

①一般財源等の状況

まず、経常収支比率が60%台から95%程度まで上昇しており、財政の硬直性が大きく高まっている。

このことは一般財源等の充当状況(使い道)においても、当時は一般財源のうち 25%から 30% 程度を公共施設等などの投資的経費に充当していた(できていた)ものが、現状では 2%程度に低下し、逆に地方債の償還などの公債費には 5%程度の充当で済んでいたものが、現状では 20% 程度にまで上昇していることからも伺える。

以上より、当時と比べて一般財源を公共施設等の整備に充当できる余力は大きく低下している といえる。

②地方債の水準

地方債の残高は一般財源等の金額に対して50%から70%程度から300%程度まで上昇し、また、一般財源等のうち地方債の元利金の支払いに充当(公債費)する割合は5%程度から20%台へ上昇しており、地方債の負担は重くなっているといえる。

第2節 課題

富山県は多くの地方公共団体と同様、総人口の減少、少子高齢化(人口構成の変化)、財政の 硬直化といった状況にあるなかで、過去に整備した公共施設等が老朽化し、順次、更新時期を迎 えてきているという状況に直面している。この公共施設等の老朽化・更新問題に取り組むにあたり、 以下の点が課題となる。

1. 再編

更新時期を迎える公共施設等について、その都度、すべて更新することは、現在の財政状況からすると非常に難しい状況にある。また総人口が減少し、少子高齢化(人口構成の変化)によりニーズが変化していくことが見込まれる中で、すべての公共施設等をそのまま単純に更新していく必要はない。限られた財源で住民ニーズに応えていくためには、現在保有している公共施設等について、機能重複の解消、更新費用の抑制、利便性向上、運営の効率化等を図るべく、公共施設等

の再編(更新、集約・複合化、廃止)を進めていくことが課題となる。これは、全国的な状況と同じである(第2章 第3節 1. 再編の記載参照)。

なお、再編に関連して、未利用となっている県有地についても、その活用や売却について検討 を進め、実行していくことも課題となる。

2. 品質(長寿命化・住民ニーズ対応)

再編の検討を踏まえて、今後も維持更新すると判断した公共施設等については、ハード面、ソフト面での品質の維持・向上を図ることが必要となる。これは全国的な状況と同じである(第2章 第3 節 2. 品質(長寿命化・住民ニーズ対応)の記載参照)。

3. 財源の見通しと確保

まず、公債費や経常収支比率を踏まえ、どれくらいの財源を公共施設等に充当できるのかについての見通しを立て、関係者で共有することが必要である。また、公共施設等を維持更新するにあたり、一般財源からのねん出や国からの補助金といった従来の財源のほか、多様な財源確保を図ることが必要となる。これは全国的な状況と同じである(第2章 第3節 3.財源確保の記載参照)。

4. 全庁的な公共施設マネジメントの取組み

1. から3. の課題に迅速かつ効率的に対応するためには、全庁的な視点で公共施設等を一元的に管理する体制(公共施設マネジメント)の整備と運用が求められる。これは全国的な状況と同じである(第2章 第3節 4. 全庁での推進体制の整備の記載参照)。

第3部 監査の着眼点と手続

以下の着眼点から、関連する資料の閲覧、担当部署への質問、数値分析、現場への視察を中心として実施する。

第1章 富山県公共施設等総合管理方針について

第2部第3章に記載した、富山県の公共施設等及び土地の現状と課題について、富山県では県管理方針を策定し取り組んでいるところである。この内容について、以下の着眼点をもって監査を行う。

- (1)総務省指針に従って適正に作成されているか
- (2) 富山県の実情を反映したものであるか
- (3)個別施設計画との整合性が図られているか
- (4) 適宜見直しがなされ、また、適切に実行されているか

第2章 各施設及び土地について

県管理方針においては、建物系の施設類型として、庁舎等、学校施設、文化施設、県営住宅、スポーツ施設、警察施設などに分類し、それぞれについて、基本的な方針が記載されている。これら施設類型ごとに、以下の着眼点をもって監査を行う。

- (1)公有財産台帳及び固定資産台帳は適切に整備されているか
- (2) 現状(利用状況、類似施設の存在、収支、老朽化の程度など)が的確に把握されているか
- (3) 今後の見通しについて方針や計画が作成され、実行されているか
- (4)取得、処分、貸付、管理に係る事務手続は適切に実施されているか

第3章 過去の包括外部監査における指摘及び意見について

過去の包括外部監査において(平成11年度、平成13年度、平成18年度、平成25年度)、 公有財産が監査対象となっており、当時の監査における指摘及び意見についての措置状況 を監査する。

第4部 監査結果

第1章 県管理方針における課題への取組状況

現在、富山県として公共施設等にかかる課題をどのよう認識し、どのように対応していくのかについては、県管理方針に取りまとめられている。当方針は、総務省から作成要請がなされている「公共施設等総合管理計画」に該当するものであり、その内容を検証した。

第1節 課題の認識と取組方針

基本的な方針として、「公共施設等の老朽化の進行、人口減少や人口構成の変動などによる公共施設等への需要の変化、義務的経費の増大など厳しい財政状況等」を課題として踏まえ、「財政負担の軽減・平準化、県民が必要とする行政サービスの維持・向上を図るため、次の「基本的な考え方」を定め、公共施設等の適切な管理に取り組む」とし、5項目にわたり基本的な考え方が示されている。

基本的な考え方

- ・公共施設等の長寿命化と効果的・効率的な維持管理
- →長寿命化の推進、維持管理費等の情報の一元化を通じた低減手法の検討、有形固定資産減価償却率を抑えるための効果的・効率的な維持管理の実行など
- ・公共施設等の有効活用(による歳入の確保)
- →未利用地の売却や貸付、空きスペースの貸付、企業広告の拡大など
- ・公共施設等の保有総量の適正化
- →利用見込み等を踏まえた公共施設等の必要性や規模の検討、国や市町村、民間等との役割分担の検討、PPP/PFIの活用などを通じた保有総量の適正化と最適配置に取り組むなど
- ・公共施設等のユニバーサルデザイン化などの推進方針
- →公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入推進など
- ・各個別施設(インフラ長寿命化)計画における長寿命化対策の状況
- →①建物系(庁舎等、学校施設、文化施設、県営住宅、スポーツ施設、警察施設、大学など)、②インフラ系(道路、橋梁、トンネルなど)、③交通安全施設、④公営企業施設の区分ごとの取組方針など

課題の認識や取組方針については、第2節にて課題として認識した項目に対応しており、妥当なものといえる。今後はこの取組方針に沿った具体的な計画の策定及び実行に取り掛かっていく

ことが求められる。

第2節 公共施設等総合管理計画の策定等に関する総務省指針への準拠性

総務省指針(総務省令和 5 年改訂)では、「第一 総合管理計画に記載すべき事項」、「第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項」、「第三 その他」として指針が示されている。

(1)「第一 総合管理計画に記載すべき事項」について

総務省指針において、計画に記載すべきとされている事項について、県管理方針における記載 状況をまとめると次のようになる。

総務省指針 R5 改訂	県管理方針における記載状況
	(P は県管理方針のページ数)
第一 総合管理計画に記載すべき事項	
一 公共施設等の現況及び将来の見通し	
(1)公共施設等の状況(施設保有量とその推移、老朽	施設保有量:記載あり(P2)
化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利	施設保有量の推移:記載なし
用状況)及び過去に行った対策の実績	老朽化の状況:記載あり(P4)
	償却率の推移:記載あり(P9)
	利用状況:記載なし
	過去の対策:記載あり(P15-P16)
(2)総人口や年代別人口についての今後の見通し	記載あり(P8)
(3)公共施設等の現在要している維持管理経費、維	現在要している維持管理経費:記載あり(P11)
持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み(施	維持管理・更新経費等に係る中長期的な経費
設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、	の見込み(単純更新の場合・長寿命化を反映し
長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の	た場合・その対策効果):記載あり(P10-P14)
効果額)及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金	充当可能な地方債・基金等:「財源については
等の財源の見込み等	国の補助事業や地方債などを活用し財政負担
	の軽減や平準化を図る」との記載はあるが
	(P11)具体的な数値は示されていない
二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する	
基本的な方針	
(1)計画策定年度、改訂年度及び計画期間	記載あり(P1)
(2)全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方	記載あり(P23)
策	
(3)現状や課題に関する基本認識	記載あり(P17)
(4)公共施設等の管理に関する基本的な考え方	

総務省指針において記載すべきとされている事項について、県管理方針では、おおむね記載がなされているといえるが、何点か記載がなされていない事項や記載が十分ではない事項がある。

(2)「第二 総合管理計画策定・改訂にあたっての留意事項」について

総務省指針において、計画の策定・改訂にあたっては以下の点に留意すべきとされている。

第二 総合管理計画策定・改訂にあたっての留意事項	県管理方針における留意の状況	
一 行政サービス水準等の検討	具体的に行政サービス水準をどの	
	程度とするのかはこれから検討す	
	るとしている。	
二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実	留意されている	
三 議会や住民との情報共有等	議会や住民との情報共有等につい	
	ての記載はない。	

四 PPP/PFI の活用について	活用実績について記載あり。今後		
	の活用についての記載はない。		
五 市区町村域を超えた広域的な検討等について	記載されていない		
六 合併団体等の取組について	該当しない		

これらの留意事項について、県管理方針では、「二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実」については更新費用の試算結果が記載されているなど留意されているものもあるが、「一 行政サービス水準等の検討」については今後の検討課題という位置づけにとどまっており、また、「三 議会や住民との情報共有等」、「五 市区町村域を超えた広域的な検討等について」の2項目については触れられておらず、総務省指針に照らせば、不十分な内容になっている。

(3)「第三 その他」について

総務省指針では「公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと」と記載されている。

第三 その他

- 一「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係 省庁連絡会議決定)について
- 二 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について
- 三 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について
- 四 地方公会計(固定資産台帳等)の活用

一については、公共施設等総合管理計画が「インフラ長寿命化基本計画」における「行動計画」 に該当する旨が、二については、公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報を総務省のホームページに掲載しており、参考にしてほしい旨が、三については公共施設等総合管理計画に基づ く集約化等の事業について地方財政措置が講じられている旨が記載されており、各地方公共団体 が承知または利活用すればよい項目といえる。

四については、「第一総合管理計画に記載すべき事項」の「二公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針(4)⑩地方公会計(固定資産台帳等)の活用」においても「地方公会計の情報、特に固定資産台帳の活用の考え方について記載することが望ましいこと」とされているものである。これについて県管理方針では次の記載がなされている。

公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳を整備した。今後、類似団体と比較して高い有形固定資産減価償却率を抑えるために効果的・効率的に維持管理を実行しなければならない。

しかし、固定資産台帳を公共施設等のマネジメントにどのように活用していくのかは示されておらず、実際に活用はなされていない。また、有形固定資産減価償却率を抑えるための具体策について明確になっていない。

第3節 県管理方針における課題への取組みについての指摘及び意見(県への期待)

(1)公共施設等の再編の議論を推進すべき【指摘0-1】

今後、人口減少、少子高齢化が進むと見込まれるなか、高度経済成長期以降に建設してきた公共施設等が更新時期を迎えている。公共施設等を建設した時代と比べて財政状況は厳しく、すべての公共施設等を更新していくことには限界があり、公共施設等の再編を本格的に議論する時期にきている。総務省指針に基づき、富山県は県管理方針を作成しており、基本方針が掲げられているものの、個別具体的な再編の議論が進んでおらず、総務省指針において記載すべき、あるいは記載が望ましいとされている、行政サービス水準の検討、数値目標、広域連携、地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携、PDCAサイクルの推進、議会や住民との情報共有等については記載がないか、もしくは不十分となっている。これらの点について指摘とする。具体的には以下のとおりである。

①行政サービス水準等の検討

総務省指針によれば、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか(民間代替可能性)など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。」とされている。これを受けて県管理方針では公共施設等の保有総量の適正化として次の方針が示されている。

公共施設等の保有総量の適正化

現在や将来の県民ニーズに応じた施設の機能を維持しつつ、施設の特徴に応じ、公共施設等の保有総量の適正化に取り組む。また、将来人口の減少やデジタル化の推進等の社会経済情勢の変化による今後の利用見込み等を踏まえ、老朽化した既存施設や今後新設する公共施設等の必要性や規模を検討し、不要となった資産については積極的に売却等を行うこととする。

具体的には、県有未利用地の売却等の一層の促進や、国の財政措置(公共施設等適正管理推進事業債)の活用に加え、国や市町村、民間等との役割分担による施設のあり方の検討、PPPや PFIによる公共施設等の転用・集約・除却等を行い、中長期的に公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置に取り組む。

まさにそのとおりであり、速やかに議論を進め、「公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置」を実現していただきたい。現状、富山県県有施設整備等推進委員会が設置され「保有総量の適正化と最適な配置」について議論することが提唱されているものの、再編に向けた本格的な議論は進んでいない。

②数値目標、広域連携、地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携、PDCA サイクルの推進

再編の議論が進んでいないことから、総務省指針において記載すべきとされている「数値目標」 や「広域連携」、「PDCA サイクルの推進方針」といったことについても示すことができていない状況 にあり、再編議論の進展が求められる。

③議会や住民との情報共有

再編の議論にあたり、議会や住民との情報共有を図る仕組みも必要であり、この点についても配 慮が必要である。

(2)長寿命化の対象施設の絞り込み【意見0-1】

県管理方針や個別施設計画において「長寿命化を図る」といった方針が示されているが、長寿命化を行っても財源不足が見込まれる等の状況を踏まえると、現有の施設の再編について議論したうえで、長寿命化を行う対象施設を絞り込むことが先決である。具体的には以下のとおり。

県管理方針において、今後 30 年間の公共施設等の維持管理等(維持管理、改修、更新等)に要する経費の見込みが次のとおり示されている。

		30 年	間合計(百万	円)	年額(百万円)
		①予防	②事後	効果額	現在要している経費
		保全型*1	保全型*2	1-2	(過去3年間平均)
	建物	394, 830	534, 203	-139, 373	9, 731
普通会計	インフラ施設	359, 841	663, 461	-303, 620	11, 757
	計	754, 671	1, 197, 664	-442, 993	21, 488
公営事業	建物	4, 539	8, 113	-3, 574	338
会計	インフラ施設	138, 290	337, 510	-199, 220	6, 072
五印	計	142, 829	345, 623	-202, 794	6, 410
趸	建物 計	399, 369	542, 316	-142, 947	10, 069
インフ	フラ施設計	498, 131	1, 000, 971	-502, 840	17, 829
合計		897, 500	1, 543, 287	-645, 787	
年平均		29, 917	51, 443	-21, 526	27, 898

^{*1} 予防保全型:長寿命化対策を講じ耐用年数を超えて使用する場合の経費

事後保全型維持管理を実施した場合は、30 年間に約1兆 5,433 億円必要になるが、予防保全型維持管理の場合は約 8,975 億円に抑えられ、約 6,458 億円(215 億円/年)の費用削減効果が見込まれている。

^{*2} 事後保全型:長寿命化対策を講じず、耐用年数ごとに同規模の建物に建替えた場合の経費

これを踏まえて庁舎等、学校施設、県営住宅、文化施設、スポーツ施設などの施設類型ごとに 策定されている個別施設計画において「長寿命化の実施」について計画がなされているところであ る。

しかし、県管理方針では「予防保全型で実施したとしても、各年度に要する経費(約 299 億円/年)はこれまでの実績(過去 3 年間の平均、約 279 億円/年)を上回る」としていることから、長寿命化を行ったとしても現在以上の経費を要することが見込まれている。また、長寿命化を行うことで、行わない場合に比べて向こう 30 年間の経費が削減されるとしているが、その中には単純に公共施設等の更新時期が 30 年内から 30 年超へシフトしたことによる削減額があり、本質的な意味では削減できていない経費が潜在しているといえる。

したがって、予防保全型による長寿命化を有効なものとするためには長寿命化に取り組む前に 再編の議論を行い、その対象を絞り込み、存続させると判断した公共施設等について長寿命化の 対象とするべきであり、公共施設等のすべてに対して一律に長寿命化を図ることは避けるべきであ る。

(3)公共施設等に充当可能な財源の見込みを示すべき【指摘0-2】

公共施設等再編の議論において、どれくらいの財源を確保できるのかといった情報は不可欠である。現在の財政状況からは、今後、公共施設等の整備に十分な財源を確保することは難しい状況にあるが、そうした中でも必要な整備は行っていかなくてはならず、そのためには、今後、どれくらいの財源を公共施設等の整備に充当できるのかについての見込みを立て、関係者で共有しておくことが必要である。総務省指針においても、公共施設等に要する経費に充当可能な財源の見込みについて明らかにするよう求めているが、県管理方針には数値の記載がなされていない。この点、指摘とする。

総務省指針では公共施設等管理計画に記載すべき事項として、

公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み(略)及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

としている。これに対して、県管理方針には、

財源については、国の補助事業や地方債などを活用し財政負担の軽減や平準化を図る

と記載されているが、金額にまで踏み込んだ記載にはなっていない。 県管理方針には公共施設等の維持管理に過去3年間で年平均279億円を充当してきたという実績が記載されており、「これくらいは充当できるのではないか」という意味では1つの目安となるが、再編の議論を行うにあたっては、一般財源として、また特定財源として、あるいは基金として公共施設等の整備に充当できる財源についての情報が必要である。

(4)公共施設マネジメント(再編の議論等)に必要な情報を整理すべき【指摘0-3】

県管理方針に「公共施設等のマネジメントに資する固定資産台帳を整備した」と記載がなされているが、固定資産台帳の記載項目だけでは公共施設マネジメントに必要な情報(施設ごとの収支情報、利用状況、近隣施設の状況などの情報)が網羅されているとはいえず、総務省指針が想定している「公共施設等の管理への固定資産台帳の活用は」できない状況にある。この点、指摘とする。具体的には以下のとおり。

①現状

富山県では地方自治法に基づく「公有財産台帳」や地方公会計における「固定資産台帳」を整備しているところであり、それぞれ関連する法令(地方自治法や関係する条例及び規程)や基準(統一的な基準による地方公会計マニュアル、富山県固定資産台帳等整備方針)にしたがって整備されている。

しかし、公共施設等の再編を議論するうえで必要となる、収支情報や利用状況、近隣施設などの項目は台帳に記載がなされていない。また、建物については電気設備・給排水設備・空調設備・昇降機設備などのいわゆる建物附属設備は建物本体(躯体)とは耐用年数が異なり、維持修繕も個別に実施されることが通常であることから、区分して把握すべきであるが、現行の台帳では対応できていない。

この点については、地方公共団体によっては「施設カルテ」を整備している事例がある。また、地方公会計制度において「固定資産台帳」を作成することとなっており、総務省指針においても、次のとおり、公共施設等の管理に固定資産台帳を活用することが望ましいとされている。「施設カルテ」や「〇〇台帳」といった形式にこだわる必要は無いが、再編の議論に当たり必要な情報は集約し見える化しておくべきである。

四 地方公会計(固定資産台帳等)の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての 前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求めら れる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産 台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることに より、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

②公共施設マネジメントに必要となる情報の例

公共施設マネジメントにあたり、どういったデータが必要となるのか、また、それらのデータをどういった方法で収集・保存していくのかは、各地方公共団体の判断でよいと思われるが、国土交通省の資料(「施設カルテ」)、地方公会計マニュアルに掲載されている固定資産の記載項目の例、すでに作成済みの他の地方公共団体の施設カルテの事例などから、次のような項目が情報として必要といえる。

【公共施設マネジメントにあたり必要と考えられる情報】

1.	基本	7	吉	報
----	----	---	---	---

管理 NO

施設分類

施設名

所在

設置目的

所管課

設置根拠(法)

財産区分

主な利用者

運営形態

駐車場台数

開館時間

職員数

その他

2. 建物情報*

総延床面積

構造

階数

建築年月日

経過年数

取得財源

取得価額

耐震性能

点検•保守状況

改修履歴

減価償却累計額

更新費用見積額

維持修繕費見込額

老朽化の程度

その他

3. 土地情報

土地面積

代表地目

用途地域

取得財源

取得価額

時価

その他

4. 利用状況

利用者数

開館日数

稼働率

余剰スペース

その他

5. 収支情報

収入

使用料·手数料 国庫支出金

指定管理料

その他収入

収入計(A)

支出

人件費

委託料

維持修繕費

光熱水費

賃借料

その他支出

支出計(B)

減価償却費(C)

収支差額(A)-(B)-(C)

6. 立地情報

類似施設(官・民)

公共交通機関·道路

その他

7. 危機管理情報

避難所指定

浸水想定区域

土砂災害警戒区域

その他

8. その他

バリアフリー情報

環境情報

その他

*:建物本体(躯体部分)と電気設備・給排水設備・空調設備・昇降機設備などのいわゆる建物附属設備は耐用年数が異なり、また、維持修繕も個別に実施されることから区分して把握するべき。

(5)多様な財源の確保【意見0-2】

公共施設等の整備に充当する財源を多様な方法で確保していく必要がある。たとえば、基金の造成、施設利用料の見直し、資産の有効活用、維持管理業務の見直し、PPP/PFIの活用などが考えられる。県としてすでに取り組んでいるものはさらに取組みを進め、そうでないものについては導入を検討いただきたい。

①基金の造成

高度経済成長期以降に整備されてきた公共施設等が、これから一斉に更新時期を迎えるため、 更新費用も特定の期間に集中することが予測される。義務的経費など各年度における経常的な支 出が一定額見込まれる中で、公共施設等に対する支出が特定期間に集中してしまうと、その他の 経費に充当する財源が不足しかねない。他の地方公共団体の事例では、公共施設等に対する財 源確保と財政負担の平準化を目的に、基金を造成し継続的に基金への積立てを行う方法を採用 しているケースがある。富山県では減債基金などの基金が積立てられているが、公共施設等の整 備を目的とした基金の造成についても検討するべきである。

②施設利用料の見直し

現在、公共施設の利用料は、県の直営施設では各施設の設置条例にて、また、指定管理者へ 運営を委託している施設では条例もしくは県と指定管理者が協定にて(条例の上限額の範囲内で) 決定されている。料金の算定に当たっては、統一的なルールは無く、近傍同種施設の単価を参考 にするなど、各施設の状況に応じて設定されている。

この点について、受益者負担の適正化の観点から、建設コスト、管理運営コストに対する適正な利用者負担の在り方について県としての考え方を構築し、それに基づいた利用料を設定し直すことで財源を確保することを検討すべきである。

例えば、公共施設の建設コスト及びランニングコストのうち、一定割合を利用料として徴収することとし、利用者数の見込や公共施設の利用年数などを基に利用料を設定する方法が考えられる。 また、利用料の減免基準の見直しも検討すべきである。

③資産の有効活用

資産の有効活用の取組事例として、未利用財産の売却や貸付、余剰資産の貸付、広告事業 (ネーミングライツなど)といったことが他の地方公共団体で進められている。

富山県においても県管理方針に記載のとおり、①県有未利用地の売却、②県有資産の有効活用(長期貸付、自動販売機設置事業者の公募、庁舎空きスペースの活用)といったことに取り組んでいるところである。この取組みをさらに進めるとともに、資産の有効活用において県民提案制度の設置やマーケットサウンディング等の実施により、住民や事業者から広く意見や提案を求めることも検討するべきである。

④維持管理業務の見直し

44

維持管理業務の効率化を図る取組みとして、他の地方公共団体では、従来から実施されている 指定管理者制度の導入のほか、スケールメリットを目的とした複数施設の維持管理業務の一括発 注、あるいは、コストやサービスの点でより優れた運営方法の募集といったことが実施されている。

富山県においても指定管理者制度は導入されているが、これらの取組みも参考とし、効率化の 余地について検討するべきである。

⑤PPP/PFI の活用

PPP(Public Private Partnership))とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、PFI はその一類型とされている(内閣府「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引(平成29年)」)。

政府は「一定規模以上の公共施設整備事業について、PPP/PFI 手法の導入を従来型手法(公共施設等の整備等を管理者等が自ら行う手法)よりも優先的に検討することにより、PPP/PFI 手法と従来型手法との比較が行われ、より効率的かつ効果的な手法の採用が可能となり、限りある税財源を効率的に使用することとなります。(内閣府「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引(平成29年)」とし、PPP/PFI 推進アクションプラン(内閣府、令和4年6月3日)を打ち出すなど、PPP/PFI を推進している。

富山県においても国の要請にもとづき、「富山県 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程(平成 29 年度)」を策定し、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みを構築しており、PPP の手法によって富山県立中央病院医師宿舎や富山南警察署職員待機宿舎を整備している。

PPP/PFI 手法によって公共施設等を整備することによって、コスト削減、サービスの質の向上、収入の増加、地域の活性化といった効果が期待されている。これらの効果が実現するには、単に制度を導入するだけでは不十分であり、参入する民間事業者や金融機関などとの十分なコミュニケーション、推進するための専門人材の育成といった課題をクリアしていかなければならないが、政府の後押しもあり、財政面で大きな効果が見込まれることから、今後も積極的に活用を検討するべきである。

⑥クラウドファンディング

昨今、様々な事業やプロジェクトの実施において、必要な資金をインターネットを介して不特定 多数の人々から広く調達する「クラウドファンディング」の活用が広まっている。地方公共団体においても活用事例が出てきており(ガバメントクラウドファンディング)、公共施設等の整備においても活用できる可能性はある。各公共施設等について資金提供者からどれだけの共感・協力を得られるのかが重要となるが、財源確保の手段として検討の余地はあるといえる。

(6)全庁的な取組体制の構築【意見0-3】

県全体の公共施設等について、再編の議論や情報の収集、財源の確保といったことに取り組む ためには、全庁的な取組体制の構築が必要となる。総務省指針においても、以下のように記載が なされている。

全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型(道路、学校等)ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。

これを受けて富山県では、県管理方針の中で次のとおり記載している。

庁内推進体制

本方針の対象は県が保有する全ての施設に及ぶため、部局横断的な組織により各種の取組内容を円滑に進める必要がある。このため、副知事を委員長とし各部局長を委員とする「富山県県有施設整備等推進委員会」において長寿命化対策の進捗管理や手法等の情報共有を行うとともに、その取組状況のフォローアップや必要に応じて方針の改訂等を行う。

<推進体制の概要>

富山県県有施設整備等推進委員会

【構成】

委員長 副知事

委員 各部局長等

(検討事項)

- ○県有施設の適正化推進
- ○県有施設整備構想の調査検討

施設整備調整部会

【構成】

部会長 経営管理部次長 部会員 連絡課長、関係課長

(検討事項)

○県有施設の整備箇所選定等

未利用地等活用検討部会

【構成】

部会長 経営管理部次長 部会員 連絡課長

(検討事項)

○未利用地活用方法等

長寿命化等推進部会

【構成】

部会長 経営管理部次長 部会員 公民連携·行政改革、 財政、管財、営繕の各課長

(検討事項)

○大規模改修内容等

県有施設整備等推進委員会は令和4年5月30日に第1回の委員会が開催されている。副知事をトップとした、まさに部局横断的なメンバーから構成されており、将来の施設の保有総量の適正化、今後10年20年30年先を考えて、どういった配置が適正なのかについて検討を行うとの方針が示されている。

しかし、現時点では保有総量や適正配置についての具体的な検討や計画策定には至っておらず、全庁的取組としては不十分であり、これからの動向に期待したい。できるだけ速やかに議論を進めていただき、県全体といった視点で「公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置」を実現していく必要がある。

近年、地方公共団体においても「ファシリティマネジメント*」の考え方を導入し、公共施設等を管理していこうとする動きがある。ファシリティマネジメントは組織全体を対象とした活動であり、そのためには地方公共団体に全庁的な取組体制が求められる。

大阪府吹田市では「資産経営室」を設置し、施設設備設計、財産管理、公共施設マネジメントを一体的に進めている。そこでは、施設の水準・品質・規模・使用年数・施工方法・ライフサイクルコストなど、公共施設の必要性や中長期的な行財政状況も考慮しながら、多角的かつ総合的に分析・判断をして実施計画策定や予算編成に反映させている(日本公認会計士協会 会計監査ジャーナル 2023年7月号にて紹介)。

なお、富山県においても令和4年度に「県有施設ファシリティマネジメント 基礎調査業務」を実施しており、一定数の施設について調査を行っているところである。

こうした動向や助言を参考とし、富山県でも、すでに整備した庁内推進体制において、実効性のある活動が展開され、目標である「公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置」を実現していただきたい。

- *:公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会のホームページでは次のように説明がなされている。
- 1. ファシリティ(土地、建物、構築物、設備等)すべてを経営にとって最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営活動です。
- 2. 経営組織のなかで、事業(ビジネス)を支える 4 つの機能分野(人事、ICT、財務、FM)は、経営を支える基盤として位置づけられます。機能戦略に則った方針と施策により、事業を底支えする 4 つの経営基盤のうちのひとつです。

第2章 各施設及び土地について

第1節 庁舎等

第1項 概要

庁舎等に関しては、「富山県庁舎等管理規則」に定義があり、当規則において以下のように定められている。

第2条 この規則において「庁舎」とは、本庁舎、分庁舎(富山県森林水産会館内の分庁舎をい う。以下同じ。)、出先機関が使用する庁舎及び附属施設をいう。

2 この規則において「庁内」とは、庁舎及び敷地をいう。

また国が定めた、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭和三十二年法律第百十五号)によれば、庁舎等の定義は以下のとおりである。

第二条(略)

- 一 行政財産のうち国の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(敷地となるべき土地を含む。以下同じ。)
- 二 国の事務又は事業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びに これらの敷地

以上から庁舎等とは公共の業務を行う国や地方公共団体の組織や関連団体が入居する施設をいう。施設数は31にのぼり、主に県職員が業務を行う庁舎や道路、河川、砂防、橋梁などの整備や維持管理を行う土木事務所、その他管理業務を行う施設から構成されている。

施設のうち、富山県庁舎本館が最も築年数が古く、築年数は87年(1935年築)となっており、県全体の施設においても最も築年数の経過した施設である。また同じ県庁舎内では近年の災害発生が多発している状況を受け、令和4年に防災危機管理センター棟が建設された。

また遊休資産の有無について質問したところ。遊休施設はほぼない(総合庁舎で一部空き部屋あるが、有効活用している)とのことであった。

第2項 供給量についての検討状況

- 1. 実施した手続
- (1) 保有総量の適正化について検討がなされていることを確認する
- (2) 保有総量の適正化に向けた計画が策定されているか。また計画は数値化されているか(延べ 床面積や施設数など)確認する
- (3) 施設ごとに評価等が実施され、存廃(建替え、譲渡、廃止など)についての方針が検討されているか

2. 手続により把握した事項

(1)保有総量の適正化について

庁舎等の長寿命化を目的とした適正管理や施設の有効利用、保有総量の適正化を図るために 富山県庁舎等個別施設計画(以下、「施設計画」という。)が定められている。施設計画は県管理 方針に基づいて定められており、県管理方針は総務省指針に基づいて策定されている。

施設計画では、現状と課題についての把握、県管理方針で定められた類型毎の基本的な方針 に従って実施方針を定めている。具体的な内容は以下のとおりである。

(現状と課題)

庁舎等の対象施設は長寿命化対策の費用対効果を考慮して延床面積 500 ㎡以上の建物 (全 79 施設 152 棟)を対象とする。このうち計画策定時(令和2年)時点で法定耐用年数 50 年 を経過した建物が 25 棟あり、計画期間終期には 56 棟に増加する。また平成 30 年度から令和 元年度にかけてこれらの施設の老朽化状況を調査したところ、全体の約 20%が外壁または屋上・屋根に不具合の予兆がみられるもの、若しくは修繕が必要と思われるものに該当した。

今後の課題としては、建物の老朽化はその機能などに悪影響を及ぼし、行政サービスの低下となるため、修繕や建替えが必要となる。修繕や建替えには多額の費用が必要になるほか、建て替え期間中は県民生活への影響が発生する。このため、県民生活への影響を最小限に抑えつつ財政負担を軽減・平準化しながら施設の修繕や建替えを実施することが課題となる。

(基本的な方針)

各施設の修繕等の実施にあたっては、利用状況や当該施設が利用不可能となった場合の影響などを考慮して計画的に実施し、富山県民福祉条例等に基づき、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を進め、すべての人にとって利用しやすい環境整備に努める。

(2)保有総量の適正化に向けた計画について

以上の現状と課題、基本的方針を踏まえ、保有総量の適正化について、以下のように方針を策定している。

(保有総量の適正化)

大規模改修や建替えの際には人口減少社会における行政サービスに応じた施設機能を維持しつつ、施設の特徴に応じて国、市町村、民間との役割分担による施設のあり方を検討し、転用、集約、売却など保有総量の適正化に努める。

なお、今後新設する公共施設等は、必要性や規模を検討するとともに「富山県PPP/PFI手法導入優先的検討規程」に沿ってPPP等の活用を検討する。

また、建替えなどで不要となり、利用予定がない建物は解体し、土地の売却を検討する。

以上から、保有総量の適正化については、基本的な方針を決定しているが、今後発生が予想される大規模修繕や建替えの際に必要性や規模を検討することで、適正化を図ることとしており、計画策定時点で保有総量そのものについて、具体的な検討や目標は定められていないといえる。

総務省指針においては、計画策定にあたっての留意事項の一つとして、数値目標の設定を挙げている。これは総合管理計画が、まちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するために数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること、としている。

これに対して県管理方針や施設計画においては数値目標を設定していない。庁舎等において

数値目標を設定しないこととした理由について、以下の回答があった。

- 〈1〉例えば土木事務所の施設数は、必ずしも人口対比で適正数が決まるものではないと考える。 近年は台風やゲリラ豪雨といった災害対応の頻度が高まっており、その重要性が高まってきている など、一律に減少とするべきではない事由もある。
- <2>厚生センターについては、新型コロナウイルス感染症の流行で利用頻度が格段に高まったこと など、危機管理での観点から単純に縮小・統合とするべきではないことが再認識された。

また現在は施設計画に対してどのような対応がなされているか質問したところ、施設の長期的な 管理についてどのように対応すべきか、施設を利用している部署にアンケートを実施したとのことで あった。また関係部署からの要望を踏まえた検討を実施している、市の保有施設とどう兼ね合いを 図るかといった検討も行っている、との回答があった。

(3)施設毎の評価について

施設計画においては保有総量の適正化の観点を踏まえた個別施設毎の評価はなされていない が、施設の現状を踏まえ、実施した個別評価に基づいて中長期保全計画管理表を作成し、中長 期的な修繕計画を策定している。計画は障害発生前であっても設備の耐用年数に応じて適切な 修繕や更新を行う予防保全型で管理を行うことを前提としており、予防管理型で管理することにより、 これまでの事後保全型での維持・建て替え費用より低い費用金額が算出されている。

3. 監査結果

保有総量については、基本的な方針を定めることで適正化が図られる、としており、施設計画策 定時点での具体的な適正値は示されていない。ただし庁舎等は県が組織として業務を行う施設で あることから、利用状況といった実績を踏まえた検討が、必ずしも保有総量の適正化に繋がらない ことも理解できる。

また個別施設への評価についても、修繕において予防保全型の措置に基づく修繕計画を策定 しているにとどまり、今後の利用方針やまちづくり等を考慮した個別評価がなされていない。個別 評価については、保有総量の適正化という視点から、次回以降の施設計画にてより具体化される ものと思われる。意見としては以下のとおりである。

- (1)保有総量について【意見】(第8項1に記載している)
- (2)個別施設の評価・計画について【意見】(第8項2に記載している)

第3項 品質(長寿命化)についての検討状況

- 1. 実施した手続
- (1) 存続予定の施設について
- ①施設の役割や機能などから、どの程度の品質のものを維持していくのかについて検討されてい

るか確認する

- ②更新や維持修繕のための計画が検討されているか確認する
- (2)譲渡・廃止予定の施設について
- ①譲渡・廃止までの計画が検討されているか確認する

2. 手続により把握した事項

(1) 存続予定の施設について

施設計画における施設管理に関する基本方針は、県管理方針に基づき以下の通り策定されている。

(長寿命化対策の実施方針)

各施設にある設備は、劣化や機能停止等の発生後に修繕等や更新する事後保全型ではなく、 障害発生前であっても設備の耐用年数に応じて適切な修繕や更新を行う予防保全型で管理し、 劣化や故障などで停止した場合に建物に及ぼす影響に応じて以下の3方式に分け対応する。

* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
対応方式	内容
危機管理	劣化や機能停止等に陥った場合、建物全体に重大な被害が発生するため、予防保全
方式	の観点から計画的に修繕や更新を行うもの(例:自家用発電機、法令により交換時期
	が定められているもの等)
対処療法	深刻な劣化や機能停止等発生前に軽微な劣化や不具合が発生した段階で修繕や更
方式	新を行うもの(例:屋上防水、ボイラー等)
適宜措置	劣化や機能停止等の発生状況に応じて修繕や更新を行うもの(例:天井材、蛍光灯
方式	等)

予防保全型での管理について、具体的にはどのような管理手法で実施しているかについては、 建築基準法に基づく点検の対象施設については、点検結果を踏まえて適切に修繕するものとし、 対象外施設は自主的に点検を行って上記3区分に応じて修繕等を行うものとしている。

このような方針を受けて県は長寿命化等推進部会を設置し、令和3年度から改修案件を管財課で一元管理と順位付けの検討を実施している。また、すべての資産が 70 年を目処(70 年経過後に建替え)として計算している。

(2)譲渡・廃止予定の施設について

これまで廃止された施設は老朽化や利用頻度の低減といった理由により廃止となった。また耐震性に問題のある施設についても廃止検討の対象となる。監査時点においても廃止の検討がなされている施設があるとの回答であったが、老朽化によるものと考えられる。また合理化の観点からの廃止検討等も実施されているとのことであったが、具体的な施設は現時点ではなかった。

3. 監査結果

施設の品質管理については、計画が策定され、予防保全を重視した管理を実施していることから、施設の機能維持に十分な管理を実施しているものと考えられる。一方で管理方法は建築基準法に基づく点検を踏まえた修繕対応といった、通常行われるであろう管理方法であると考えられ、長寿命化に対応した品質管理であるかどうかについては、より検討が必要と思われる。意見としては以下のとおりである。

- (1)施設の現況把握について【意見】(第8項3に記載している)
- (2)ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の具体的な方針【意見】(第8項4に記載している)

第4項 財源についての検討状況

- 1. 実施した手続
- (1) 存続予定の施設について
- ①更新や維持修繕に必要となるコストが適切に算定されているか確認する
- ②必要なコストの財源措置について検討がなされているか確認する (税収や起債、国からの補助金のほか、資産の有効活用、使用料の見直し、維持管理費の見直し、PPP/PFI、基金積立など)
- 2. 手続により把握した事項
- (1) 存続予定の施設について
- ①コストの算定について

存続予定の施設については、令和3年度に以降30年間にわたる更新工事、及び修繕に係る費用について見積りシミュレーションを行っている。その推計方法は事後保全型(単純更新、現状の実績による維持管理費用と築年数50年で建物を更新する費用の計により推計する方法)、及び予防保全型(長寿命化実施、その後築年数70年で更新した場合の維持管理費用(BIMMSで試算)と更新費用の計により推計する方法)の2通りである。

このうち実施計画にて想定している費用は、予防保全型に基づき推計されたものであり、令和3年以降10年間にて総額5,352百万円と算定されている。

②必要なコストの財源措置について

財源措置については、県管理方針において国の補助事業や地方債などを活用し財政負担や 平準化を図る、と述べるにとどめている。計画が長期に渡ることから財源まで織り込むことは困難で あると考えられ、具体的な言及までには至っていないと推察する。

財源の負担軽減を図る方策の一つとして、県は長寿命化等推進部会を設置し、各施設を管理する施設所管課からの要望等を踏まえ、優先順位をより明確にした効率的な見積りを行っている。令和5年度であるが、各施設所管課からの改修要望を一元的に把握し、長寿命化等推進部会で優先順位付けを行い、優先順位の高い案件のみを予算見積りすることとした(令和4年度までは優先付けがなされておらず、各施設所管課が予算要求を行っていた)。これにより県全体での優先度

を検討する機会が得られ、限られた予算の効率的な配分に貢献することになった。また予算見積り の件数が減り、業務負担の軽減も図られることとなった。

その他PFIについても、施設を建てる際は必ず活用を検討することとしているとの回答があった。

3. 監査結果

財源の検討については相応に実施されている。施設管理の計画であり、長期間に渡ることから、 財源について深度ある検討がなされることは困難であると思われるが、計画実施にあたり必要な検 討事項であり、通常の予算管理の中で適切に対応されるものと考える。指摘及び意見は特にない。

第5項 計画及びモニタリングの状況

- 1. 実施した手続
- (1)今後の対応について計画としてとりまとめられているか確認する
- (2)計画の進捗状況についてどのようなモニタリングがなされているか確認する

施設計画においてはフォローアップとして、計画実行にあたっての課題の整理などを行い、5年を目安に更新するとある。また施設所管課と管財課、営繕課がそれぞれの役割を実施することで 庁舎等の機能維持を図り、行政サービスの提供に影響が生じないように努めるとしている。

2. 手続により把握した事項

モニタリングについては5年毎に更新されることとされているが、具体的なモニタリング方法については記載がみられなかった。

3. 監査結果

(1)計画の状況・現況把握について【意見】(第8項5に記載している)

第6項 事務手続について

- 1. 実施した手続
- (1)令和4年度に新規に建設された施設について、規程等に則り必要な資料が適切に作成され、承認手続がなされているか確認する
- (2) 固定資産台帳へ適切に登載されているか確認する
- (3)施設運営に係る契約(業務委託や保守、修繕など)は適切になされているか確認する 令和4年度に取得された以下の施設について、事務手続の関連資料を閲覧した。 対象施設:防災危機管理センター棟(令和4年7月新規取得)

2. 手続により把握した事項及び監査結果

支出決議書、工事完成引渡書、建物台帳、支払記録簿等関連資料を閲覧し、関連資料が適切に作成され、承認行為が適切に行われていることを確認した。事務手続において特段の検出事項

は無かった。指摘及び意見はない。

第7項 その他

- 1. 実施した手続
- (1) 県庁舎本館を視察し、長寿命化対策の実施が適切に行われているか確認する

2. 手続により把握した事項

県庁舎本館は昭和10年建築(築年数87年)と現在の施設の中で最も古く、施設の老朽化対策として様々な課題を有しているものと予想される。よって現状視察を実施し、長寿命化対策が適切に実施され、機能維持が図られているか確認した。

当施設は老朽化(劣化)状況が、屋根、外壁共に「B」と評価されており、築年数からみて比較的 老朽化(劣化)の程度が高くない施設であるといえる。視察した結果、建物自体は古いものの、計 画にしたがって点検に基づいた修繕等が実施されていることが確認された。

築年数が相当経過していることから、過去においても今後の建替えを含めた検討がなされ、機能維持ができるかどうか調査を行われていたこともあったとのことだが、機能面から問題ないとの理由により現在に至っている、とのことであった。

また今後は周辺の施設も考慮して、街づくりの観点からも利用方法が検討される可能性もあるとのことである。

3. 監査結果

(1)県庁舎本館の文化財としての有効利用について【意見】(第8項6に記載している)

第8項 庁舎等に関する指摘及び意見

1. 保有総量について【意見1-1】

「富山県庁舎等個別施設計画」において「保有総量の適正化に努める」とあるが、保有総量の内容や適正とされる数値が具体的に示されておらず、計画の着地点が明確になっていない印象を受ける。庁舎等は主に庁舎や土木事務所といった行政組織が業務を行う施設であり、利用実績等といった指標を用いて施設の有効性を適切に表すものとはいえない。他県では保有施設の延床面積総計を保有総量とし、予想される人口減少に伴い、延べ床面積〇〇%減を目標とする事例もみられる。数値ありきで取り組むべき課題ではないが、計画期間が長期間に渡っており、進捗度を認識するうえでも目標を設定する必要があると考える。

2. 個別施設の評価・計画について【意見1-2】

施設個別の具体的な評価や今後の計画・方針等がなされていない。

建物の定量的評価(築年数・劣化状況・維持管理コスト)、定性的評価(公共性・有効性)の面から個別的な評価を実施すべきと考える。また官庁舎は現存施設と周囲の環境とのまちづくりの観点

からの貢献度合いも考慮すべきと考える。具体的な評価手法を策定し、老朽化対策をどのように行ったのかを客観的に明示することが必要であり、個別的な評価の実施、さらにはその情報公開が必要と思われる。

3. 施設の現況把握について【意見1-3】

「富山県庁舎等個別施設計画」によれば施設の現況把握は、建築基準法に基づく点検や自主的点検に基づき行い、「危機管理」「対症療法」「適宜措置」の3区分に応じて修繕等を行うとしているが、「予防保全型で管理する」とする方針との関連性が明確にされていない。これら3区分が予防保全の対応として掲げられているが、その内容は一般的な保全レベルの対応のように思われる。 予防保全型の対応であることをより具体的に記載し、実行することで効果がより高まるのではないかと考える。

4. ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の具体的な方針【意見1-4】

「富山県庁舎等個別施設計画」には基本的な方針において「ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を進め、すべての人にとって利用しやすい施設整備に努める」とあるが評価項目やその他具体的な方針等の記載がみられない。またカーボンニュートラル整備についての方針についても記載が必要ではないかと考える。これらについて県民の意見も組み入れながら、より具体的な計画・方針を策定することが望まれる。

5. 計画の状況・現況把握について【意見1-5】

「富山県庁舎等個別施設計画」において状況・実績についてどのように実施するか記述がみられなかった。計画期間は令和3年度(2021年)から令和12年度(2030年)の10年間であり、5年を目安に更新するとしている。期間が長期に渡ることから継続的な進捗度の把握が必要であり、期間の中途で状況・実績報告を行う必要があると考える。

6. 県庁舎本館の文化財としての有効利用について【意見1-6】

県庁舎本館は国の登録有形文化財であり、近代建造物として後世への保存措置がとられる対象となっている。また施設の中で築年数が最も古いものの、老朽化状況は部分的劣化にとどまっており、老朽化対策における優先度は比較的高くはない。今後、文化財としての有効利用の可能性について、県民の利便性などの観点から議論を進めていくことが必要と考える。

第2節 学校施設

第1項 概要

1. 県立学校施設の状況

富山県の県立学校施設は、建物本体の耐震化は平成27年度末に完了したが、昭和40年代から50年代の児童生徒急増期に建設された施設が多く、築30年を経過した施設が全体の約7割

を占めており、それらの施設が今後、更新時期を迎えることになる。従来どおりの建替えによる更新では、財政的な負担が大きいことから、施設・設備の状態を見極めつつ適切な維持保全を行い、既存施設をより長く効果的に使うことが必要となる。また近年の学校施設は、単位制、総合学科など教育内容の多様化への対応のほか、少人数指導に対応するとともに、環境保護やバリアフリー化等の社会環境の変化に対応することが求められている。

このような状況下、富山県では高校教育、特別支援教育の一層の充実強化を図るため、施設・ 設備面における教育環境の質的改善・機能向上を目的として「富山県学校施設長寿命化計画」を 策定している。あわせて、これらの整備に要するコストの削減と平準化を図ることとしている。

(出典:富山県学校施設長寿命化計画)

2. 富山県学校施設長寿命化計画の概要

(1)目的

富山県では高校教育、特別支援教育の一層の充実強化を図るため、施設・設備面における教育環境の質的改善・機能向上を目的として「富山県学校施設長寿命化計画」を策定している。あわせて、これらの整備に要するコストの削減と平準化を図ることとしている。本計画は県管理方針に基づく学校施設の個別施設計画として位置づけられている。

(2)計画期間

平成31年度から令和40年度までの40年間を見据えたうえで、平成30年度から令和9年度までの10年間を本計画の計画期間としている。また長寿命化計画の進捗状況のフォローアップ結果等を踏まえ、計画開始から5年を目安に本計画を見直しするとしている。

(3)対象施設

学校教育施設	施設数
高等学校	43 校※
特別支援学校	13 校

対象施設は、倉庫、部室、便所を除く延床面積で200㎡以上の建物である。

※計画策定時点では43校。令和2年度からの再編統合により、現在は39校となっている。

(4)学校施設の目指すべき姿

新富山県教育振興基本計画(平成 29 年 4 月)では「ふるさと富山に誇りと愛着を持ち、地域社会や全国、世界で活躍し、未来を切り拓く人材の育成一真の人間力を育む教育の推進一」を基本理念とし、本県教育が目指すべき方向を下記記載の9つの基本施策としている。

今後の学校施設整備では、この基本施策を実現するために必要な機能や性能を備えることが 求められており、中でも児童生徒が安心して教育が受けられる安全な教育環境の確保に努めると ともに、学習能率の向上に資する快適な学習環境への対応やバリアフリーに配慮した誰もが共有 可能なユニバーサルデザイン化の推進を図るとしている。

基本施策1

学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援

基本施策2

子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進

基本施策3

子どもの健やかな成長を支え元気に創造する教育の推進

基本施策4

社会の変化と多様なニーズに対応した高校や大学等の教育環境の充実

基本施策5

生涯を通した学びの推進

基本施策6

ふるさとを学び楽しむ環境づくり

基本施策7

次世代を担う子どもの文化活動の推進

基本施策8

元気を創造するスポーツの振興

基本施策9

教育を通した「ふるさと富山」の創生

(出典:富山県学校施設長寿命化計画)

3. 実施した手続

富山県の県立学校施設の状況(規模、配置、利用状況)を理解するため、「富山県学校施設長寿命化計画」を確認し、必要に応じてヒアリングを行った。

4. 監査結果

(1)富山県学校施設長寿命化計画のフォローアップ【意見】(第7項1に記載している)

第2項 供給量についての検討状況

1. 学校施設の運営状況・活用状況

富山県には、高等学校 39 校、特別支援学校 13 校の合計 52 校の学校施設がある。高等学校 全体の延床面積は 510,686 ㎡、特別支援学校全体は 90,524 ㎡となっている。

2. 児童生徒数及び学級数の推移

(1)児童生徒数(人)

	昭 56 年	平3年	平13年	平23年	令3年	令4年
高等学校	33,756	40,571	27,918	22,476	20,329	19,762
特別支援	968	970	932	1,130	1,140	1,132
合計	34,724	41,541	28,850	23,606	21,469	20,894

(2)学級数(クラス)

	昭 56 年	平3年	平13年	平 23 年	令3年	令4年
高等学校	931	1,048	793	645	605	595
特別支援	236	304	337	329	312	317
合計	1,167	1,352	1,130	974	917	912

(出典:富山県学校施設長寿命化計画、教育企画課作成資料)

約40年の推移を見てみると、児童生徒数及び学級数ともに減少傾向にある。

3. 施設の規模・配置計画等の方針

全日制高等学校については、県立学校整備のあり方に関する報告書(平成28年4月策定)において、「学校規模は1学年5から6学級を基本とし、4から8学級が望ましい」とされていることを踏まえ、平成30年度からの生徒数の減少等を受け、平成30年2月5日に開催された富山県総合教育会議において各学区において1件の再編統合を行うことが定められ、令和2年4月に実施された。

今後については令和 5 年度末までに県立高校教育振興検討会議において今後の高校再編に かかる学校規模・基準等について提言が取りまとめられ、令和 6 年度の総合教育会議において、 本提言をもとに協議が実施される予定である。

(出典:富山県学校施設長寿命化計画、ヒアリング内容)

4. 実施した手続

保有総量の適正化についての検討、保有総量の適正化に向けた計画が策定されているか確認 するため、「富山県学校施設長寿命化計画」の内容理解及びヒアリングを実施した。

5. 監査結果

(1)富山県学校施設長寿命化計画のフォローアップ【意見】(第7項1に記載している)

第3項 品質についての検討状況

1. 学校施設の実態把握

富山県学校施設長寿命化計画を策定するにあたり、構造躯体の健全性の評価及び構造躯体 以外の劣化状況等の評価を行っている。構造躯体の健全性の評価については耐震診断時のデ ータを活用して評価し、長寿命化可能な建物とそうでないものを区分けしている。

構造躯体以外の劣化状況については学校施設ごとの劣化状況調査票により把握し、屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本に A,B,C,D の 4 段階で評価し、健全度を点数化し評価している。

(出典:富山県学校施設長寿命化計画)

2. 改修等の基本的方針

従来の改築を中心とした老朽化対策では、対応しきれない施設が大幅に増加する恐れがあることから、中長期的な維持管理等のトータルコストの縮減、予算の平準化を実現するため、改築より工事費が安価で工期が短く、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修への転換を図るとしている。なお以下のような建物は除いている。

- ・鉄筋コンクリート劣化が激しく、改修に多額の費用がかかるため、改築したほうが安価となる建物
- ・コンクリート強度が著しく低い建物
- ・基礎の多くの部分で鉄筋が腐食している建物
- ・校地環境の安全性が欠如している建物
- ・建物の配置に問題があり、改修によっては適切な教育環境を確保できない建物
- ・学校の適正配置など地域の実情により改築せざるを得ない建物
- ・改築による施設の集約化・複合化により、長寿命化改修よりもトータルコストの縮減と機能向上が図られる建物

(出典:富山県学校施設長寿命化計画)

- 3. 改修等の整備基準
- (1)改修等の整備水準
- ・構造躯体の劣化対策

劣化の種類、原因、程度に応じ、ひび割れ対策(エポキシ樹脂の注入、樹脂製塗膜による表面 全体の被膜)、中性化対策(樹脂製塗膜などの防水対策、中性化抑制剤やアルカリ性付与剤の塗 布)を行う。

• 外壁の劣化対策

全面塗りなおしを基本とし、外壁材は耐久性の高い材料を使う。

・屋上の防水対策

全面的な防水改修を行い、耐久性や断熱性の高い材料を使う。

・設備機器の老朽化対策

多くの設備機器は物理的な耐用年数を経過しているため、更新を基本とする。

・学習機能面の機能・性能の向上

各教室の施設整備では、生徒の個性化、多様化、学習指導要領の改訂等を踏まえ、特色のある学校づくりの推進、児童生徒の主体的な学習活動の支援、情報化や国際化の進展への対応、快適な空間の計画、余裕教室の有効活用への配慮の対応を行う。

・生活環境面の機能・性能の向上

生活環境面での機能、性能を向上させるため、断熱性能の向上、省エネルギー化の推進、バリアフリー化の推進、快適性の向上の対策を講じる。

(出典:富山県学校施設長寿命化計画)

4. 富山県学校施設長寿命化計画策定以降の改修等実施状況

富山県学校施設長寿命化計画策定後、当計画の改修等の基本方針、整備基準などに基づき、 長寿命化改修計画における改修校を選定し、長寿命化改修工事を実施している。

長寿命化改修の対象校の選定については、各施設の劣化状況(劣化状況調査や築年数などから判断)や学校現場の意見を聞きながら検討を進めたうえで選定がなされている(担当者よりヒアリング)。

5. 実施した手続

- (1) 品質についての検討状況について確認するため、「富山県学校施設長寿命化計画」確認やヒアリングを実施した。
- (2)富山県学校施設寿命化計画の基本方針、整備方針に沿って改修等を実施しているかを確認するため、書面により実施状況を確認した。
- (3)富山県学校施設寿命化計画の基本方針、整備方針に沿って改修等を実施しているかを確認するため、任意にサンプル1件を抽出し現場視察を実施した。

6. 監査結果

(1)書面による実施状況結果

令和4年度に実施した砺波工業高校実習棟長寿命化改修工事(I期)、滑川高校管理普通教室棟長寿命化改修工事(I期)の実施状況について教育企画課から提出された関係書類を査閲した。当該書類により建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事の内容について長寿命化計画の基本方針、整備基準との整合性が確認できた。また経費削減のための整備水準、施工範囲の検討なども実施されていることも確認でき、確認した範囲では特に指摘すべき事項はなかった。(2)現場視察による確認

令和4年度に実施した滑川高校管理普通教室棟長寿命化改修工事(I期:工事、空調設備その他工事、電気設備工事)及び令和5年度に実施する滑川高校管理普通教室棟長寿命化改修工事(II期:工事、空調設備その他工事、電気設備工事)について現場視察を行い、富山県学校施設長寿命化計画の基本方針、整備基準に基づく工事が実施されているか確認した。確認した範囲において特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第4項 財源についての検討状況

1. 必要なコストの財源措置

長寿命化改修工事の財源としては公共施設等適正管理推進事業債を活用している。当事業債 は平成 29 年度に地方公共団体における公共施設等の老朽化対策をはじめとする適正管理を推 進するために創設された。概要は以下のとおり(「事業別地方債実務ハンドブック」を参考に記載)。

公共施設等の計画的な管理を進めるなかで、維持管理・更新等にかかる財政負担を軽減・平 準化するために行う公共施設等における「集約化・複合化事業」「長寿命化事業」「転用事業」 「立地適正化事業」「ユニバーサルデザイン化事業」及び「除却事業」を対象としている。

長寿命化事業は公共施設等総合管理計画(「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について(平成26年4月22日総財務第74号)」に基づき策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画をいう。)に基づき行われる事業で個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業が対象となる。充当率は90%で、元利償還金の30%から50%が団体の財政力に応じて、後年度基準財政需要額に算入される。

2. 更新や維持修繕に必要となるコストの算定

富山県学校施設長寿命化計画策定時点で個々の施設ごとの改修等の時期、内容及び費用などについて整理されておらず、計画数値策定にあたり学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属のソフトを活用し、今後の維持・更新コストを試算している。

3. 実施した手続

- (1) 財源について確認するため、ヒアリングを実施した。また財源である公共施設等適正管理推進事業債について概要を確認した。
- (2)施設ごとに今後の存続の有無、改修等の時期、内容及び費用などが検討されているか「富山県学校施設寿命化計画」の内容理解及びヒアリングを実施した。

4. 監査結果

(1)富山県学校施設長寿命化計画のフォローアップ【意見】(第7項1に記載している)

第5項 今後の計画及びモニタリング

1. 今後の計画及びモニタリング

現状、平成30年度から実施している富山県学校施設寿命化計画にもとづき施設の改修等の整備を進めているが、計画策定時点では個々の施設ごとの改修等の時期、内容及び費用などについて整理されておらず、計画数値算定にあたり学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属のソフトを活用し、今後の維持・更新コストを試算している。

富山県としては当計画の見直しの時期である令和5年度中にプロジェクトチームを開催し、事業の進捗状況、劣化状況調査を報告したうえで、計画後半の規模について検討するとしている。また

施設の保有総量や配置については、令和 5 年度末まで県立高校教育振興検討会議において今 後の高校再編にかかる学校規模・基準等について提言が取りまとめられ、令和 6 年度の総合教育 会議において、本提言をもとに協議する予定としている。

2. 実施した手続

- (1)今後の計画及びモニタリング状況を確認するため、「学校施設長寿命化計画」の計画数値算 出方法、今後の計画フォローアップについてヒアリングを実施した。
- (2)施設ごとに今後の存続の有無、改修等の時期、内容及び費用などが検討されているか「富山 県学校施設寿命化計画」の内容を確認し、ヒアリングも実施した。

3. 監査結果

(1)富山県学校施設長寿命化計画のフォローアップ【意見】(第7項1に記載している)

第6項 公有財産の取得手続について

- 1. 実施した手続
- (1)令和 4 年度に取得した建物について公有財産台帳から任意に 1 件抽出し、富山県財産管理 規則などに基づき適切に取得の手続、公有財産台帳への登録が行われているかを確認した。具 体的には、決裁文書、契約書、工事完成引渡書等を確認した。

(2)対象とした公有財産

種類	財産名	構造	取得日	面積	金額
行政財産·公共	滑川高等学校渡り廊	鉄骨造	R5.2.27	96.72 m²	60,237,183 円
用財産·学校	下(西側)				

2. 監査結果

特に記載すべき事項はない。

第7項 学校施設に関する指摘及び意見

1. 富山県学校施設長寿命化計画のフォローアップ【意見2-1】

文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」によれば長寿命化計画は、中長期 的な学校施設の維持管理等にかかるトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施 設に求められる機能・性能を確保することができるようにするために作成することが求められている。

また今後の学校施設の改修等に関する優先順位付けの考え方を示した上で、学校施設ごとに、 修等の時期や方法、費用見込等について整理することとしている。さらに個々の施設に係る規模・ 配置計画等の方針が立っていない場合は改訂のタイミングで計画に反映する等とし、まずは計画 を策定することが重要としている。

この点について富山県では学校施設長寿命化計画策定時点で個々の施設ごとの改修等の時

期、内容及び費用などについて整理されておらず、計画数値策定にあたり学校施設の長寿命化 計画策定に係る解説書付属のソフトを活用し、今後の維持・更新コストを試算している。

計画策定をする際には、文部科学省の手引が示すように、学校施設ごとに、改修等の時期、内容及び費用について整理し、その内容を長寿命化計画に反映させることが必要と考える。また総務省行政評価局の「学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査結果報告書」によれば、今後の学校施設の改修等に関する優先順位付けや、学校施設ごとの改修等の時期、内容及び費用について整理した内容を含まないものは、長寿命化計画として必ずしも十分な内容を備えているとは言い難いとし、長寿命化計画を実効性があるものとするために適時適切に内容を補完していく必要があるとしている。

県としては長寿命化計画の進捗状況のフォローアップ結果を踏まえ開始から 5 年を目安に計画を見直すとしている。フォローアップ時には、今後の学校施設の改修等に関する優先順位付けや、学校施設ごとの改修等の時期、内容及び費用などについて整理し、計画の見直しを行っていく必要がある。

第3節 文化施設

第1項 概要

文化施設は文化振興課によって所管されており、県立美術館・博物館、文化ホール等の管理運営や、芸術文化事業の後援、富山県美術展(県展)、越中アートフェスタ、県民芸術文化祭等の文化事業が行われている。各文化施設の概要は下記のとおりである。

(1) 富山県美術館

①施設概要

本施設は、富山県立近代美術館(昭和 56 年 7 月開館)の耐震性不足等により平成 28 年 12 月に富岩運河環水公園西地区に移転新築することにより設置された美術館であり、県民の美術に関する知識の普及及び教養の向上に資するとした近代美術館の理念を継承している。

・建物の構造 鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)

·敷地面積 12,548 ㎡

•建物面積 6,640 m²

・延床面積 14,990 m²(うち、美術館用途 9,965 m²)

•施設内容

階	内容
1階	TAD ギャラリー、ミュージアムショップ、カフェ、駐車場
2 階	ホワイエ、中央廊下、展示室、屋外広場
3 階	展示室、アトリエ、レストラン、キッズルーム、ホール
屋上	オノマトペの屋上

• 開設 平成 28 年 12 月

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	861,486 人	616,498 人	265,134 人	380,795 人	543,188 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	294	318	320	310	322

(2) 高志の国文学館

①施設概要

本施設は、富山県にゆかりのある文学作品その他の文学関係資料を紹介し、文学に関する県 民の知識を深め、教養の向上を図るとともに、県民に文学を中心とする文化活動の場を提供することを目的とし、高志の国文学館条例(平成23年9月28日)に基づき設置された。

平成 22 年 3 月末で廃止した知事公館を改修するとともに、隣接する県有地に新たに展示棟を整備することにより、平成 24 年 7 月に開館した。旧知事公館は主に研修施設、レストランとして利用されており、展示棟は有料の展示室のほか、無料で利用できるライブラリーコーナーなどを備えている。

なお、当文学館は指定管理者制度を導入しており、平成24年度から令和4年度までの指定管理者として公益財団法人富山県文化振興財団が指定されている。日常的な施設の管理については、協定書に基づき指定管理者が実施している。

・建物の構造 鉄筋コンクリート(RC)造

・敷地面積 13,729.00 ㎡
・延床面積 3,070.62 ㎡
・建物面積 2,715.50 ㎡

•開設 研修棟(旧知事公館):昭和53年(平成24年改修工事)

展示棟:平成24年

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	109,466 人	116,548 人	62,154 人	58,868 人	70,089 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	100	100	105	105	108

(3) 富山県民会館

①施設概要

本施設は、芸術文化の中核施設として、県民の文化の向上と地域経済の発展に寄与するため に昭和39年に設置された。

ホール、美術館、ギャラリー、展示室、会議室、共用施設(茶室、邦舞室等)を備えた県の中核的な芸術文化振興のための複合文化施設として、また評価の高い美術関係の展示施設として、多彩なジャンルの舞台公演から、全国規模やブロック、県レベルなどの各種美術展、大会や講演会など多目的に利用されている。

当施設は、指定管理者制度を導入しており、指定管理者として公益財団法人富山県文化振興財団が指定されている。日常的な施設管理については、協定書に基づき指定管理者が実施している。

<本館>

・建物の構造 鉄筋コンクリート造 (地下1階 地上8階 塔屋3階)

・敷地面積 8,413.34 m²・建物面積 17,983.50 m²

・施設内容 ホール(1,105名収容)、展示室、会議室、美術室、ギャラリー、練習室、ロビー

•開設 昭和 39 年 8 月

<分館・内山邸>

・建物の構造 木造(地上2階)

・敷地面積 12,360.67 m²
・建物面積 1.485.04 m²

・施設内容 母屋(教養室として貸し出し)、土蔵、にわとり小屋、にわ作業場、もみ倉、庭

園等

<分館・金岡邸>

・建物の構造 木造(地上2階)

敷地面積 1,967.28 m²
建物面積 806.73 m²

・施設内容 母屋(教養室として貸し出し)、庭園

②利用率

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ホール	64%	60%	29%	50%	57%
美術館	84%	66%	45%	59%	61%
展示室	54%	63%	49%	39%	55%
ギャラリー*1	69%	69%	44%	54%	61%
会議室*1	46%	46%	32%	40%	47%

利用率=利用日(件)数/開館日数×100 なお、*1 の部屋は左記の計算式について、利用件数を3で割り(午前・午後・夜間)、かつ、部屋が複数ある場合、その値を開館日数に掛けて算出

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	148	148	182	162	163

(4) 富山県立山博物館

①施設概要

本施設は、立山の雄大な自然及び立山信仰の精神世界を紹介するとともに、展示館、山岳集 古未来館、遙望館、まんだら遊苑等の施設及び歴史的風致を総合的に活用し、県民の教育、学 術及び文化の向上に寄与することを目的として設置された。

	建物の名称	陈	構造	延床面積	建築時期
	展示館		鉄筋コンクリート造3階建	1,784.84 m ²	平成3年
	資料館		鉄筋鉄骨コンクリート造2階建	630.00 m ²	昭和 47 年
山岳集古未来館		館	鉄筋コンクリート造2階建	313.90 m²	平成 25 年
	遙望館		木造2階建	663.95 m ²	平成3年
	まんだら遊苑	地界	鉄筋コンクリート造地上1階	195.37 m ²	平成7年
		天界	鉄筋コンクリート造地上1階地下2階	1,111.05 m ²	平成7年

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	63,661 人	77,390 人	47,503 人	57,010 人	64,621 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	152	149	149	146	146

(5) 富山県水墨美術館

①施設概要

本施設は、日本の風土と伝統の中ではぐくまれた水墨画等の文化的所産を国内外に広く紹介し、 県民の教養の向上と文化の発展に寄与することを目的として平成11年4月に開館した。

建物の名称構造延床面積建築時期本館鉄筋コンクリート造3,375 ㎡平成 10 年茶室木造、寄せ棟造り日本瓦葺き平屋建81 ㎡平成 10 年

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	143,271 人	108,356 人	25,723 人	67,461 人	81,329 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	85	85	89	88	90

(6) 富山県教育文化会館

①施設概要

本施設は、県民の教育及び文化の向上を図る目的で昭和49年7月に設置された。621名収容のホール、集会室、会議室を有するほか、県民生涯学習カレッジや県内の芸術文化団体、社会教育団体等が入居している複合施設となっている。

また、ホールは 621 席という中規模の座席を有すること、本格的な舞台機能を持ちながら比較的 低料金であること、富山市の中心部近くに位置するよい立地条件であることなどから、演劇、日舞、 伝統芸能など幅広く利用され、県内の芸術文化団体や学校などの発表の場としても活用されてい る。

・建物の構造 鉄筋コンクリート造 (地下1階 地上5階 塔屋1階)

・敷地面積 3,242.51 m²・建物面積 5,880.21 m²

・施設内容 ホール(621 席)、集会室(180 ㎡)、会議室(90 ㎡、45 ㎡×2)、喫茶室(1F)、

談話室(1F)、生涯学習カレッジ事務局(2F)、同映像センター(3F)、各種団体

使用(4F)、映像センターハイビジョン学習室(5F)

·開設 昭和 49 年 7 月

②利用率

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ホール	56%	53%	31%	53%	60%
集会室*1	52%	45%	30%	38%	44%
会議室*1	37%	41%	23%	23%	30%

利用率=利用日(件)数/開館日数×100 なお、*1 の部屋は左記の計算式について、利用件数を3で割り(午前・午後・夜間)、かつ、部屋が複数ある場合、その値を開館日数に掛けて算出

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	81	82	88	86	87

(7) 富山県高岡文化ホール

①施設概要

本施設は、高岡市を中心とした県西部地域における芸術文化振興のための広域的中核的な拠点施設として昭和61年10月に設置された。ホール、多目的ホール、ギャラリー、展示場、会議室及び和室を備えた複合施設で、舞台公演、展示、研修会、茶会など多様かつ総合的な催事に対応可能な施設・設備を有し、活用されている。

ホールは 703 席という中規模の座席がワンスロープフロアに設置され、舞台は奥行き、袖とも十分な広さがあり、袖に搬入口が直結し、利便性が高く、演劇、音楽、舞踏、映画、講演など幅広く利用されている。

また、多目的小ホールは、最大300席で、2基の迫り舞台と可動式の壁面など利用形態に合わせて多目的に利用できる。

・建物の構造 鉄筋コンクリート造 (地下1階 地上4階)

・敷地面積 9,169.01 m²(うち外来駐車場等 2,130 m²)

•建物面積 7,999.42 m²

・施設内容 ホール (703 名収容)、多目的小ホール (382 ㎡)、練習室 (3 室、47 ㎡×2、136

m²)、ギャラリー(185 m²)、展示ホール(2F、3F)、スタジオ(68 m²)、会議室(4

室、54 ㎡×2,108 ㎡、99 ㎡)、和室(3 室、17.5 畳)

•開設 昭和 61 年 10 月

②利用率

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大ホール	78%	72%	37%	56%	70%
小ホール	82%	77%	48%	71%	80%
ギャラリー	53%	43%	22%	31%	45%
展示ホール*1	55%	55%	25%	53%	57%
会議室*1	30%	30%	19%	23%	27%

利用率=利用日(件)数/開館日数×100 なお、*1 の部屋は左記の計算式について、利用件 数を3で割り(午前・午後・夜間)、かつ、部屋が複数ある場合、その値を開館日数に掛けて算出

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	114	116	126	120	126

(8) 富山県新川文化ホール

①施設概要

本施設は、富山県と魚津市が事業主体となって平成6年11月に設置された。県東部地域にお ける中核的な拠点施設として地域の人々が幅広い分野の文化と芸術にふれあうことができる。ホー ル棟は富山県、展示・会議学習棟は魚津市が設置し、一体的に管理運営を行っている。

ホール棟には、大ホール(1,186 席)と小ホール(297 席)、リハーサル室、練習室、音楽室を備え、 また、展示・会議学習棟には、展示ホール、会議室、和室を備えている。

・建物の構造 鉄筋コンクリート造(地下2階 地上4階)

•敷地面積 73,024 m²

•建物面積 12,797 m²(富山県専用部分8,195 m²、魚津市部分3,590 m²)

•施設内容 富山県所有

> 大ホール(1,186 席)、小ホール(297 席)、リハーサル室(249 ㎡)、練習室(5 室)、駐車場の一部

魚津市所有

展示ホール (842 ㎡)、会議室 (7 室)、和室 (3 室)、常設展示室、イベント広

場、駐車場の一部

県·市共有

事務室等

•開設 平成6年11月

②利用率

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大ホール	61%	56%	27%	48%	53%
小ホール	54%	43%	28%	46%	54%

利用率=利用日(件)数/開館日数×100

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	131	132	138	136	143
魚津市	77	74	76	74	74
合計	208	207	213	211	217

(9) 利賀芸術公園

①施設概要

本施設は、利賀において展開され、世界的に名声を博してきた演劇活動をさらに発展させること により、舞台芸術その他の芸術文化の創造と振興に寄与することを目的として設置された。

建物の名称	構造	延床面積	建築時期
新利賀山房	地下鉄筋コンクリート造	601.43 m^2	平成6年
	1 階茅葺木造合掌造り		
利賀スタジオ	鉄筋コンクリート造平屋建	377.20 m^2	昭和62年
利賀創造交流館	鉄筋コンクリート造2階建	3,091.76 m ²	昭和 55 年
利賀創造交流館別館	軽量鉄筋造(プレハブ造)	457.11 m²	平成9年
研修交流館・秀峰	木造2階建	282.55 m^2	昭和 48 年
研修交流館•雄峰	鉄骨造2階建	235.75 m^2	昭和 52 年
研修交流館・カワセミ3	鉄骨造	272.00 m ²	平成 27 年

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	10,680 人	10,048 人	7,230 人	6,857 人	9,419 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	125	138	140	140	143
南砺市	8	9	9	9	10
合計	133	147	149	149	153

第2項 供給量についての検討状況

1. 実施した手続

文化振興課担当者に対して県としての文化施設の供給量についての方針について質問を実施 したところ、文化振興課においては所管している施設の運営・維持管理についての方針を決定し ているものの、文化振興課として施設の新設、改廃についての方針を有していないとの回答を得た。

2. 監査結果

(1)文化施設の適正な供給水準の設定について【意見】(第7項1に記載している)

第3項 品質(長寿命化)についての検討状況

1. 実施した手続

文化振興課が所管する施設についての長寿命化計画を入手し、その状況を確認した。長寿命 化計画の状況は下記の通りである。

		長寿命化計画
	作成	期間
富山県美術館	有	令和2年度から令和11年度
高志の国文学館		令和2年度から令和11年度
富山県民会館		平成30年度から令和9年度(令和元年11月改定)
富山県立山博物館		平成 29 年度から令和8年度
富山県水墨美術館		令和2年度から令和11年度(令和3年1月改定)
富山県教育文化会館		平成30年度から令和9年度(令和元年11月改定)
富山県高岡文化ホール		平成30年度から令和9年度(令和元年11月改定)
富山県新川文化ホール		平成30年度から令和9年度(令和元年11月改定)
利賀芸術公園		令和2年度から令和 11 年度

2. 監査結果

文化振興課が所管する各文化施設について、長寿命化を前提とした計画が策定されていることを確認した。指摘及び意見はない。

第4項 財源についての検討状況

1. 実施した手続

各施設の収支報告書を閲覧することにより財源の状況について確認を行った。財源の内容は下 記の通りである。

(1)富山県美術館

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	294	318	320	310	322
観覧料収入	103	48	15	27	46
その他	23	12	11	24	17
合計	420	378	346	361	385

(2)高志の国文学館

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	100	100	105	105	108
観覧料収入	14	15	6	6	8
その他	1	2	2	2	2
合計	116	117	113	113	118

(3)富山県民会館

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	148	148	182	162	163
利用料金収入	226	220	147	167	216
その他	34	41	26	42	43
合計	408	409	355	371	422

(4)富山県立山博物館

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	146	146	149	149	152
観覧料収入	7	9	7	7	10
その他	7	10	7	6	7
合計	160	165	163	162	169

(5)富山県水墨美術館

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	85	85	89	88	90
観覧料収入	12	14	5	6	8
その他	6	6	3	5	6
合計	103	105	97	99	104

(6)富山県教育文化会館

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	81	82	88	86	87
利用料金収入	26	26	14	20	26
その他	9	10	8	7	7
合計	116	118	110	113	120

(7)富山県高岡文化ホール

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	114	116	126	120	126
利用料金収入	46	45	23	33	39
入場料収入	7	2	0	6	15
その他	4	3	4	5	5
合計	171	166	153	164	185

(8)富山県新川文化ホール

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	208	207	213	211	217
利用料金収入	42	38	23	38	47
入場料収入	16	17	4	6	24
その他	5	7	4	7	5
合計	271	269	244	262	293

(9)利賀芸術公園

74

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	133	147	149	149	153
利用料金収入	8	9	7	7	7
入場料収入	2	4	1	2	2
その他	84	81	56	52	35
合計	227	241	213	210	197

富山県報

2. 監査結果

傾向としては、県の中心部にあり大規模な集客が見込める富山県美術館、富山県民会館を含め、その収入の大部分を県からの収入である指定管理料収入に依拠している状況にある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、指定管理料収入に依拠する割合は増加の傾向にある。指摘及び意見はない。

第5項 計画及びモニタリングの状況

1. 実施した手続

文化振興課が所管する9施設について、修繕計画及び修繕実績の状況を比較すると共に計画 と実績の乖離について文化振興課の担当者に質問を行った。

【文化振興課管掌9施設合計】

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
修繕計画	202	222	207	424	201	210
修繕実績	186	140	114	282	370	72
乖離	△16	△82	△93	△142	+169	△138

文化振興課の修繕費実績は令和 3 年度を除いて基本的には計画値を下回っている。これは、修繕の見積りに際して文化振興課側で保守的な見積りを行っているためである。なお、令和 3 年度は、前年度に実施予定であった富山県民会館昇降機設備改修工事(154 百万円)が翌年度に繰り越されたために実績超過となっている。

なお、文化振興課では、修繕計画についての予実対比は行われていない。

2. 監査結果

(1)修繕計画のモニタリングの実施について【意見】(第7項2に記載している)

第6項 事務手続について

1. 実施した手続

(1)公有財産台帳への登録の確認

文化振興課が所管する公有財産台帳を通査し、文化振興課が所管する各施設が公有財産台帳に登録されていることを確認する。

また、令和4年度に取得した金岡邸土蔵について、公有財産台帳に登録されている金額、取得時期等が適切であることを証憑書類に基づき確認を行う。

(2)公有財産台帳での価格改定の確認

文化振興課が所管する公有財産台帳を通査し、文化振興課が所管する各施設の価格改定が 定期的に行われていることを確認する。

(3)指定管理者との協定書の締結状況の確認

協定書を査閲し、文化振興課が所管する各施設について、指定管理者との間で協定が締結されていることを確認する。

2. 監査結果

公有財産台帳への登録等の事務処理は適切に行われていることを確認した。また、指定管理者との間で協定書が締結されていることを確認した。指摘及び意見はない。

第7項 文化施設に関する指摘及び意見

1. 文化施設の適正な供給水準の設定について【意見3-1】

前述のとおり県は、富山県全体のバランスや各地域の要望を踏まえた上で文化施設の新設や 更新等の検討を個別に実施してきた。文化施設の存在は、県民の教養の向上に資すると共に、県 の魅力ある文化・伝統を保全し、また、県の観光政策の要として広く県民の福祉を支えるものであり、 県民生活にとって欠くことのできないものと言える。

一方で、富山県人口は全国に先駆け 1998 年にピークを迎え、今後も継続して減少が見込まれる状況にあり、文化施設の適正水準については今後ますます慎重な検討が必要と考えられる。

文化施設については、文部科学省より統計が公表されているが、富山県の登録博物館(美術館含む)、劇場・音楽堂の数量は下記の通りいずれも公共施設の軒数としては全国平均を上回る供給量が確保されている。

【登録博物館(美術館含む)】

(単位:軒)

	県	市町村	その他	計	人口	平均
					(令和2年)	
富山県	5	26	2	33	1,035 千人	31 千人/軒
全国	124	489	298	911	126,146 千人	138 千人/軒

(出典:社会教育調査(文部科学省)2021 年度「設置者別登録博物館及び博物館相当施設別博物館数」)

【劇場·音楽堂等】

(単位:軒)

	県	市町村	組合	計	人口	平均
					(令和2年)	
富山県	4	13	0	17	1,035 千人	60 千人/軒
全国	95	829	0	924	126,146 千人	136 千人/軒

(出典:社会教育調查(文部科学省)2021年度「所管別設置者別劇場、音楽堂等数」)

しかしながら文化施設の多くは、それ単体で十分な利用者収入を得ているとは言えず、運営費 や修繕費等の大部分に県からの収入である指定管理料が充当されるため、文化施設が過剰な場 合は県の財政にとって大きな負担となる。

このため文化施設についてはその供給量が適正であるか評価する必要があると考えられるが、 現時点で県において文化施設の適正数量に関する評価は行われていない。

文化施設は、その地域の文化や歴史、市町村数や県民人口、行政における観光政策等と密接 に結びついて個別性が非常に高く、定量的な基準をもって適正水準を把握するのは非常に困難 であると考えられるものであるが、一般に公表されているデータや他の都道府県の動向、県の人口 動態等に鑑み文化施設の適正水準を評価する枠組みを有することは有益であると考えられる。

このため、他の都道府県動向や県の人口動熊等を鑑み、県の文化施設の適正数量についての 検討を行うことを検討すべきであると考えられる。

2. 修繕計画のモニタリングの実施について【意見3-2】

県は文化振興課が所管する各施設について長寿命化を前提とした修繕計画を策定しているも のの、文化振興課においては策定した修繕計画に基づいて修繕が実施されているか、また、修繕 費の実績額が当初見積りと大きく乖離していないかのモニタリングがなされていない。

長寿命化を前提とした修繕計画は、計画期間が長期にわたることから実態との乖離が生じやす い。このため、修繕計画を適時適切に見直し軌道修正するためにも修繕計画と実績の乖離の状況 を把握して差異を分析し、その分析結果を今後の計画に織り込むなど適切にモニタリングに努める ことが必要であると考えられる。

第4節 スポーツ施設

第1項 概要

スポーツ施設はスポーツ振興課が所管しており、総合体育センター、武道館、高岡総合プール等の管理運営や、スポーツ事業の後援やスポーツクラブの育成・支援等の事業が行われている。 スポーツ振興課が所管する施設の概要は下記のとおりである。

(1)県営富山武道館

①施設概要

・建物の構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造3階建

・敷地面積 2,077 ㎡・延床面積 2,943 ㎡

・施設内容 1階 事務室、会議室、トレーニング室、更衣室、浴室、機会室等

2階 柔道場、師範控室、選手控室 3階 剣道場、師範控室、選手控室

·建築時期 昭和 47 年 4 月

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	48,095 人	40,236 人	24,157 人	29,585 人	34,300 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	17	17	18	18	18

(2)県営高岡武道館

①施設概要

・建物の構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建

・敷地面積 3,000 m²・延床面積 2,010 m²

·施設内容 1階 事務室、応接室、機械室、柔道場、師範室、更衣室等

2階 剣道場、師範室、更衣室、会議室等

・建築時期 昭和51年5月

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	37,544 人	29,080 人	17,693 人	21,578 人	24,789 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	2	2	3	3	3

(3)県営富山弓道場

①施設概要

・建物の構造 鉄骨一部木造:管理棟

木造:遠的用看的、近的用看的

·敷地面積 5,671 m²

•延床面積 704 m²

·施設内容 管理棟 遠的射場(70m·6 人立)、近的射場(28m·10 人立)、事務室、会議

室、師範室、審判室等

遠的用看的 10 m2×2室

近的用看的 17 m2×2室

・建築時期 昭和54年5月

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	11,660 人	12,054 人	6,534 人	8,283 人	6,844 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	5	5	6	6	6

(4)富山県スキージャンプ場

①施設概要

建物の構造 ミディアムヒルジャンプ台

(HS=83m、HS=54m、鉄筋コンクリート造)

スタートハウス(鉄骨造、平屋建)

格納庫(鉄骨造、平屋建)

審判棟(鉄骨造、4階建)

·敷地面積 23,306.94 ㎡

・施設内容 ミディアムヒルジャンプ台(HS=83m、HS=54m)

スタートハウス、格納庫、審判棟

•建築時期 平成6年

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	442 人	2,042 人	239 人	158 人	441 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	1	2	2	2	2

(5)富山県総合体育センター

①施設概要

・建物の構造 大アリーナ棟・サービス棟:鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建

温水プール棟:鉄筋コンクリート造地上2階建・一部地下1階

研修棟:鉄筋コンクリート造地上3階建

中アリーナ棟:鉄筋コンクリート造1階建

•敷地面積 43,112 m²

•延床面積 19,668 m²

・施設内容 大アリーナ棟・サービス棟

1 階 競技フロア(50m×36m ※バレーボール 3 面、バスケットボール 2 面等)、更衣室、シャワー室、来賓室、ロッカーコーナー、器具庫、事務室、会議室、スポーツラウンジ(小アリーナ、ビームライフル、卓球コーナー、ビリヤードコーナー、情報コーナー、喫茶コーナー等)、機械室等

2階 観覧席 3,024席(固定 2,000席、移動 1,024席)、ロビー

温水プール棟

1階 50m 温水プール(8コース)、飛込温水プール(25m サブプール)、採 暖コーナー、スポーツサウナ、浴室、指導員室、ロッカールーム、器 具庫、機械室、ボイラー室、ろ過室、空調機械室、電気室

2 階 観覧席 500 席、エントランスホール、スポーツギャラリー

研修棟

1 階 トレーニング室、体力測定室、運動機能測定室、体力相談室、小研 修室、指導教員室、更衣室

2 階 大研修室、中研修室、講師室、食堂、宿直室

3 階 宿泊室、浴室、リネン室

中アリーナ棟

1 階 競技フロア(45m×35m ※バレーボール3面、バスケットボール2面 等)、更衣室、指導員室、器具庫

•建築時期 大アリーナ棟・サービス棟 昭和59年3月

温水プール棟 昭和60年3月

研修棟 昭和62年7月

中アリーナ棟 昭和62年7月

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	256,288 人	249,770 人	161,708 人	170,530 人	210,066 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	207	207	214	225	234

(6)富山県西部体育センター

①施設概要

・建物の構造 鉄筋コンクリート造2階建

•敷地面積 13,528 m² •延床面積 12,345 m²

•施設内容 大アリーナ(競技フロア(50m×40m) ※バレーボール 3 面、バスケッ 1 階 トボール 2 面等)、中アリーナ(競技フロア(34m×29m ※バレーボー ル1面、バスケットボール1面等))、第1トレーニング室、控室、更衣 室、事務室、大研修室、中研修室、小研修室、応接室、医務室、幼

児室、機械室、器具庫等

2 階 観覧席 2,628 席(固定 1,776 席、移動 828 席、多目的席 24 席)、第 2 トレーニング室、スポーツサウナ、浴室、健康体力相談室、空調機械 室等

平成 11 年 6 月 •建築時期

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	165,106 人	153,349 人	84,561 人	96,474 人	111,091 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	100	100	103	106	106

(7)富山県高岡総合プール

①施設概要

・建物の構造 鉄筋コンクリート造2階建

•敷地面積 27,035 m² •延床面積 $5,724 \text{ m}^2$

•施設内容 1階 屋外 50m プール(9 コース、水位調整可能、競泳、シンクロ、水球

> 可)、屋内 25m プール (8 コース)、屋外飛込プール (水深 5m(25m× 21m))、事務室、会議室、トレーニング室、更衣室、シャワー室、喫茶

コーナー、指導員室、医務室、控室、機械室等

2 階 屋外観客席 3000 席、観客席約 300 席、空調機械室等

平成6年3月 •建築時期

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	98,957 人	100,527 人	51,703 人	63,657 人	79,917 人

③指定管理料の支払い状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	84	84	88	90	94

82

(8)富山県福光射撃場

①施設概要

・建物の構造 管理棟、エアーライフル射場:鉄骨造1階建

スモールボアライフル射場:鉄筋コンクリート造1階建

•敷地面積 18,903 m²

•延床面積 1,793 m²

・施設内容 管理棟、ライフル射撃常用便所

1階 事務室、便所等

建築時期 昭和60年8月

エアーライフル射撃場、スモールボアライフル射場

1階 エアーライフル射場、スモールボアライフル射場

建築時期 平成10年12月

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	1,737 人	1,649 人	1,297 人	1,559 人	1,545 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	3	3	3	3	3

(9)富山県漕艇場

①施設概要

・建物の構造 管理棟:鉄骨造2階建

艇 庫:鉄骨造1階建

•敷地面積 22,428 m²

•延床面積 1,429 ㎡

•施設内容 管理棟

1階 事務室、ミーティング室、食堂、厨房、更衣室、浴室、トイレ

2階 指導員室、宿泊室(定員64名)、洗濯室、乾燥室、トイレ

艇庫

1階 100 艇収納可能

•建築時期 平成5年3月

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	17,998 人	18,366 人	13,059 人	13,181 人	15,030 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	14	14	14	14	14

(10)富山県上市カヌー競技場

①施設概要

•建物の構造 鉄骨造2階建

•敷地面積 $2,077 \text{ m}^2$

•延床面積 685 m²

•施設内容 1階 器具庫、男子便所、女子便所、雑庫、収納艇数 122 艇

> 2 階 事務室、宿直室、監督室、宿泊室 3、トレーニング室、会議室、湯沸洗 面室、シャワールーム等

•建築時期 平成 10 年 12 月

②利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	1,916 人	2,520 人	1,930 人	2,765 人	3,614 人

③指定管理料の支払い状況

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	9	9	9	9	9

第2項 供給量についての検討状況

1. 実施した手続

スポーツ振興課担当者に対して、県としてのスポーツ施設の供給量についての方針について質 問を実施したところ、スポーツ振興課においては所管している施設の運営・維持管理についての 方針を決定しているものの、県の人口推移や施設の状況、他県動向等を踏まえたうえでの施設の 新設、廃止・統合に関する基本的な方針を有していないとの回答を得た。

2. 監査結果

- (1)スポーツ施設の適正な供給水準の設定について【意見】(第7項1に記載している)
- (2) 県営高岡武道館の利用について【意見】(第7項2に記載している)

第3項 品質(長寿命化)についての検討状況

1. 実施した手続

スポーツ振興課が所管する施設についての長寿命化計画を入手し、その状況を確認した。長寿 命化計画の状況は下記の通りである。

		長寿命化計画
	作成	期間
総合体育センター	有	令和元年度から令和 10 年度
高岡総合プール	有	令和元年度から令和 10 年度
弓道場	有	平成29年度から令和8年度
カヌー競技場	有	令和元年度から令和 10 年度
西部体育センター	有	令和元年度から令和 10 年度
富山武道館	有	平成29年度から令和8年度
高岡武道館	有	平成29年度から令和8年度
福光射撃場	有	令和元年度から令和 10 年度
スキージャンプ場	有	平成30年度から令和9年度

2. 監査結果

スポーツ振興課が所管する各スポーツ施設について、長寿命化を前提とした計画が策定されていることを確認した。指摘及び意見はない。

第4項 財源についての検討状況

1. 実施した手続

各施設の収支報告書を閲覧することにより財源の状況について確認を行った。財源の内容は下記の通りである。

(1)県営富山武道館

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	17	17	18	18	18
利用料金収入	3	3	2	3	3
修繕費	1	0	0	0	0
合計	21	21	21	20	21

(2)県営高岡武道館

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	2	2	3	3	3
利用料金収入	2	2	1	1	2
修繕費	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	0
合計	5	5	5	5	5

(3)県営富山弓道場

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	5	5	6	6	6
利用料金収入	2	2	1	1	1
修繕費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	7	7	7	7	7

(4)富山県スキージャンプ場

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	1	2	2	2	2
利用料金収入	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1	2	2	2	2

(5)富山県総合体育センター

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	207	207	214	225	234
利用料金収入	48	47	33	32	40
修繕費	11	11	12	12	10
その他	2	1	1	1	1
合計	268	267	260	270	286

(6)富山県西部体育センター

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	100	100	103	106	106
利用料金収入	24	26	13	14	15
修繕費	2	2	2	2	2
その他	0	0	0	0	0
合計	126	128	119	123	123

(7)富山県高岡総合プール

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	84	84	88	90	94
利用料金収入	20	20	10	12	15
修繕費	3	3	3	3	3
その他	0	0	0	0	0
合計	107	107	101	105	112

(8)富山県福光射撃場

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	3	3	3	3	3
利用料金収入	1	1	0	1	1
修繕費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	4	4	4	4	4

(9)富山県漕艇場

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	14	14	14	14	14
利用料金収入	1	1	0	0	1
修繕費	2	2	2	2	2
その他	0	0	0	0	0
合計	17	16	16	16	16

(10)富山県上市カヌー競技場

(単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	9	9	9	9	9
利用料金収入	0	0	0	0	0
修繕費	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	0
合計	10	10	10	10	11

2. 監査結果

傾向としては、いずれの施設も収入の大部分を県からの収入である指定管理料収入に依拠して いる状況にある。指摘及び意見はない。

第5項 計画及びモニタリングの状況

1. 実施した手続

スポーツ振興課が所管する10施設について、修繕計画及び修繕実績の状況を比較すると共に 計画と実績の乖離についてスポーツ振興課の担当者に質問を行った。

【スポーツ振興課管掌 10 施設合計】

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
修繕計画	44	182	193	344	33	138
修繕実績	31	44	150	160	331	115
乖離	△13	△139	△43	△184	+298	△23

2. 監査結果

(1)計画した修繕の未実施及び計画外の修繕の実施【意見】(第7項3に記載している)

第6項 事務手続について

- 1. 実施した手続
- (1)公有財産台帳への登録の確認

スポーツ振興課が所管する公有財産台帳を通査し、スポーツ振興課が所管する各施設が公有 財産台帳に登録されていることを確認する。

(2)公有財産台帳での価格改定の確認

スポーツ振興課が所管する公有財産台帳を通査し、スポーツ振興課が所管する各施設の価格

改定が定期的に行われていることを確認する。

(3) 指定管理者との協定書の締結状況の確認

協定書を査閲し、スポーツ振興課が所管する各施設について、指定管理者との間で協定が締結されていることを確認する。

2. 監査結果

(1)県営富山武道館の耐震工事に関する公有財産台帳への記載漏れについて【指摘】(第7項4に記載している)

第7項 スポーツ施設に関する指摘及び意見

1. スポーツ施設の適正な供給水準の設定について【意見4-1】

県は、富山県全体のバランスや各地域の要望を踏まえた上でスポーツ施設の新設や更新等の検討を個別に実施してきた。スポーツは、県民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、スポーツ施設の整備をはじめ、スポーツ指導者等の配置などにより、県民が身近にスポーツに親しめる環境整備が必要となる。

一方で、富山県人口は全国に先駆け 1998 年にピークを迎え、今後も継続して減少が見込まれる状況にあり、スポーツ施設の適正水準については今後ますます慎重な検討が必要と考えられる。スポーツ施設の多くは、それ単体で十分な利用者収入を得ているとは言えず、運営費や修繕費等の大部分に県からの収入である指定管理料が充当されるため、スポーツ施設が過剰な場合は県の財政にとって大きな負担となる。

このためスポーツ施設についてはその供給量が適正であるか評価する仕組みが必要であると考えられるが、現時点で県においてスポーツ施設の適正数量に関する評価は行われていない。

スポーツ施設は、陸上競技場や野球場・ソフトボール場、水泳プールや体育館等、競技の種類において幅広い施設があり、また各県によって競技人口にも大きな差があると考えられることから、定量的な基準をもって適正水準を把握するのは非常に困難であるとも考えられるが、一方で比較的競技人口の多い陸上競技場や野球場・ソフトボール場、水泳プールや多目的な活用が見込まれる総合体育館等については各県ごとの比較もしやすいと考えられるため、少なくともこれらについて一般に公表されているデータや他の都道府県の動向、県の人口動態等に鑑みスポーツ施設の適正水準を評価することは有益と考えられる。

このため、県はこれらのスポーツ施設について、今後の人口動態を見据えた上での適正水準の 評価を行うことが望ましい。

2. 県営高岡武道館の利用について【意見4-2】

令和元年9月に公表された「全天候型体育文化施設整備のあり方」についてのとりまとめ報告に おいて、武道館機能を有する多目的施設の整備に関する方針が示された。また、同時に設置され た検討委員会の第3回会合(令和2年3月18日)において、老朽化した県営富山武道館、県営 高岡武道館の廃止を含む「武道館機能を有する多目的施設整備基本計画(素案)」が公表された。

老朽化の進む県営富山武道館(昭和47年)、県営高岡武道館(昭和51年)の廃止の方向については、当構想が提起され始めた当初から既定路線として議論が進められている。その主たる論拠として、両武道館の老朽化、バリアフリーへの対応、公式大会を開催するための公式面の確保や観客席の確保が必要であることが挙げられている。

武道館の新設に伴い機能の重複する両武道館の取り扱いについて議論となるのは当然であるが、新武道館設置後の両武道館の取り扱いについては、第2回検討会(令和2年4月)において「現在の県営富山武道館と県営高岡武道館を県営施設としては廃止することとし、廃止後の施設の活用については、地元市をはじめ関係方面と十分協議し、適切に対処していく必要がある。」と示されて以降、取り扱いの協議について明確な方針は示されておらず、新武道館が建設された後に両武道館が存続するのか取り壊されるかは明らかとなっていない。

両武道館については、単に公式大会での利用にとどまらず、富山市、高岡市等の近隣住民にとって日常的な稽古の場として、これまで武道競技の振興や競技力の向上、健康増進へ寄与してきた。両競技場の利用者数は比較的多く、令和4年度の利用実績は、県営富山武道館で34,300人、県営高岡武道館で24,789人となる。また、両武道館の指定管理料は、県営富山武道館は17百万円、県営高岡武道館は3百万円と他の大型施設と比較して少なく、維持管理に多額のコストがかかる状況ではない。

県営富山武道館については立地的な面から新武道館設置後に残置する意義に乏しいかもしれないが、県営高岡武道館については、年間利用者も多く、立地的な面からも廃止後の有効活用について積極的な議論がなされるべきであると考えられる。この点、県はすでに平成29年において両施設についての長寿命化(70年)計画を定めており、またその計画に基づき長期的な利用を前提とした整備を進めてきており、その取り組みの観点からも長期の利用を前提とした有効活用方法について検討すべきと考えられる。このため、武道館廃止後においても現状の利用者の意向に十分に配慮して今後の施設の活用方法について検討すべきであり、県としても対応を図る必要がある。

3. 計画した修繕の未実施及び計画外の修繕の実施【意見4-3】

令和元年 5 月に策定された富山県スポーツ施設個別施設計画に基づき、県は将来的な人口減少や人口構成の変動に備え、スポーツ施設の将来のあり方やビジョン等を考慮し、計画的に整備する必要があるとして 10 年間の長期的な整備計画を策定している。

これは予防保全的な維持管理及び耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施することにより施設の長寿命化を図ることがトータルとしての施設のライフサイクルコストを縮減するものであるとの理解に基づいて行われているものであり、合理的なものと考えられる。

しかしながら、各施設の個別の修繕計画と実績との対比状況を通査した場合、計画した修繕工 事が実施されていない、あるいは計画以外に大規模な修繕が行われている事例が散見される。

長期的な視点に立って今後 10 年間の設備の修繕計画を策定することは、不測の事態の発生も あり困難なため必ずしも計画通りに修繕が実施されるわけではないことは理解できるが、修繕の実 績が計画と乖離した場合にその要因について分析して今後の修繕計画の策定に活かすことが望 ましい。

4. 公有財産台帳への記載漏れについて【指摘4-1】

県は、昭和40年に施行された富山県財産管理規則第6条5号により、公有財産に関する台帳 を整備することが義務付けられている。このため、県が保有する公有財産は、公有財産台帳にお いて適切に記載される必要がある。

今回の外部監査においてスポーツ振興課の公有財産の登録状況について確認したところ、下 記の価格改定の内容が公有財産台帳に登録されていないことが判明した。

施設名	内容	時期	金額
県営富山武道館	耐震工事	平成 13 年 3 月	91,590,450 円

今回の反映漏れが発生した原因は、公有財産台帳の登録担当者が耐震工事について公有財 産台帳において価格改定を行うことが必要であるとの認識が無かったことに起因する。公有財産台 帳は県が保有する公有財産の状況を正確に把握するために必要であり、適時適切に更新していく 必要がある。このため、今後も同様の登録漏れを生じさせないために、改めて管財課より行われて いる公有財産台帳の取り扱いに関する通知を担当者間で共有すると共に、毎年度末に公有財産 台帳登録の必要な工事の登録状況の確認を徹底する必要がある。

第5節 県営住宅

第1項 概要

1. 制度の趣旨

県営住宅は、公営住宅法及び富山県営住宅条例に基づき、富山県が健康で文化的な生活を 営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するこ とにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置するものである。

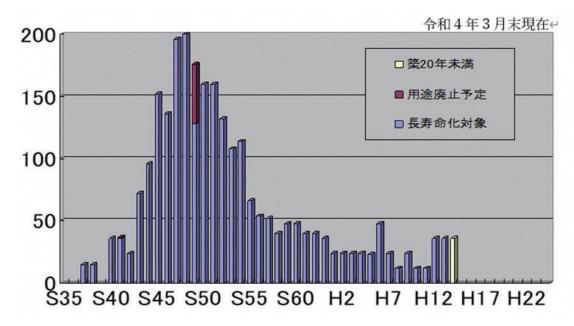
なお、県営住宅の管理運営については指定管理者制度を導入しており、公募により平成 30 年 度から令和4年度までの指定管理者として光陽興産株式会社が選定されている。

2. 県営住宅ストックの状況

県営住宅は、昭和36年度から平成14年度までの間に建設されており、令和4年3月末現在24 団地 133 棟 2,612 戸がある。このうち昭和 30 年代から 50 年代前半までに建設されたストックは総 ストック数の4分の3(1,828 戸)を占める。

これらのストックが令和 10 年代前半からの約 20 年間に、一斉に更新時期(耐用年数)を迎える。

〈県営住宅の建設年代別・構造別管理棟・戸数>



建設年代	棟数	戸数	
昭和 30 年代	2棟(0)	30戸(0)	
昭和 40 年代	53 棟(3棟)	1,125 戸 (49 戸)	
昭和 50 年代	50 棟(0)	934 戸(0)	
昭和 60 年代以降	28 棟(0)	523 戸(0)	
計	133 棟(3棟)	2,612 戸 (49 戸)	

(出典:富山県営住宅長寿命化計画)

※ ()内は、用途は廃止予定のもの(内数)

3. 過去3年間の入居者推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者世帯(60歳以上のみの世帯)	736	759	751
生活保護世帯	85	83	87

(出典:土木部建築住宅課作成資料)

- ※ 各年度の数字は年度当初(各年度4月1日)の世帯数となる。
- ※ 各世帯数には重複がある。

- ・原則として同居する親族がいること
- ・入居しようとする世帯全員の所得が、定められた基準以下であること
- ・現に住宅に困窮していること
- 税を滞納していないこと
- ・暴力団員でないこと

5. 家賃

施設の立地・設備・建築後経過年数等の居住環境を元に、入居者の世帯収入階層別に算定される。

第2項 供給量についての検討状況

1. 概要

(1)入居率の推移

過去 10 年間の県営住宅入居率は下表のとおり推移している。

(単位:戸)

時期	入居率	管理戸数	入居戸数	退去戸数	年度末 入居戸数
平成25年度末	92.42%	2,678	146	169	2,475
平成26年度末	91.73%	2,648	125	171	2,429
平成27年度末	89.50%	2,628	108	185	2,352
平成28年度末	86.99%	2,628	114	180	2,286
平成29年度末	84.36%	2,628	105	174	2,217
平成30年度末	82.04%	2,628	119	180	2,156
令和元年度末	79.41%	2,628	105	174	2,087
令和2年度末	77.83%	2,612	93	147	2,033
令和3年度末	73.51%	2,612	53	166	1,920
令和4年度末	70.14%	2,612	59	147	1,832

(出典:富山県土木部建築住宅課作成資料)

10 年前の平成 25 年度末における県営住宅入居率は 90%を超える高い入居水準であったが、 令和 4 年度末の入居率は 70% 台まで落ち込んでいる。

上表が示すとおり、特に令和3年度からの入居戸数が著しく減少しており、退去戸数が入居戸数の2倍を上回る状況となっている。

2. 監査手続

土木部建築住宅課において、以下の監査手続を実施した。

- ア. 入居率の減少に関する原因分析を行っているか。
- イ. アの分析結果を踏まえ、県営住宅の保有総量の適正化について検討がなされているか。
- ウ. 保有総量の適正化に向けた計画が策定されているか。また計画は数値化されているか。
- エ. 施設ごとに評価が実施され、存廃(建替え、譲渡、廃止など)についての方針が検討されているか。
- オ. 存廃(建替え、譲渡、廃止など)の判断根拠が残されているか。

3. 監査結果

- (1) 県営住宅必要量の見直し【意見】(第8項1に記載している)
- (2)維持管理、建替え、用途廃止基準の明確化【意見】(第8項2に記載している)

第3項 品質(長寿命化)についての検討状況

1. 概要

- (1)長寿命化に関する基本方針
- ①ストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針

県営住宅の状況を随時に的確な把握ができるよう、定期点検を実施するとともに、整備内容や 修繕・改善履歴等の施設データを適切に整備しておく。

【点検項目】

- ・建築物の点検(建築基準法第12条第2項の点検で3年毎に行う)
- ・建築設備の点検(建築基準法第12条第4項の点検で毎年行う)
- ・給水施設の点検
- ・防災設備の点検
- •遊具の点検
- •その他県営住宅の維持管理に必要な点検

②長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

予防保全的な維持管理及び耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施することにより、県営住宅の長寿命化を図ることとし、特に経年劣化が進みやすい外壁塗装工事、防水改善工事について、仕様のグレードアップ等による耐久性の向上、定期的な予防保全的な維持管理の実施により、ライフサイクルコストの低減・事業の平準化を図る。また、定期的な点検を充実させ、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐと共に、修繕や改善の効率的な実施を行う。

(2)長寿命化を図るべき県営住宅

①ストックの事業手法別戸数表

令和4年3月末現在

管理戸数	数	2,612 戸	133 棟
•新	規整備事業予定戸数	0戸	0棟
•維	持管理予定戸数	2,563 戸	130 棟
3	うち計画修繕対応戸数	0戸	0棟
3	うち改善事業予定戸数(長寿命化を図るもの)	2,563 戸	130 棟
	個別改善事業予定戸数	2,563 戸	130 棟
	全面的改善事業予定戸数	0戸	0棟
3	うちその他戸数	0戸	0棟
•建	·建替事業予定戸数		0棟
•用:	途廃止予定戸数	49 戸	3棟

(出典:富山県営住宅長寿命化計画)

②長寿命化を図る県営住宅一覧(内訳)

令和4年3月末現在

						建設年度
所在地	団地名	棟数	戸数	うち長寿命化を 図るもの	うち用途廃 止予定	
		(棟)	(戸)	図のもの		
	東新庄	4	70	70		S37~38, 45
	入船	3	88	88		S49~51
	五福	2	39	39		S51、H5
	不二越	4	104	104		S46~47
	城川原	5	136	136		S47~48
富山	水橋東部	5	112	64	2棟48戸	S49, S51~52
市内	古寺	7	144	144		S50~52
	石坂	6	96	96		S53~54
70 棟	赤田	4	66	66		S54
1,351 戸	藤木	8	120	120		S55~56
	蓮町	5	92	92		S57~58
	下冨居	7	136	136		S59~61
	根塚	4	64	64		S62~63
	富山南	5	60	60		S63∼H2
	曙	1	24	24		H6
高岡	東中川	1	24	24		S47
市内	中川	2	24	24		S52~53
9 棟	蓮花寺	4	120	120		S46~48
216 戸	蓮花寺北	2	48	48		S53

						建設年度
所在地	団地名	棟数	戸数	うち長寿命化を	うち用途廃	
		(棟)	(戸)	図るもの	止予定	
	海老江	4	48	48		H9∼11
	堀岡	4	60	60		S45、H7∼8
	片口	1	1	-	1棟1戸	S41
射水	太閤山	42	828	828		S39∼H6
市内	北ブロック	15	324	324		S43~45, S47
54 棟	中ブロック	12	168	168		S39∼42、 H3、H4、H6
1,045 戸	南ブロック	15	336	336		S47~51
	太閤山東	3	108	108		H12~14(H14(1棟 36 戸)は建設後 20 年を 経過していない*)
合計		133	2,612	2,563	3 棟 49 戸	S37~H14

^{*:} 令和4年度末に20年を経過するため、令和5年度以降は長寿命化を図るものとする。

(出典:富山県営住宅長寿命化計画)

(3)長寿命化のための維持管理計画

①修繕事業

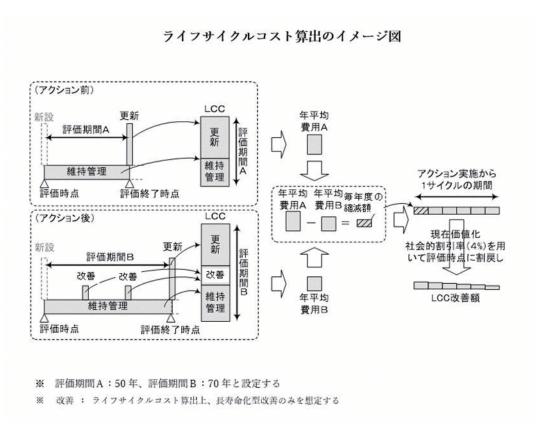
- ・屋上防水等の修繕
- ・給排水管等の建築設備の維持修繕
- ・給湯器、風呂釜、流し台等住宅設備の取替等

②改善事業

- •居住性向上型
- •福祉対応型
- •安全性確保型
- •長寿命化型
- 脱炭素社会対応型

(4)長寿命化のための維持管理による効果

従来の対処療法的な維持管理から予防保全的な維持管理へ移行することで、県営住宅の長 寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る。



(出典:富山県営住宅長寿命化計画)

2. 監査手続

- ア. 施設の役割や機能などから、どの程度の品質のものを維持していくかの検討が行われている かを確かめる。(県庁内での検討状況のほか、地域住民からの意見集約や類似施設の調査など)
- イ. 更新や維持修繕のための計画が検討されているかを確かめる。
- ウ. 譲渡・廃止までの計画が検討されているかを確かめる。
- エ. 建築物の点検、修繕等の過年度履歴が整備されているかを確かめる。
- オ. 令和4年度の修繕及び改善事項の実施状況を確かめる。

3. 監査結果

(1)県実施の修繕工事の予算執行額について【意見】(第8項3に記載している)

第4項 財源についての検討状況

1. 概要

(1)過去5年間の県営住宅の収支推移

下表のとおり、過去5年間の県営住宅維持管理費は主に使用料収入により賄われている。表2 の公営住宅ストック整備事業費単独でみると支出が収入を上回っているが、表1の収支と合算でみ ると、収入が支出を上回る状況にある。

なお、担当者への聴取により、県営住宅の収支については単年度別かつ県営住宅全体での収 支管理しか行われておらず、中長期的な期間を通じた収支の管理や物件別の収支の管理は行わ れていない状況にある。

表1 県営住宅維持管理費(出典:富山県土木部建築住宅課作成資料)

区			金名	頁(単位:千	円)		
分	項目	平成	令和	令和	令和	令和	備考
7,7		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
	使用料収入	533,237	503,872	499,128	480,675	456,549	家賃収入
	雑入	11,477	11,720	9,234	6,822	17,989	滞納繰越金
ılπ	運用収入	32	32	36	2	2	財産運用収入
収入	繰入金	5,000	4,000	4,000	4,000	5,000	敷金基金
	国庫	12,057	19,000	15,120	824	4,075	*1
	起債	_		55,000		4,000	
	収入合計	561,804	538,625	582,520	492,324	487,615	
	工事請負費	71,982	69,100	91,185	41,155	36,425	
支	委託料	130,066	126,951	161,888	128,531	124,347	指定管理料等
出	その他	61,813	72,015	63,504	62,359	62,983	
	支出合計	263,863	268,067	316,577	232,046	223,755	
T[又入-支出	297,941	270,557	265,942	260,277	263,860	

^{*1:}社会資本整備総合交付金

表 2 公営住宅ストック整備事業費(出典:富山県土木部建築住宅課作成資料)

12,							
区分	項目	平成	令和	令和	令和	令和	備考
刀		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
ılπ	国庫	27,814	53,749	49,170	23,125	37,198	*1
収入	起債	27,000	90,000	63,000	23,000	31,000	*2
人	収入合計	54,814	143,749	112,170	46,125	68,198	
	工事請負費	55,174	128,302	176,253	60,564	86,199	
支	委託料	9,898	8,706	7,271	11,044	2,209	
出	その他	79	1,590	3,469		_	
	支出合計	65,151	138,599	186,994	71,608	88,409	
Ц	又入-支出	△10,337	5,149	△74,824	△25,483	△20,211	

^{*1:}社会資本整備総合交付金

^{*2:}公営住宅建設事業債

(2) 県営住宅家賃の設定

県営住宅の部屋別の家賃は、①施設の立地・設備・建築後経過年数等の居住環境をもとに② 入居者の世帯収入階層別に決定される。

具体的な算定式は、(収入階層別)家賃用と近傍同種の住宅家賃用の2種類があり、計算方法 が異なっているが、部屋別の家賃設定にあたって、この2種類の計算式を組み合わせている。

(3)過去5年間の家賃収納率推移

過去5年間の現年度分の家賃収納率は 90%台後半で推移しており、高い水準にある。一方で 過年度分の家賃収納率は低い水準にあり、また年度によって収納率にばらつきがある。

(単位:千円)

		現年度	過年度			
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
令和4年度	460,514	456,549	99.14%	69,260	3,306	4.77%
令和3年度	483,849	480,675	99.34%	72,461	6,375	8.80%
令和2年度	504,409	499,128	98.95%	76,416	9,234	12.08%
令和元年度	511,855	503,872	98.44%	80,165	11,720	14.62%
平成 30 年度	541,548	533,237	98.47%	83,332	11,477	13.77%

(出典:富山県土木部建築住宅課作成資料)

※ 過年度欄は、過年度家賃滞納分の収納率を示したもの

2. 監査手続

- ア. 更新や維持修繕に必要となるコストが適切に算定されているかを確かめる。
- イ. 必要なコストの財源措置について検討がなされているかを確かめる。
- ウ. 予防保全による場合と事後保全による場合の維持管理コストがどのように算定されているかを 確かめる。

3. 監査結果

(1)中長期的な県営住宅の維持にかかる収支管理【意見】(第8項4に記載している)

第5項 計画及びモニタリングの状況

1. 概要

(1)計画修繕及び改善事業

物件ごとに10年先までの計画修繕及び改善事業の予定表が作成されている。

(2)用途廃止

令和4年度において、以下の3棟49戸の県営住宅が用途廃止予定となっている。

・片口の戸建て住宅(1棟1戸)

昭和 41 年に建設され、昭和 53 年に2戸を1戸とする住宅改善を行っているものの、建設後 30 年以上の期間を経過し老朽化が著しい。平成 10 年に用途廃止に向けた入居者説明会が実施されているが、入居者の退去が進まず用途廃止が遅れている(令和 5 年度現在、入居者退去済み)。・水橋東部1号棟、2号棟(2棟 48 戸)

水橋東部の3~5号棟を代替住宅として位置づけ、用途廃止予定として、平成 26 年4月から新 規募集を停止している。

2. 監査手続

- ア. 今後の対応について計画として取りまとめられているか。
- イ. 計画の進捗状況についてどのようなモニタリングがなされているか。

3. 監査結果

入居者との調整から用途廃止まで時間を要する案件があり、用途廃止における課題はあるものの、用途廃止の計画及び決定は計画的に実施されており、特段の指摘及び意見はない。

第6項 事務手続について

1. 概要

(1)指定管理者

平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間の県営住宅の指定管理者として、光陽興産株式会社が選定されている。指定管理者が実施する業務の範囲は下記のとおりである。

- ・県営住宅の維持修繕に関する業務(設計額が1件100万円未満のもの)
- ・家賃の収納に関する業務
- ・その他県営住宅の管理に関して知事が必要と認める業務

(2)指定管理者による修繕業務の実施状況(出典:令和4年度富山県営住宅事業報告書)

(単位:千円)

豆八	経常	修繕	空家	修繕	計	
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	57	2,995	7	1,706	64	4,702
5月	60	2,050	9	1,635	69	3,686
6月	66	4,178	10	1,771	76	5,949
7月	56	2,858	12	3,590	68	6,449
8月	50	4,594	14	3,886	64	8,481
9月	65	4,724	11	2,712	76	7,437
10 月	66	2,875	17	5,476	83	8,352

区分	経常	修繕	空家	修繕	計		
上	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
11月	76	4,815	11	2,161	87	6,976	
12 月	47	1,400	0	_	47	1,400	
1月	54	3,175	0	_	54	3,175	
2月	70	3,987	0	_	70	3,987	
3 月	69	4,868	17	4,339	86	9,207	
計	736	42,524	108	27,281	844	69,805	

[※] 空家修繕は入居者の退去に伴う修繕である。

(3)入居関係業務

入居の募集に関する業務及び入居手続に関する業務は指定管理者が実施している。

2. 監查手続

- ア. 施設運営にかかる契約(指定管理者との契約、業務委託や保守、修繕契約など)が適切に実施されているかを確かめる。
- イ. 取得や資本的支出を行った財産について、公有財産台帳へ適切に登載されているかを確か める。
- ウ. 施設の貸付に係る手続(入退去の手続)は適切に実施されているかを確かめる。

3. 監査結果

(1)修繕費の費用負担区分の判断根拠【意見】(第8項5に記載している)

第7項 その他

1. 県営住宅の整備及び管理における今後の課題

(1)概要

現在の少子高齢化や経済の状況を踏まえると、今後も県営住宅が住宅のセーフティーネットとして重要な役割を果たしていくことが想定される。その中で、県営住宅は老朽化の問題、高齢者世帯への配慮(バリアフリー化等の居住環境の改善や定期的な見守り活動など)に伴うコスト増大、市町村との協議を踏まえた公営住宅の保有適正量の検討等、課題が多く残っている。

(2)監査手続

ア.県営住宅が抱える課題に対して、どのような施策がとられているかを確かめる。

イ.現場視察を実施し、県営住宅の管理状況及び空室状況を確かめる(視察対象:太閤山団地、 東新庄団地)。

(3)監査結果

様々な課題を抱えている状況ではあるが、課題は認識されており、それに対応する取組みも実施又は検討されている状況にあるため、現時点では特段の指摘や意見はない。

第8項 県営住宅に関する指摘及び意見

1. 県営住宅必要量の見直し【意見5-1】

第1項 概要で述べたとおり、令和4年度末の入居率は70%台まで落ち込んでいるものの、入 居率の減少原因が把握されていない。入居率の減少には様々な原因が考えられ得るが、原因が 分析されていない以上、適切な対応策を決定することができない。そのため、入居者へのアンケー トや入居者層の推移を把握するなど、入居率の減少原因の把握に向けて努力することが望ましい。 また入居者の減少原因が県営住宅のニーズの減少に伴うものであれば、現在実施している県 営住宅ニーズ等に関する基礎調査の結果を踏まえ、将来の県営住宅の必要量を見直す必要があ る。

2. 維持管理、建替え、用途廃止基準の明確化【意見5-2】

富山県では「富山県営住宅長寿命化計画」(令和4年3月改定版)において、長寿命化を図るべき県営住宅を明示し、当該計画に基づき県営住宅の修繕及び改善工事等を実施している。

令和3年度以前の計画では、県営住宅の建替えを前提としていなかったが、令和4年度以降 10年間を対象とした「富山県営住宅長寿命化計画」では、「建替事業は、必要に応じて検討すること」とし、「建替事業を行う場合でも、総管理戸数は削減すること」としている。令和5年度現在、県営住宅の中長期的なあり方を検討し、具体化した方針を計画に反映させることを目的として、県営住宅ニーズ等に関する基礎調査を実施しているものの、当該シミュレーション結果を踏まえて次のステップ(維持管理、建替え、用途廃止等)についてどのような対応を採るべきかの具体的な判断指針が存在していない。

当該シミュレーション結果や近年の入居率の低下を踏まえた対応が求められることを考慮すると、 維持管理、建替え、用途廃止の実施方針を明確にする必要がある。

3. 県実施の修繕工事の予算執行額について【意見5-3】

県は予防保全による修繕の実施によりライフサイクルコストの低減及び事業費の平準化を図ることを前提とした計画を立てている。一方で、下表が示すとおり、県実施の修繕及び改善工事について、当年度予算の執行率が5割を下回る年度・事業がある。このような場合、必要な修繕がタイムリーに実施できないことから、事後コストの増大や、建物の老朽化による事故の発生等の弊害が生じる可能性が懸念される。

本件の予算に対する執行額が低調となった背景を担当者に聴取したところ、時期により技術者が不足する場合があることに加え、入居者との各種調整に手間がかかるといったマイナスイメージから、入札が敬遠され不調に終わっているケースが多いとのことであった。このようなことから、単純

な設計額(予定価格)の増額では解決が難しい旨も併せて聴取している。そのため、本件の解決に 向けては、入居者との調整に手間がかかることを客観的にし、設計金額に反映させるか、それがで きないのであれば、金額以外の観点で、県営住宅工事の入札にインセンティブが働くような代替案 を県として考案することが望まれる。

【令和4年度実施の修繕工事の予算と実績対比表】

(単位:千円)

項目	事業名	予算区分	予算 令和4年度	実績 執行額	予算-実績
指定管理者 修繕	県営住宅維持 管理費	委託料	69,818	69,805	12
県修繕	県営住宅維持 管理費	工事請負費	79,375	36,425	42,950
県改善	公営住宅ストッ ク整備事業費	工事請負費	183,151	86,199	96,951
	合計		332,344	192,430	139,914

(出典:富山県土木部建築住宅課作成資料)

※ 当年度の未執行予算は、翌年度に限り繰り越すことができる。 なお、参考として、県修繕及び県改善工事に関して、繰り越された工事の翌年度における執 行額(過去5年間)を示すと、下表のとおりとなる。

(単位:千円)

事業名	区分	項目	平成	令和	令和	令和	令和
		7	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
県営住宅	繰越	工事請負費	_	_	_	30,191	38,976
維持管理	明許	予算					
費		工事請負費	_	_	_	10,000	4,799
公営住宅	繰越	工事請負費	28,916	146,805	103,848	56,701	196,226
ストック整	明許	予算					
備事業費		工事請負費	28,916	146,805	103,841	56,700	167,058

(出典:富山県土木部建築住宅課作成資料)

※ 工事請負費予算は、前年度に未執行となった工事予算のうち、必要な工事予算を翌年度に 繰り越したものである。

4. 中長期的な県営住宅の維持にかかる収支管理【意見5-4】

県営住宅は中長期的な期間にわたり維持管理されており、また、主な資産が土地及び建物でイニシャルコストがかさむ特徴があることから支出がトップヘビーとなり、単年度では収支が均衡しな

い特徴がある。それに加え、定期的な大規模修繕が生じることから、年度ごとの収支は当然に変動 が生じるものと考えられる。

一方で、現状の県営住宅予算に対する収支管理は単年度かつ県営住宅全体レベルでのもの であり、当初の建設に伴う支出や、定期的に発生する大規模修繕及び撤去費用との均衡を考慮し た収支管理となっていない。

建物の耐用年数等に照らした中長期的な意思決定が必要であると考えられることから、物件別 かつ中長期的な期間にわたる収支管理を行う必要があると考えられる。

5. 修繕費の費用負担区分の判断根拠【意見5-5】

県営住宅の緊急修繕、一般修繕、空家修繕のうち、設計金額が 100 万円未満の小規模な修繕 は指定管理者が実施する。費用負担について、県又は入居者いずれの負担によるかの判断基準 は、「富山県営住宅指定管理者業務仕様書 別添一1」により定められている。主な考え方としては、 入居者の原因による汚損、破損等の修繕に要した費用は入居者の負担となる。

費用分担の定めにおいては、一般的に台所排水管詰まりを直す費用や破損ガラスの取替費用 は入居者が負担する修繕工事の例として記載されている。一方で、工事実施業者が作成する「工 事完了調書」を閲覧すると、台所排水管詰まりや破損ガラスの取替が県の予算で実施されている。 その理由を担当者に確認したところ、例えば台所の排水管詰まりの場合、日常生活における使用 方法等の問題により詰まりが生じているときには、発生した修繕費の負担を入居者にお願いしてい るが、建物の経年劣化等に起因して発生したときには、県の予算で修繕を実施している旨の回答 を得た。

このように、費用負担区分について案件ごとに判断が行われていると見受けられるが、「工事完 了調書」を閲覧しても当該判断に関する検討過程が文書化されていない事例が散見されている。 入居者と県の費用負担が適切に行われていることが事後的に検証できるよう、例えば当該検討過 程を「工事完了調書」等に残しておくことをルール化することが考えられる。

「富山県営住宅指定管理者業務仕様書 別添―1」

○費用負担区分

下表に記載の常時手入れや修理が必要で日常軽微な修繕については、原則入居者負担とす る。ただし、下表以外でも、その原因が入居者の責任による場合には入居者の負担とする。

修繕内容(一部のみ抜粋)

- 1. 各住戸
 - ○建具関係

木製建具、金物、ドアの引き手、錠・鍵類、破損ガラスの取替

○排水設備

排水管の漏水、つまり、キッチンユニットの部品、洗濯パン

第6節 警察施設

第1項 概要

「富山県警察施設個別施設計画(令和3年9月)」によれば、令和3年3月31日時点で県警察施設として14の警察署、交通機動隊、運転教育センター、航空隊、装備センター、68の宿舎、57の交番、91の駐在所が設置されている。なお、同計画によれば、県内警察署等の施設の経過年数は下記のとおりであり警察署建物を含めて全体的に老朽施設が多い(交通機動隊については、警察機動センターとして令和5年7月に新築整備)。

	4	子 另	J			建設年度	経過年数	構造
*	*26	4494	464	D44		S35	60	RC-2
交	通	機	動	隊	*	S41	54	RC-2
4.	津	档案	ছাত	署	4	S38	57	RC-3
魚	净	警	察	者	*	S62	33	NO-3
黒	部	警	察	署	*	S39	56	RC-2
高	田	档女	w.v	署	_	S41	54	RC-4
同	[m]	警	察	者	*	S57	38	RC-3
入	善	警	察	署	*	S48	47	RC-3
氷	見	警	察	署	*	S49	46	RC-3
運	転 教	育セ	ンタ	_	*	S50	45	RC-4
上	市	警	察	署	*	S52	43	RC-3
小	矢 计	部警	察	署	*	S53	42	RC-3
砺	波	警	察	署	*	S55	40	RC-3
滑	Ш	警	察	署	*	S57	38	RC-3
南	砺	整	察	署	*	S58	37	RC-3
警	察航	空	隊庁	舎	*	S62	33	S-1
装	備	セン	タ	_	*	H15	18	SRC-2
富	Щi	西 警	察	署	*	H20	12	SRC-5
射	水	警	察	署	*	H24	8	SRC-4
富	山中	央	警察	署	*	H28	4	RC-7
富	山 i	有 警	察	署	*	R2	0	RC-4

RC:鉄筋コンクリート造 SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造

★:本計画対象施設

(出典)富山県警察施設個別施設計画(令和3年9月)

第2項 供給量についての検討状況

1. 実施した手続

「富山県警察機能強化推進計画(令和4年2月)」等関連書類の閲覧のほか、県警察本部管財担当者にヒアリングを行った。内容は次のとおり。

富山県人口の減少、高齢化が全国を上回るスピードで進行する一方、インターネットの定着等による生活様式の変化、デジタル化の急速な進展に伴い警察事象が多様化、複雑化、広域化しており、必要十分な警察力(供給量)、施設の総量の見極めを行うにあたり、考慮要素が多い状況下にある。

「富山県警察機能強化推進計画(令和4年2月)」によれば、富山県警の組織の課題として、① 小規模警察署の脆弱性(事案対応力の分散)、②警察署間における業務負担の較差、③警察署 庁舎の老朽化を掲げており、課題解決のため警察署の統合(再編整備)、地域警察活動の充実を 図るなど取り組むべき施策の整理が行われている。

2. 監査結果

警察は県内の治安維持のために必要不可欠な組織であり、人口減少の一方で、地域のニーズ を踏まえると、最適な施設総量の見極めは容易ではないとみられる。県警察では現在、警察署の 再編を進めており、県管理方針に記載している総量の適正化を今後実施していく方針であることを 質問により確認した。この点について「長寿命化対策の検討【意見】」として第7項1に記載している。

第3項 品質(長寿命化)についての検討状況

1. 実施した手続

「富山県警察施設個別施設計画(令和3年9月)」、「富山県警察機能強化推進計画(令和4年 2 月)」等関連書類の閲覧のほか、県警察本部管財担当者にヒアリングを行った。内容は次のとお

令和3年度末現在、県内14警察署の半数以上にあたる8警察署が建設から40年以上を経過 しており、うち3警察署は耐用年数(50年)を経過しているなど、富山市、射水市の4警察署を除く すべての警察署で施設の老朽化が進んでいる。

「富山県警察施設個別施設計画(令和3年9月)」では、警察施設の現状把握と長寿命化に向 けた計画的な施設管理の実施について基本的な方針を示している。

2. 監査結果

警察署施設の長寿命化に向けた計画的な施設管理の実施について基本的な方針として、①定 期的な点検の実施、②事後保全から予防保全への転換、③長寿命化改修計画の策定を掲げて おり、長寿命化改修計画は策定段階にある。上述したとおり、県警察では現在、警察署の再編を 進めており、県管理方針に記載している総量の適正化を図る過程において、警察署施設の予防 保全や長寿命化も併せて今後実施していく方針であるとの回答を得た。この点について「長寿命 化対策の検討【意見】」として第7項1に記載している。

第4項 財源についての検討状況

1. 実施した手続

「富山県警察施設個別施設計画(令和3年9月)」、「富山県警察機能強化推進計画(令和4年 2月)」等関連書類の閲覧のほか県警察本部管財担当者にヒアリングを行った。内容は次のとおり。

長寿命化のための保全工事予算の確保に努め、警察施設全体の再編・統合を推進し保有総量 の最適化を図ることで将来の財政負担の軽減を目指すものとしている。

2. 監査結果

長寿命化のための保全工事の財源についても警察署施設の長寿命化に向けた計画的な施設 管理の実施施策が具体化される過程において、検討が進展するものと思われる。この点について 「長寿命化対策の検討【意見】」として第7項1に記載している。

第5項 計画及びモニタリングの状況

1. 実施した手続

「富山県警察施設個別施設計画(令和3年9月)」、等関連書類の閲覧のほか、県警察本部管 財担当者にヒアリングを行った。

2. 監査結果

現在、警察施設の長寿命化改修計画は、策定段階にあり警察署の再編統合の方向性と整合的 に、検討が進展するものと思われる。この点について「長寿命化対策の検討【意見】」として第7項1 に記載している。

第6項 事務手続について

1. 実施した手続

公有財産台帳の登録について県警察本部管財担当者にヒアリングを行い、試みに令和 5 年 7 月に完成した(竣工した)警察機動センター新築工事について、工事完成引渡書と建物台帳との 照合を行った。

2. 監査結果

警察機動センター新築工事について、工事完成引渡書と建物台帳との照合を行い、引渡し時期、面積、金額が一致していることを確認した。指摘及び意見はない。

第7項 警察施設に関する指摘及び意見

1. 長寿命化対策の検討【意見6-1】

県警察では「富山県警察機能強化推進計画」(令和4年2月策定)に基づき警察署の再編整備が進められている。この計画により、昭和30年代後半から昭和50年代後半に建設された10警察署は再編され新たな4警察署が整備予定であり、総量の適正化に努めているが、庁舎新築の検討に合わせて、旧庁舎の長寿命化対策についても具体的な検討を進めることが望まれる。

① 富山県立中央病院

富山県内の中核総合病院として、23 診療科、733 床の施設を有し、高度先進医療を提供するほか、教育研究の場としても大きな役割を担っている。施設概要は次のとおりである。

工 施設概要

敷地面積 57,724.51 ㎡ 延べ床面積 66,174.34 ㎡

区分	竣工	耐用	構造	面積	備考
	年	年数			
中央病棟A	H4	39	SRC 地下1階/10階	25, 737 m ²	
中央診療棟	H7	39	SRC 地下 1 階/5 階	21, 182 m ²	
外来診療棟	H7	39	SRC 地下 1 階/5 階	上記に含む	
中央病棟B	H22	39	SRC 3階	4, 611 m²	
先端医療棟	H28	39	SC 4階	7, 438 m ²	
厚生棟	S43	_	SC 4階	2, 159 m ²	H7 大改修 H26 耐震補強
医療交流棟	S54		SC 3階	2, 907 m²	H7 大改修 H26 耐震補強
その他				2, 140 m ²	

(出典)富山県立中央病院大規模修繕計画(平成30年11月)

② 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

富山県におけるリハビリテーションの中核的病院として、他の医療機関では受け入れ困難な重症患者等を積極的に受け入れ、効果的なリハビリの実施により、患者の早期回復、早期在宅復帰を促進している。個別施設計画(令和3年3月)によれば、施設概要は次のとおりである。

- (1) 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 竣工 平成 27 年 10 月 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 5 階建(一部 6 階建て) 延床面積 19,260.04 ㎡
- (2) 旧病院(地下1階、1階、2階、及び5階)竣工 昭和59年6月構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建延床面積9,523.95 m²

第2項 供給量についての検討状況

- ① 富山県立中央病院
 - 1. 実施した手続

「富山県立中央病院大規模修繕計画(平成 30 年 11 月)」等関連書類の閲覧のほか、県立中央病院管財担当者にヒアリングを行った。

2. 監査結果

中央病院は、継続的に高度先進医療を提供し、医療人材育成の中核として必要不可欠な組織である。高齢化が進む県内において医療ニーズが、足許で増加する一方で、長期的には人口減に伴い医療ニーズが減少することが想定され、最適な供給量の見極めが難しい。当面の間、必要十分な施設整備と長期的な設備利用のための施策実行が課題になるものと考える。指摘及び意見はない。

- ② 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター
 - 1. 実施した手続

「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター等個別施設計画(令和3年3月)」等関連書類の閲覧のほか、厚生部障害福祉課の管財担当者にヒアリングを行った。

2. 監査結果

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターは、他の医療機関では受け入れ困難な重症患者等を積極的に受け入れるリハビリテーションの中核として必要不可欠な組織である。県立中央病院と同様に当面の間、必要十分な施設整備と長期的な設備利用のための施策実行が課題になるものと考える。指摘及び意見はない。

第3項 品質(長寿命化)についての検討状況

- ① 富山県立中央病院
 - 1. 実施した手続

「富山県立中央病院大規模修繕計画(平成 30 年 11 月)」等関連書類の閲覧のほか、施設の視察、及び県立中央病院管財担当者にヒアリングを行った。内容は次のとおり。

主要施設である中央病棟A及び診療棟は、建設後約30年を経過している。平成30年に策定した大規模修繕計画は、空調・配管・電気機械設備などの経年劣化の進行に対処するため、予防保全の観点から適正な改修を計画的に行うことで設備の長寿命化を目指した期間10年の修繕計画である。

劣化が著しい設備の改修、既存不適格設備(建築時には適法であったが、その後の法改正等で不適格な部分が生じた設備)の是正を優先的に実行している。その中で医師や看護師と

いった職員の就労環境の整備も重要となるが、職員が利用している厚生棟の整備については計画において触れられていない。

2. 監査結果

大規模修繕計画は、定期点検報告書等を基礎に、一級建築士等による現地調査等を踏まえて建物及び設備機器類の劣化・損傷状況を把握し策定され、状況に応じて適宜、順序を入替えながら修繕が行われているとの回答を得ており、病棟・診療棟について修繕計画は適切に実行されているものと判断した。なお、職員の就労環境については第7項1に【意見】として記載している。

② 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

1. 実施した手続

「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター等個別施設計画(令和3年3月)」等関連書類の閲覧のほか、厚生部障害福祉課の管財担当者にヒアリングを行った。内容は次のとおり。

旧病院は建築後 30 年以上経過し老朽化が進んでおり、対処が必要である。また、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいても計画的に予防的な修繕を実施することにより施設の長寿命化(目標使用年数 60 年)を図る観点から策定された期間 10 年の修繕計画である。

2. 監査結果

修繕計画は、点検により老朽化の状況を把握し、劣化度と重要性から優先度を決定し、適切に計画されており、必要な修繕を実行しているとの回答を得た。指摘及び意見はない。

第4項 財源についての検討状況

① 富山県立中央病院

1. 実施した手続

「富山県立中央病院大規模修繕計画(平成30年11月)」等関連書類の閲覧のほか、施設の視察、及び県立中央病院管財担当者にヒアリングを行った。

2. 監査結果

中央病院は、病院の収入で支出を賄う独立採算制で運営されており、修繕計画も病院の機能を維持したまま、病院収入など病院の経営面を考慮した計画として策定されているとの回答を得た。指摘及び意見はない。

② 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

1. 実施した手続

「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター等個別施設計画(令和3年3月)」等関連書類の閲覧のほか、厚生部障害福祉課の管財担当者にヒアリングを行った。

2. 監査結果

個別施設計画は、新たな課題等が生じた場合に、必要に応じて対応方針を反映すべく計画修正を行うため、策定した計画により予算が確定されるものではないとされている。施設の計画的な保全の観点から、予算は適切に確保されることが望まれる。指摘及び意見はない。

第5項 計画及びモニタリングの状況

- ① 富山県立中央病院
 - 1. 実施した手続

「富山県立中央病院大規模修繕計画(平成 30 年 11 月)」等関連書類の閲覧のほか、施設の視察、及び県立中央病院管財担当者にヒアリングを行った。

2. 監査結果

計画の進捗管理資料はないが、計画の進捗は年次の施設状況報告により、把握し適宜計画の修正に反映させているとの回答を得た。指摘及び意見はない。

② 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

1. 実施した手続

「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター等個別施設計画(令和3年3月)」等関連書類の閲覧のほか、厚生部障害福祉課の管財担当者にヒアリングを行った。

2. 監査結果

旧病院について令和 13 年までの修繕・改修予定が組まれているが、計画の進捗は年次の施設状況報告により把握し、毎年優先度を見直し、適宜計画の修正が行われているものとみられる。指摘及び意見はない。

第6項 事務手続について

富山県立中央病院

1. 実施した手続

固定資産台帳、減価償却一覧表等関連書類の閲覧のほか県立中央病院管財担当者にヒアリングを行った。

2. 監査結果

特に指摘及び意見はない。

第7項 富山県立中央病院及び富山県リハビリテーション病院・こども支援センター施設に関する 指摘及び意見

1. 職員の就労環境について【意見7-1】

富山県立中央病院職員は、増加傾向(平成14年4月878名、令和4年4月1,186名)にあり、 ヒアリングによれば、施設が全体的に手狭になっているとの声が多いとのことである。中央病院は県 民ニーズに応えるため、患者優先の方針が採られており、中央病棟の施設整備にも表れている。

例えば、中央病棟5階には、職員が常時30名程度働くなか、患者用スペースを優先するため、職員トイレは男女兼用1か所(個室1)しかなかった。現在では、スペースの利用上の工夫で3か所に増え、就労環境の改善が少しずつ進められているところである。

県の中核病院として最高の医療サービス提供力を継続していくためには、医師・看護職員・技術職員・事務職員等の就労環境について、施設・制度といったハード・ソフト両面の整備が重要と考える。

中央病院の厚生棟と医療交流棟には、職員の更衣室、仮眠室、シャワールーム、資材置き場などが設けられている。本節第 1 項①で示したように昭和 50 年前後の建物であるところ、現在の策定されている大規模修繕計画(10 年(5 年経過))には、厚生棟の整備について触れられていない。今回のテーマである施設整備の観点から見ると、厚生棟の整備について、中央病棟の建替えの議論と合わせて検討を行うことを予定しているのかもしれないが、築年数を考慮すると厚生棟の新築又は大規模な修繕に関する検討をもっと早く進めることが必要ではないかと考える。

第8節 土地(未利用地)

第1項 概要

1. 未利用地についての対応状況

本県では、昭和62年度に県有地のより一層有効かつ高度な活用方法を調査研究するため、副知事を会長とする庁内プロジェクトチームとして「富山県県有地高度活用研究会」を設置した。平成5年11月には県有施設等の用地選定等の業務をより円滑に実施し、全庁的な連絡調整等を図るため、当研究会を発展改組し「富山県県有施設等の用地選定等に関する連絡会議」が置かれ、平成10年の「県有未利用地の活用及び整理の方針」の策定を契機に、以後毎年、「県有地の有効活用に関する部局長会議」において活用方法の検討及び土地の分類の見直しが実施されている。なお平成26年以降、連絡会議は開催せず、資料配布(持ち回り)により実施している。

具体的には「県有財産(土地・建物)の有効活用検討状況報告書」「未利用財産(土地・建物)の管理費等に関する調査報告書」「中長期計画における施設設置の検討状況報告書」を各室部局、経営管理部内各課に照会し提出させている。また、平成 10 年に策定された「県有未利用地の活用及び整理の方針」は、見直しを経て、現在は、「県有地の有効活用及び整理方針について」※と

して取りまとめられ、令和4年4月に「富山県県有施設整備等推進委員会の設置及び運営に関する要綱」を制定し、未利用地等活用検討部会を設置している。

※県有地の有効活用及び整理方針について <活用及び整理の方針>

県有地(土地開発基金保有地及び土地開発公社において県の委託により取得した土地を含む)のうち利用の少ない状態となっているもの(以下「未利用地」という。)について、全庁的な活用又は整理を進め、最も有効な活用を図るためこの方針が定められている。

この方針では未利用地を I 分類(保有)及び II 分類(売却・処分)に分類している。

I 分類 今後、利用される見込みが確実若しくは極めて高い可能性を有する場合、又は関係機関との信頼関係を維持するために特に必要な場合には保有する。

Ⅱ分類 規模や立地条件等から行政上の活用が期待できないため、売却・処分を検討する。

- (ア)処分に際し、支障となる事由がある財産
- ・境界係争地、公図混乱地域・寄付者の意向がある土地
- ・利用が制限される土地(埋蔵文化財包蔵地、市街化調整区域等)
- ・取得の経緯等から困難要因の多い土地 等
- (イ)経済情勢等諸般の状況を勘案して処分する財産
- ・地価の状況を見極めるのが適当な土地
- ・当面、貸付等で暫定利用するのが適当な土地
- (ウ)本年度の処分対象財産

また、県有未利用地については、一般競争入札による売却処分を基本としつつ、事業用定期 借地権の設定による土地の貸付など幅広い手法により、県有財産の有効活用を図る。

(出典: 県有地の有効活用及び整理方針について)

これまでの県有未利用地の売却状況(平成11年から令和3年度)は以下の通りである。なお令和4年度の売却実績はない。

区分	件数	面積(m²)	売却金額(円)
公共随契等	39	161,974.65	3,948,494,132
一般競争入札	64	424,857.93	5,402,652,139
計	103	586,832.58	9,351,146,271

(出典:令和4年度県有未利用地の状況について)

第2項 未利用地の状況及び今後の計画

1. 令和 4 年度の各部局結果の概要(件数・面積)は以下の通りである。

(単位: m²)

		暫定有	効活用中	遊位	木地	当日	+
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
I 分類(例	呆有)	9	59,601	3	98,030	12	157,631
Ⅱ分類	(ア)処分支	6	135,805	6	89,228	12	225,033
(処分)	障事由あり						
	(イ)状況によ	1	1,674	5	74,409	6	76,083
	り処分						
	(ウ)本年度	0	0	5	11,656	5	11,656
	の処分対象						
計		16	197,080	19	273,323	35	470,403

(出典:令和4年度県有未利用地の状況について)

2. 実施した手続

- ア. 担当者から所管未利用地に関する資料を徴し、ヒアリングにより概要を理解した。
- イ. 当該未利用地について、その経緯、現況及び今後の対策等に関して関係書類を査閲し、担当者へヒアリングを行った。
- ウ. 未利用地のうち数件任意にサンプル抽出し、現場視察を行い、管理状況等を確認した。

3. 監査結果

(1)現場視察結果

未利用地のうち、任意に4件抽出し、現場視察を行った。具体的には、

- (ア) JET 駐車場跡地
- (イ)旧 TIC 日本語学校校舎跡地
- (ウ)近代美術館本館敷地
- (工)蓮町職員住宅跡地

について現場視察を行った。これらの土地に対する指摘、意見は以下の通りである。

(ア)JET 駐車場跡地

所管課	土木部建築住宅課
現在地	富山県射水市黒河 891 番 1、池多 265 番2
分類	普通財産
面積	63,671.88 m²
取得年月日	平成3年4月
台帳価格	705,206,343 円

①民間車両による不法占有【指摘8-1】

現場視察時に当該未利用地にトラック 2 台が無断駐車されていた。現地は柵やロープを張る等の措置がなく簡単に駐車ができる状態にある。土地が広く全ての土地に柵やロープ等を設置するのは難しいと思われるが、看板などにより県有地である旨や無断駐車禁止の表示等を行い、再発予防に努められたい。

②定期的な維持管理が必要【意見8-1】

現場視察を行った結果、空き缶等が捨てられていたり、境界線がわからないほど草が生えていたりするなど適切な維持管理が行われていない状況にあるといえる。除草作業等、定期的な維持管理が必要と考える。

③今後の活用方法【意見8-2】

当未利用地は射水市の太閤山ランド東地区にある。地区計画によると建築物等は寄宿舎、日用品及び物品販売業を営む店舗(ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡を超えないもの)、飲食店、社会福祉施設、事務所等に用途が制限されている。平成 27 年度、28 年度に売却の公募を検討したが、購入希望者がなかった。当未利用地のような広大な土地を長期保有すると除草等の維持管理費用が増えることが考えられるため、売却、賃貸等活用方法の早期決定が望まれる。

(イ) 旧 TIC 日本語学校校舎跡地

所管課	生活環境文化部国際課
現在地	富山県富山市五福字城 3953-4
分類	普通財産
面積	1,484.58 m²
取得年月日	昭和 60 年 10 月
台帳価格	35,333,004 円

①無断使用への対応【意見8-3】

現場視察したところ、フェンス等が設置されていないため、簡単に侵入できる状態にあることが見受けられた。現状のままでは無断駐車等がなされる可能性が十分にある。過去、無断駐車されないようにロープが張られていたが、除雪時に破損してしまったとのことである。ロープ等の設置や県有地である旨や無断駐車禁止の表示等を行い、無断使用予防に努められたい。

②土地の境界【意見8-4】

除草が行われておらず、境界標が確認できない箇所があった。富山県財産管理規則第 13 条では「公有財産について常にその現状を把握し公有財産の維持保存、土地の境界に注意しなければならない」としており、定期的な除草を行い、境界を明らかにしておく必要がある。

③今後の活用方法【意見8-5】

地下埋蔵物(擁壁等)が存在し、埋蔵文化財包蔵地に指定され、売却する際には障害があるが、 近隣大学の学生の駐車場としてのニーズもあることから様々な角度から活用することを検討するこ とが必要と考える。

(ウ)近代美術館本館敷地

所管課	生活環境文化部文化振興課
現在地	富山県富山市西中野1丁目607番2外
分類	普通財産
面積	土地 4,977.12 ㎡
取得年月日	昭和 55 年 11 月新築
台帳価格	土地 241,141,464 円

①今後の活用方法【意見8-6】

本施設は、富山県立近代美術館条例に基づき設置され、昭和56年7月に開館したが、その後 老朽化が進み、耐震基準等を満たさない等の理由で、平成 28 年 12 月に閉館した。以降未利用 の状況となっている。

建物の活用が困難なことや建物の耐震改修費用及び建物を解体のうえ売却等を行うにも解体 費用で多額の経費が見込まれることから、有効な活用方法が見いだせない状況にある。更に、旧 富山県立近代美術館が位置する地域は、第二種中高層住居専用地域であり、建物を活用する際 は、第二種中高層住居専用地域の用途制限も満たす必要がある。

なお令和2年に旧富山県立近代美術館の施設及び敷地について、売却に係る公募型プロポー ザルを実施したが、採用者がなかった。

建物内部の視察を行ったところ天井、床のカビや雨漏り等があり、老朽化がかなり進んでいるこ とが見受けられた。建物を活用する際には、多額の耐震改修費用がかかることや売却や貸付しよう にも多額の解体費用が見込まれることから、有効な活用方法が見いだせない状況にあることは理 解できる。一方、当該施設を維持するにも樹木管理、清掃、警備業務の委託費用で年間 1,732 千 円(令和 4 年度実績)が必要である。県としても活用方法を継続して検討しているようであるが、早 急に対策を講じる必要がある。

(エ)蓮町職員住宅跡地

所管課	経営管理部管財課
現在地	富山県富山市蓮町1丁目1-2他
分類	普通財産
面積	16,028.56 m²
取得年月日	昭和20年4月
台帳価格	294,925,504 円

①老朽化した電灯の撤去【指摘8-2】

現場視察を実施したところ、未使用の老朽化した電灯が存在し、また倒れた電灯が放置されていた。老朽化し腐食した電灯が倒壊する可能性があり、危険であるため早急に撤去する必要があると考える。

②境界線が不明瞭【意見8-7】

定期的な除草が行われておらず、境界線が確認しづらい箇所があった。富山県財産管理規則 第13条では「公有財産について常にその現状を把握し公有財産の維持保存、土地の境界に注意 しなければならない」としており、定期的な除草を行い、境界を明らかにしておく必要がある。

③土地の活用方法【意見8-8】

当該未利用地の一部は SCOP TOYAMA や近隣会社のイベント開催時に臨時駐車場として利用されている状況にある。面積 16,028.56 ㎡もある広大な土地をイベント開催時に駐車場として利用するのみでは、著しく経済性、有効性に欠けていると考える。他の活用方法を早急に検討する必要がある。

(2)未利用地の活用方法について

1. 未利用地の情報開示の必要性【意見8-9】

富山県では、昭和 62 年度から県有地の活用及び県有施設の用地選定のための組織(富山県 県有地高度活用研究会、富山県県有施設等の用地選定等に関する連絡会議)が置かれ、平成 10 年に「県有未利用地の活用及び整理の方針」を策定した。

以後毎年、活用方法の検討及び土地の分類の見直しが実施されているが、長期間保有し、かつ現状においても活用方法等が見いだせない未利用地がいくつか存在している状況にあり、早急に売却等の有効活用を検討することが必要と考える。例えば市町村に対する定期的な情報提供や利活用の意向確認の実施や県のホームページに未利用地の情報を掲載するなど、広く県民に情報提供を行い、ニーズの把握に努めることも一法と考える。

第3章 過去の包括外部監査結果の措置状況について

過去の包括外部監査では平成11年度、平成13年度、平成18年度、平成25年度において公 有財産を対象とした監査が実施されている。

監査における指摘及び意見とその措置状況について所管課へ質問を実施した。その結果として、 未改善もしくは対応が継続中の指摘・意見及びそれに対する所管からの回答は以下のとおりとなっている。

- 1. 公有財産台帳への登録遅延・漏れ①
- (1)監査実施年度と指摘・意見の区分 平成 25 年度・指摘

(2)指摘の内容

公有財産台帳を閲覧したところ、経営管理部及び土木部が所管する財産のうち、取得時における台帳登録が遅延したものが発見された。なお、各部における状況は以下の通りである。

経営管理部

平成23年度中に行われた県庁舎本館電話交換設備設置工事53,553千円の登録が、平成24年度中に行われていることが判明した。

土木部

港湾課において、平成 5 年度中に行われた埋立により取得した土地の一部 149,078 千円の登録漏れが平成 24 年度中に発見され、登録作業が平成 25 年度に行われていることが判明した。

各所管課の説明によれば、いずれの場合も、財産の取得時期における業務が繁忙であったことに起因し、所管課として登録業務を失念したことにより台帳登録が遅れたと考えられるとのことであった。

富山県財産管理規則第24条第4項においては、「課室長等は、その所掌に属する公有財産の 取得等による異動があった場合には、直ちにこれを台帳に登録しなければならない」と規定されて いる。したがって、今後、公有財産の異動があった場合には、直ちに台帳登録を行う必要がある。

土木部

また、下冨居県営住宅の現場視察において、公有財産台帳に登録されていない建物が発見された。これは、富山県住宅供給公社が住民の求めに応じ建設した共同物置であり、同公社の解散時に受入処理が適切になされなかったことによると考えられる。

富山県財産管理規則第24条第4項に従い、速やかな台帳登録が必要である。なお、上記指摘を受け、所管課は既に台帳登録を行っている。

(3)措置の内容(「平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について」より) 公有財産の取得等があった場合は直ちに台帳に登録するよう各部局に指導した。今後とも継続して指導していく。

(4)実施した手続

どのような指導がなされたのかについて質問したところ、次のような回答があった。

県有財産の変動に伴う台帳登録については、入力漏れが発生しないよう各部局に対して適宜 注意喚起しているところ。財産調書作成にあわせて年度中に異動があった財産の台帳への登録を 徹底するよう注意喚起を行っている。

(5) 監査結果

台帳登録が適時になされず、遅延してしまうことに対して注意喚起することも有効ではあるが、遅延しないための仕組みを導入することを提案したい。たとえば、公有財産の取得や異動においては予算執行等の帳票を作成し必要な承認やチェックがなされるが、こうした帳票に公有財産台帳への登録の要否や登録済みかどうかといった項目も承認やチェックの対象とすることが考えられる。その際、登録済みの場合には台帳番号も帳票に記載するという方法も有効である。

- 2. 公有財産台帳への登録遅延・漏れ②
- (1)監査実施年度と指摘・意見の区分 平成 25 年度・意見

(2)意見の内容

上記にて指摘した台帳登録の遅延等を防止するために、システム入力が適時に行われるための手続を検討する必要がある。

具体的には、管財課から更なる注意喚起を行うとともに、各所管課においても、システム入力依頼の完了につき上席者が二重チェックを実施する等、システムへの入力漏れを防止する対応がなされることが望まれる。

(3)措置の内容(「平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について」より) 昨年度、年度中の公有財産の変動内容の確認及びシステム入力の徹底を周知した。今後とも、 公有財産の変動に伴う台帳登録については、財産調書の作成時に前任者や上司等へ異動の有 無を確認するよう促すなど、入力漏れが発生しないよう注意喚起していく。

(4)実施した手続

各所管課で適時に入力を行う、入力漏れを防ぐためにどんな対応がなされたのかについて質問 したところ、次のような回答があった。

県有財産の変動に伴う台帳登録については、入力漏れが発生しないよう各部局に対して適宜 注意喚起しているところ。財産調書作成にあわせて年度中に異動があった財産の台帳への登録を 徹底するよう注意喚起を行っている。

(5) 監査結果

- 1. と同様、注意喚起することも有効ではあるが、入力漏れが発生しないための仕組みを導入することを提案したい。
- 3. 借受財産の登録手続が規定化されていない
- (1)監査実施年度と指摘・意見の区分 平成25年度・意見

(2)意見の内容

県では、富山県財産管理規則第24条において借受財産台帳への登録を要するものとされているが、借受時の登録手続について規定されていない。

借受財産については、企業局の事業固定資産には該当しないが事業固定資産の運用と密接に 関わるものであり、借受手続の明確性を確保するために早期に明文化することが望ましいと考える。

(3)措置の内容(「平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について」より) 27年度中を目途に、借受手続及び登録の方法を明文化し、借受財産の管理の適正化を進める。

(4) 実施した手続

明文化がなされたのかについて質問したところ、次のような回答があった。

明文化は行っていないが、経営管理課において、毎年必要な情報を取りまとめて把握している。

(5)監査結果

企業会計以外においては、借受財産については借受財産台帳に登録することが規定化(富山 県財産管理規則第 24 条)されているため、登録手続を行うことになる。企業会計においても、この 手続をどのように行うのかについては、どういった形であれ明確になっている必要がある。経営管 理課において必要な情報を取りまとめているのであればその作業や手続をルール化してはどうか。

4. シティゴルフとやま

(1)監査実施年度と指摘・意見の区分 平成25年度・意見

(2)意見の内容

当施設は富山市中心部より比較的近郊にあるゴルフ練習場であり、草島西線の開通に伴い、通 勤客の利用も見込めることから立地条件は良好と考える。また、上表のように利用収入は減少傾向 にあるものの、なお、当施設運営により大幅な利益が確保できている。 ゴルフ練習場を公営で運営することの意義として、県民の健康維持増進に寄与することが挙げられるが、上記グラフのように利益を安定的に確保できていることを考慮すれば、公営で施設保有しなくては運営できないような状況とは考えにくい。

行政改革推進会議での検討を踏まえ指定管理者制度を導入した経緯があることから、収支状況等を注視していく必要があるが、長期的な運営方針の決定にあたっては、民間への譲渡の可能性も含めた検討が必要である。

(3)措置の内容(「平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について」より)

当面は運営を継続していくこととしているが、今後の方針については、工業用水道事業全体の 収支状況を踏まえて検討していく。

(4)実施した手続

長期的な運営方針は定められているかどうか、また、その中で民間への譲渡は検討されているかどうかについて質問したところ、次のような回答があった。

現在、施設の老朽化や収支状況等を踏まえ、適切な廃止時期等の検討を行っている。また、廃 止後のあり方については、民間への譲渡も含め、有効活用策について検討していく。

(5)監査結果

検討が継続している状況にある。諸条件を考慮し、適切な判断を行っていただきたい。

- 5. 富山中央駐車場及び富山駐車場
- (1)監査実施年度と指摘・意見の区分 平成25年度・意見

(2)意見の内容

駐車場事業については、一般的にその性質からは民間でも十分に実施できるため、県事業として実施する必然性は低下している。特に富山駐車場については、昭和 51 年度に取得して以降、 老朽化も進んでおり、運営を継続する場合には、将来大規模修繕もしくは建替えが必須となると予想される。

したがって、市街地における総合交通対策の一環として実施している駐車場事業については、 地域開発事業としての収益を旧県営スキー場の債務処理に充当していることから、直ちに廃止す ることは困難としているが、近隣における民間駐車場増加の状況を踏まえ、長期的な運営方針の 決定にあたっては、県として事業継続する意義及び売却を含めた検討が望まれる。 (3)措置の内容(「平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について」より)

富山駐車場は駅周辺の民間駐車場の増加により公営事業として担ってきた当初の役割の薄れてきていること等から、平成27年9月末をもって廃止した。富山中央駐車場については、引き続きそのあり方の検討を行っていく。

(4)実施した手続

富山中央駐車場の現状について質問したところ、次のような回答があった。

富山中央駐車場の収益は旧県営スキー場事業の債務処理に充当しているため、当面は営業を継続することとしているが、施設の現状や周辺の民間駐車場の状況も見極めながら、引続きそのあり方を検討していく。

(5)監査結果

検討が継続している状況にある。諸条件を考慮し、適切な判断を行っていただきたい。

- 6.企業局の有する普通財産としての土地
- (1)監査実施年度と指摘・意見の区分 平成 25 年度・意見

(2)意見の内容

企業局は富山県公営企業の設置等に関する条例第2条において、「常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされている。

この点、電気事業では普通財産として土地を保有しているが、公営企業が普通財産を長期で保有することは望ましくない。

したがって、普通財産については事業上の利活用を検討するなど早期の整理に努められたい。

(3)措置の内容(「平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について」より) 処分することも考慮したうえで、事実上の利活用を検討していく。

(4) 実施した手続

現状について質問したところ、次のような回答があった。

周辺の需給状況を見ながら売却に向けて検討していく。

(5) 監査結果

望ましくない状況が平成25年度の監査実施から相当程度時間が経過しても解消されていない。 早期の整理に努めていただきたい。

- 7. 移転後の美術館の有効活用
- (1)監査実施年度と指摘・意見の区分 平成25年度・意見

(2)意見の内容

本施設については、今後、移転後の旧美術館のあり方について検討が必要となる。移転後の現建物の利用について、県立文化施設耐震化・整備充実検討委員会の「新富山県立近代美術館(仮称)最終報告」を踏まえ、今後、大学、市町村などの関係機関・団体への利用のニーズ調査や必要な協議等も行いながら検討していくことが求められる。

(3)措置の内容(「平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について」より) 活用のニーズや利活用形態などについて、これまでいくつかの関係団体等に参考意見を聴取するとともに、利活用する場合の費用についても検討してきた。

本施設を一定程度整備して活用することについて、コストを踏まえて、本当に必要なニーズが存在するのか、また仮に活用する場合には、関係機関や民間活力の導入など、効果的な運用や管理方法が考えられないかといったようなことも含め、使う使わないも含めて、引き続き検討していく。

- (4)実施した手続及び監査結果 第2章 第8節を参照
- 8. JET 駐車場跡地
- (1)監査実施年度と指摘・意見の区分 平成 18 年度・意見

(2)意見の内容

総合リハビリテーション隣接地でも述べたように、本件の土地も144 千㎡という広大な用地を一括活用する考え方は、今や必ずしも現実的な解決策とはいえず、かえって全体の活用や処分をただいたずらに遅らせるだけのように思われる。

県では、平成10年度の前出の研究会(太閤山住宅団地研究会)において、一部用地の活用策として3棟の県営住宅団地を建てている。今後は、更に売却処分すべきゾーン、駐車場等活用すべきゾーンと区別して、段階的に買取りを進め、売却ないし事業化を展開する必要があると思われる。(略)

なお、今後は土地開発基金で取得する土地は、将来的な事業化の目途が十分見込めるものの みを対象とすべきであり、そのためにも基金による先行取得基準について明確に設定する必要が ある。また、取得後長期間を経過し当初予定した行政上の使用見込みの実現性が薄くなったもの については、早急に行政財産として受入れ、用途廃止のうえ売却処分を検討すべきである。

(3)措置の内容(「平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について」より)

県での具体的な活用方針がないことから平成17年度以降、売却も含めた処分を検討している。 土地開発基金による土地の先行取得については、計画が明確になっている事業に限り取得することを基本とするが、

- ①取得年度において、地価が著しく高騰することが予想される
- ②用地取得を円滑に行なうため、一括取得することが必要

など、先行取得の必要性を総合的に判断し、設置目的に沿った基金の活用を行う。

なお、基金で保有する土地については、部局長会議で売却を含め、今後の活用・整理方針を検 討していく。

(4) 平成 25 年度監査における質問への回答結果

JET 駐車場跡地については、従来より売却を含めた処分を検討してきたが、市街化調整区域であり開発行為等が制限されることなどから、これまで売却等が進まなかったものであるが、144千㎡のうち約64千㎡について、県外企業(コールセンター事業)の立地が内定し、平成26年度早々の着工が見込まれている。

なお、これに合わせて、射水市が、跡地全体について、今年度中に都市計画法上の地区計画 を定める予定であることから、残った敷地についても、従来より開発行為等が容易になるため、今 後、射水市とも連携しながら、企業立地等による売却等が進むよう努力してまいりたい。

(5)実施した手続及び監査結果

第2章 第8節を参照

9. 蓮町職員住宅跡地

(1)監査実施年度と指摘・意見の区分 平成25年度・意見

(2)意見の内容

利用度低下に伴う職員住宅保有の必然性の観点に加え、県有資産のコンパクト化の観点からも、 老朽化が進んだ職員住宅の解体処分を含めた統廃合等について部局横断的な議論が早急にな されることを期待したい。この点、県では職員住宅のあり方ワーキンググループにおいて、蓮町職 員住宅の今後の方針を検討された。今後も、当ワーキンググループの提言を中心に各所管課の意見を取り纏め、蓮町職員住宅全体の活用に向けた積極的な取り組みを推進されたい。

(3)措置の内容(「平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について」より)

運町職員住宅については、職員住宅のあり方ワーキンググループでとりまとめた基本方針を基 に、平成28年度より、警察本部所管分1棟、人事課・教育委員会・警察本部の共管分1棟の計2棟 の運用とし、それ以外については平成27年度末を目途に用途廃止する。

(4)実施した手続及び監査結果 第2章 第8節を参照